

平成26年山形村議会第4回定例会

議事日程（第2号）

平成26年12月11日（木曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

| | |
|------------------|----------------|
| 1 番 大 池 俊 子 君 | 2 番 上 条 浩 堂 君 |
| 3 番 新 居 禎 三 君 | 5 番 小 林 武 司 君 |
| 6 番 籠 田 利 男 君 | 7 番 増 澤 武 志 君 |
| 8 番 大 月 民 夫 君 | 9 番 西 牧 一 敏 君 |
| 10 番 竹 野 入 恒 夫 君 | 11 番 赤 羽 千 秋 君 |
| 12 番 三 澤 一 男 君 | 13 番 平 沢 恒 雄 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|------------------------|
| 村 長 百 瀬 久君 | 副 村 長 中 村 俊 春君 |
| 教 育 長 山 口 隆 也君 | 会 計 管 理 者 小 口 正君 |
| 総 務 課 長 中 村 康 利君 | 税 務 課 長 野 口 英 明君 |
| 住 民 課 長 青 沼 永 二君 | 保 健 福 祉 課 長 塩 原 美 智 代君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 倉 科 寛君 | 保 育 園 長 百 瀬 清君 |
| 産 業 振 興 課 長 住 吉 誠君 | 建 設 水 道 課 長 赤 羽 孝 之君 |

教育次長 根 橋 範 男君

総務課 主 幹 上 條 憲 治君

事務局職員出席者

事務局長 籠 田 佐 知 子君

書 記 中 村 光君

◎開議の宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

全員出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは禁じられております。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、11番・赤羽千秋議員、12番・三澤一男議員を指名します。

◎一般質問

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いいたします。

また、理事者等が質問内容を確認するため、議員に質問することは申し合わせにより認めておりますので申し添えます。

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位1番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項1「地域公共交通活性化・再生法の改正に当たって村の対応について」を質問してください。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） おはようございます。議席番号3番、新居禎三です。

質問に入る前に少し、9月27日に村内でクマに襲われ負傷された村民の方々に心よりお見舞い申し上げます。また、同じ日に御嶽山の噴火によりまして亡くなられた方が多数いらっしゃいます。改めてご冥福をお祈り申し上げます。

加えて11月22日の神城断層地震により被災された方々にも心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思いますが、6月の定例会でも私、公共交通について質問いたしましたが、今回は法律の細部が決定されてきましたので、一部重複するところがあるかもしれませんがお許しいただきたいと思っております。

持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るための地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部改正が11月20日に施行されました。これは今まで民間事業者が事業運営を任せ切りであった従来の枠組みから脱却し、地方公共団体が先頭

に立って、地域の関係者が知恵を出し合い、合意形成のもとで持続可能な地域公共交通網を構築し、その実現に向けて活性化を図るためのものです。

バス網の改善は、少子高齢化社会において地域の再生や活力の向上及び発展をもたらす、コンパクトなまちづくりとともに環境・観光・健康・福祉にとっても重要な要素であります。現在村にはアルピコ交通・松本西部地域コミュニティバス・朝日村村営バス・山形村福祉バスの運行があります。今回の法律改正はこのような状況下、それぞれを改善・補強を検討し、より利用しやすく持続可能な交通網の構築が求められています。

村の実施計画では、地域づくりの一環として28年度より路線バスに対する補助が計画されていますが、バス網の改善は利用者増が見込まれる持続可能な地域全体を見渡した面的な公共交通のネットワークの構築が必要でありまして、事前に綿密な計画を策定し、実施する必要があると思います。

そこでお伺いします。1つ目として、地域公共交通網形成計画を喫緊に調査・策定するための法的裏づけのある協議機関を設置するお考えはありますか。

2つ目として、現在、村内から通学する際にバスを利用している高校生が大幅に減少しておりますが、高校生に助成等をしてバス網の活性化をする考えはありますか。

3つ目として、あらゆる方面から検討して、持続可能なバス網の計画策定や実施に当たって専門知識を有する人材の登用、もしくは職員を育成する考えはありますか。

以上1回目の質問とします。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 改めましておはようございます。

新居議員の質問にお答えをいたします。

まず「地域公共交通活性化再生法の改正に当たって」のご質問にお答えをします。

最初の「地域公共交通網形成計画を喫緊に調査策定するための法的裏づけのある協議機関を設置する考えはありますか」についてであります。地方公共団体は地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるかとされています。

現在、山形村は村独自の協議会は設けてありません。松本市の地域公共交通協議会の西部地域分科会の委員としまして、山形村区長の会から1名の区長を委員として会

議に参画しております。

新居議員の質問にありますように松本の公共交通網の整備については、山形村の村の重点施策として位置づけ、現在公共バス路線、福祉バスの運行なども含め将来村内の公共交通はどうあるべきかを考えなければいけない状態であります。

過去においては松本駅方面の1つの系統を考えればよい時代でありましたが、周辺地域の環境変化や村内居住者の通勤・通学の行く先々が安曇野、松本、塩尻方面など多岐にわたり、それぞれの方面に対応した公共交通網の整備計画の策定は、利用状況の把握、費用の負担問題、路線の選定など難しい問題がありますので、公共交通についての協議の場は必要と考えております。

直ちに地域公共交通協議会として位置づける組織とするかはこれからの検討です。

2つ目の質問でございますけれども、「現在、村内から通学する際にバスを利用する高校生が大幅に減少していますが、助成等で活性化する考えはありますか」についてであります。

バス通学の減少につきましては、運賃問題、通行路線の経路、運行時間に対する利用者の様々な思いがあり、利用者の減少は現実の問題ととらえております。利用促進を図るにあたり運賃助成が最も効果的な方法とは考えておりますが、松本駅方面のみのバス路線利用者だけの助成でよいのか、上高地線の電車利用者への助成はなくてよいのか、塩尻市方面への路線のない通学者への支援は必要ないかなどそれぞれの通学者に一定の公平性を持った内容の検討が必要になっております。

質問にありました28年度から助成を実施計画に盛り込んでありますので、実施に向けて必要な対応をしていきたいと考えております。

続きまして3つ目の質問であります、「あらゆる方面から検討して持続可能なバス網の計画策定や実施に当たって専門知識を有する人材登用、または職員の育成する考えはありますか」についてですが、計画策定やバス運行については様々な法的な問題や許認可事務など専門的な知識が必要であると思います。協議の場としての組織においても専門知識を有する人材の参画は不可欠だと思います。職員の育成については、自治体としての規模や体制からしますと、専門職化の育成よりも委託や計画策定時に一時的な援助を受ける対応が現実的でないかと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） わかりました。最初の1番目の質問の答えですが、今回の法律

改正、以前からも多少ありましたが、地域公共交通に関する維持確保改善の取り組みであって、地域公共交通確保の事業または公共交通バリア解消促進事業等による補助を受けようとする事業について定める生活交通ネットワーク計画等の計画を策定するための必要な調査を実施する制度があり、協議会の開催経費、地域のデータ収集、分析の費用、住民アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、地域住民への啓発事業の費用、実証調査のための費用等が、先ほど私言いましたように法的な裏づけのある協議会であれば国庫補助の対象となっております。

そういう意味で村長の答弁には正式な協議会かどうかということでありましたが、ぜひ協議をする場であるならばそういう形の協議会にしていただければ、国からの調査に対しても補助が出るという形になっていますので、そういう方向性で検討をお願いしたいと思います。

また、地域の公共交通は地域住民の買い物や通院、またコミュニティの形成などにとっても不可欠な要素としてあります。このために公共交通網を形成するに当たっては地域住民の意見反映が十分にされていないと結局持続可能というか、持続しないという部分で多々見られますので、そういう観点からも協議の場には住民の意見反映を十分していただきたいと思っておりますが、協議会といいますか、協議の場に住民等の参加をお考えでしょうか。その辺ご答弁いただければと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に答弁願います。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） ただいまの新居議員さんが申されました法的な協議会への立ち上げという要望でございますけれども、先ほども村長が申し上げましたように、まずはその前段としての協議会といいますか、検討する機会は設けていきたいというふうに考えております。

先ほど調査計画の策定において国の国庫補助があるというようなことですが、実は現在先ほど言いましたように松本の西部地域の協議会におきまして、松本市の協議会の方で山形村も含めまして1万世帯を対象にして今調査を行っております。これにつきましては先ほど言いましたように協議会としての事業でございますので、国庫補助をもちまして松本市の方で手続をとっていただいておりますが、山形村において約350世帯ですが対象として現在調査票が回っていると思います。

この内容が平成26年度中に松本市さんの方で取りまとめをいただき、またこれが27年度に入って分析等が出てくると思います。ですから、この辺の内容を加味した

中で村としましてはその組織をどうするかとか、計画をどうするかというふうな形に持っていきたいと、今の段階では考えております。

それから、当然先ほど申されましたように地域住民の意見を反映した協議の場というご要望でございますので、当然これにつきまして行政の内部だけの話ではございません。当然住民の要望を生かしていかなければいけないというのが大前提でございますので、できるだけその協議の場をまずつくるといことと、住民参加は考えていきたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひそのような方向性で前向きに検討いただければと思います。松本市の西部広域コミュニティバスの協議会ですか、当然そちらの方にも我々山形村民の村からも財源が出ているわけですから意見反映はもちろんしていただきたいと思っておりますし、なおかつ最初に申し上げましたように今あるほかのネットワークのバス、福祉バスを含めたそういう中でいかにネットワークをつくっていくかによって公共交通というのはより便利なものになると思っておりますので、そういう意味を含めても村独自の検討も必要かと私は思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

さて、2番目の高校生の通学に対する助成の問題ですが、現在山形村から松本、塩尻方面に通学している高校生は全部でどのぐらいの数いらっしゃるか、大まかな数をわかれば教えていただきたいと思っております。また、わかるかどうかわかりませんが、バスを利用している方がそのうちどの程度いるのか、わかればちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 高校生の数ですが、鉢盛中学校を卒業した生徒、過去3年間でいきますと山形村の関係では263人います。それでどのぐらいの生徒がバスを利用しているかというのは、ちょっと私どもでは把握しておりません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 私も高校生、どれだけバスに乗っているか、正確な数字は把握しておりませんが、見た限りでいきますと263人のうち100人もいないと思っております。ほとんどの高校生が、中には何人か自転車でそのまま松本方面、自分の足で行かれる高校生もいますが、ほとんどの方は親御さんなりが最寄りの駅等まで送り迎えをしているのが現実ではないかと思っております。

そういう意味で非常に家族の負担も大きくなるし、経費的な部分もありますし、家族の負担が大きい部分で、ぜひ最初に村長が言われたように、では塩尻方面の生徒さんはどうするのだという部分とかいろいろ公平性を欠く部分でありますので、バス運賃の補助ではなくて何かほかの形でそういう通学に対する助成をお考えいただけないでしょうか。何かもしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 先ほど村長が申し上げましたとおり様々な松本へ行く、塩尻へ行く、それから自転車通学ということで、いかに公平性を保つかということが一番根本かと思っておりますので、この点につきましては様々な観点から検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ住民福祉、子育て支援の部分もありますので、ご検討をお願いしたいと思います。

さて、3番目の専門知識を有する職員の育成または人材登用ですが、先般今年の7月か8月だと思いますが、貸し切りバスの運用基準が国交省の方で変わりました、長野運輸支局が特に学校等の遠足、修学旅行等で貸し切りバスを使う機会が多いので、長野運輸支局が各市町村に担当職員なりに法律の変わった部分を説明するという形で各市町村にぜひ説明会に来てくださいという達しを出したそうであります。

山形村も当然来ていると思います。実はその国交省に長野運輸支局ですが、我々、私が昔役員をやっていた長野の地区交運労協というのが要請に行きました際に、支局の方から各市町村にそういうお願いを出しているのだが、開催日のその時点では、2週間ぐらい前ですか、参加する返答が来たのが70幾つの市町村があつて、参加すると返事が来たのがわずか10にも満たないということで、我々の方にもお願いされました。皆さんの方からちょっと市町村にお願いしてくれないかと、ぜひ来ていただくようにということで私、学校の担当である教育長の方にその旨を文章でお渡ししたと思いますが、山形村からはどなたか参加されましたか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 参加しておりません。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今、教育長が言われたようにほとんどの市町村がそういう実態

だと思えます。そういう意味で公共交通の必要性に対する認識が乏しいとか、計画策定のノウハウがないとか、地域公共交通の改善事業は事業者の役割であって、市町村が今までは当然かかわってこなかったという部分で、そういう認識が依然として根強いのが理由で、地域の交通網計画策定の消極的な市町村が非常に多い。結果として公共交通網のサービスが縮小、悪化、歯止めがかからず、日常生活における住民の足が困難になる事態が生じていると思えます。

そういう意味で国交省も危機感を抱いていまして、そういう取組を推進するための人材育成として地方公共団体の職員に対して年2回、これは千葉の方ですが研修センターで関連の法律、施策、先進自治体の例とかの勉強といいますか、そういう講習を行っているわけです。これは何か大がかりで5日間だそうですが、それが毎年今も続いているかどうかはちょっと確認していませんが、そういうところでやった限りにおいては、確かに専門知識を有する職員が育つという部分で、山形村において職員数が少ない中でそういうところに人材を割くというか、専門的な交通専門の職員を置くというのは非常に難しいと思っております、私も。

現在はいろんな形で兼務されている方が一応担当としていらっしゃるんですが、多くの自治体、日本中の自治体、8割以上の自治体がそういう形で、その中でも交通政策とほかの部門とどっちが専門なのと言われると、ほとんどは交通政策はつけ足しみたいな形でという自治体がほとんどだそうです。

そういう意味でその先ほど言いました講習等に参加してもらえれば一番いいのですが、それ以外にも長野運輸支局では専門家の紹介を行ったり、計画策定の講義など一応長野の支局においてもレクチャーはいつでもしますよという形で言われていますので、ぜひ村としても専門職員を育成するのか、一時的に人材を登用するのかは別にしても、ある程度村の職員も知っておいていただかないと、専門の方は一時的に呼んでもその人がいなくなれば、また何もできないという形では困りますので、そういうところをぜひ活用いただいて人材を育成していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 新居議員の言われるとおり本当に公共福祉につきましては、山形村では大事な政策の1つだというふうに私も思っておりますし、また2番目で言われました高校生のバス通学の話、免除につきましても何とかしなければいけないなどという思いは十分ありまして、具体的な話が実施計画で28年度ということになってお

りますけれども、取り組みをするというような形には庁舎としては進めております。

したがいまして、今回のそういった人材育成の講習会に参加をしていなかったということもありますけれども、先ほどお答えしましたとおりにすぐに対応できないとするならば専門家の方にお問い合わせするとか、もういろいろと指導を願いながら実施していくというような形にして、どんな形としてもバスのこういった通学に対しての、通学というかバスの路線の維持継続、そういうのを含めた政策に対しては前向きにしていきたいなと思っております。

特にこの場合はアルピコが山形村に来てくれていますので、その存在も考えなければいけないということもありまして、単独に方向を決めるということが大変難しい状況だということもよくわかってまいりました。一応アルピコ地域西部交通ですか、それから福祉バスを含めまして、また朝日村から通っています通学バスというか、そういった路線も活用しながらということも含めますけれども、相対的に利用される皆さんたちが本当によかったと思えるような形に持っていきたいというふうに考えておりますので前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） では、公共交通の質問はこれ、次を最後にしたいと思います、単刀直入に聞きます。村長さん、最近路線バスを利用したことがございますか。それ以外にも今から言いますが、私は実はけさも路線バスに乗って役場まで来ました。特にこういう雨の日は時間どおりにバスは来ません。傘を差しながらバスは時刻表に書いてあるより6分ぐらい遅れてきましたか。そういう意味でバスを利用してみれば、確かに車と比べれば非常に面倒くさいし、当然そうやって何もないバス停で待っていなければいけない。時間どおり、いつ来るかわからないという部分で、そういうところもやっぱりこれから高齢者社会になってくるとそれしか利用できない人がどんどん増えてきます。

今は自分で車を運転して移動できても、10年後、20年後、果たして村長を含めて我々が自分で車を運転して移動できるかという決してそうではないと思っておりますので、そういう先のことも考えれば当然今ある路線網を残すことも必要ですし、より使いやすいものにしていくために、例えば1つとってみてもバス停に屋根がないとか、そういうところもいっぱいありますので、せめて雨の日は、雨とかこれから冬になると雪も降りますので待つ間どこかで雨を避けれる施設をつくるのか、そういう意

味で路線バスをいろんな方面から活性化していただきたいと思いますが、活性化していただいてより利用者が増えて、持続可能な形の公共交通を残していただきたいと思っていますので、最後にその最初の村長、バスを利用したことがあるかどうかについて答弁いただきたいと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 私の場合は松本で飲み会があった場合において、公的な飲み会でない場合、私的な場合については使わせていただいています。また、上高地線も使わせてもらいまして、あそこから歩いて帰ってくるというようなことをしておりますけれども、確かに電車に比べますとバスはそういうなかなか時間的な、時間どおり来ないということは十分承知であります。公共交通の重要性は十分認識しておりますので、本当に利用者が利用していただいて利便性があるならば考えていきたいと思えますし、また営業的に考えまして経営が成り立つかどうかというようなことを追究されますとなかなか難しいところがありますので、その部分をどのような形でカバーしていくかは本当にこれからの問題だと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ前向きにいろんな方面から検討いただきたいと思っています。

これで1つ目の質問は終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員、次に、質問事項2「マイマイガ大量発生への対応について」を質問してください。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） リンゴやナシやブドウなどに幼虫が寄生する害虫の中のマイマイガは長野県内の多くの地域で昨年、今年と大発生しました。マイマイガは大発生が2年から4年ぐらい続くとされ、果樹の畑だけでなく住宅地や街路樹などにも入り、当村でも夜間に街灯などに大量に集まってくるのが散見されました。

幼虫は毒毛があり、触れると炎症を起し危険であり、多くの自治体がホームページやリーフレットなどで駆除等呼びかけています。そこでお伺いします。

1つ目、今年大発生しましたマイマイガなどの害虫に対する対策はどのように行われましたか。

また2番目、来年以降のマイマイガの大量発生抑制についてどのような対応を考え

ていらっしゃいますか。

よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、「マイマイガ大量発生の対応について」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「マイマイガなど害虫に対する対策は」であります。平成26年、県内では北部を中心にマイマイガが様々な場所で多く発生したことが確認されたと聞いております。村では住民の皆さんから果樹・野菜など農作物への被害、公園・街路樹等への樹木の被害についての報告が寄せられませんでしたので特別に対策は行いませんでした。

次、2番目のご質問の「マイマイガの大量発生抑制についての対応は」であります。マイマイガは発生の原因は不明ですが、約10年間周期で大発生し、通常2ないし3年継続する傾向にあると言われております。

今後マイマイガ大量発生について、村のホームページやチラシ等を活用してこの虫の生態を理解し、それぞれの立場で正しく安全に駆除・除去することで発生を抑制するために、住民の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

また、県や近隣市町村等の関係機関とも情報を共有化して連携しながら、マイマイガに限らず病害虫防除対策にかかわるマニュアル化を図っていく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） マイマイガはクマのように直接人体に大きな危害はありませんが、皮膚に触れると先ほども申しましたように炎症を起こします。そういう意味で村内に先ほど村長、大量発生の事例が見られなかったということですが、7月でしたか、小学校のそばの信号機に街路樹がいっぱいありますが、あそこの街灯に夜間大量発生しているのを私、産業課長の方にそういう通報がありましたのでお話に行きましたが、特にあそこは小学生や保育園児が多く通ります。そういう意味で子供たちのことから何もわからずに触ってしまうという事態も考えられますので、ぜひそういうところについては村としても確認するなり、何らかの対応はできなかったものですか。ご

返答をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 今回そのマイマイガ発生の関係につきまして、そんなような住民からの皆様の連絡等ありましたら速やかにまた職員等が行った中で、対応できるものについては速やかに対応したいというようなことで考えておりますけれども、今年に限っては結構北信とかそこら辺では大発生したということでありまして、この松本地域においても松本市とか安曇野市のホームページ等でその対応策等具体的にホームページの方で掲載されておりますので、実際に害が起きる前に速やかに住民の皆様からご連絡いただいたものについては対応できるものについて対応していきたいというようなことで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 特に子供たちのよく通るようなところは気をつけていただきたいと思います。また、森林研究者の間ではマイマイガの大量発生が山にあるクマのえさになるナラとかの木の実のなる葉っぱです。マイマイガの食害によってそういう木の成長が阻害されて実がならないのではないのかという研究をされている方もいらっしゃるようです。

そういう意味で今年村内にクマも大量に発生しておりますので、山の中のマイマイガを退治しろというのは非常に難しいところがあると思いますが、当然山へ行って木の葉が食われていけば木の実がなくなるとクマが出る可能性は一段と増えてきますので、そういうところについてもパトロール等で対策をするというお考えはないですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） いろいろ直接その住民の方の生命とか財産にかかわるものの災害といいますか、被害とか、あといろいろまた病虫害の関係、いろいろこれからどんなものが出てくるかがはっきり言ってわからないと思います。村としてもある程度いろんな事例に対応できるようなことでのそのマニュアル化ですか、そういうものもやはり必要だというものを十分に実感しておりますので、そこら辺も含めた中で対応できるものは対応し、また県の研究機関とか国のそういう機関からの情報等や協力等も得た中で、事例がもし発生したような場合については速やかに対応していきたいというような対応を今後速やかにできる方法をまた検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） そういう意味で先ほど村長はホームページ等でということでしたが、長野県のホームページも10月1日にマイマイガについて更新されています。マイマイガの駆除については確かに成虫とか幼虫になってしまうと薬剤もなかなか効かないようなので、一番駆除の方法として一番いいのは9月から3月、今の時期を含めたところですよ。卵が樹木や住宅の外壁等々に産みつけられております。それをとってしまうのが一番効果的な駆除方法であるというふうに紹介してあります。

そういう意味で当然それを役場が全部駆除できるわけがないですが、住民の方にも協力いただけるような体制のチラシ等をつくって、ぜひ広報をお願いしたいと思いますが、そういう形での広報をぜひお願いできますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 今後どんなような病害虫が発生するかわかりませんので、もし何か異常なようなことがありましたら、速やかにまた役場の方にご連絡いただければ、現地等確認した中でもしチラシ等で周知が必要なもの、またいろいろな広報、その他で対応できるものといろいろあるかと思っておりますので、そこら辺ぜひ速やかにご連絡いただければ対応していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） マイマイガだけでなくいろんな害虫がいますので、今、課長の言われるようにいろんなことに対応していかなければならないので、ぜひマイマイガの被害と申しますか、マイマイガ自体は大した皮膚の炎症ですが、先ほど言いましたようにクマについてもマイマイガの関連も言われていますので、ぜひそういう形で安心して暮らせる村づくりを今後ともお願いして2つ目の質問を終了したいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 以上で新居禎三議員の質問は終了しました。

◇ 増 澤 武 志 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位2番、増澤武志議員の質問を行います。

増澤武志議員、質問事項1「長野県北部震度6弱地震、死者ゼロの白馬村の防災に

学ぶ」について質問してください。

増澤武志議員。

(7番 増澤武志君 登壇)

○7番(増澤武志君) 議席番号7番、増澤武志であります。

このたび11月22日、夜10時過ぎに発生をしました県北部の地震により震度5強の白馬村では40棟を超える家屋が全半壊しながらも、住民の迅速な安否確認と救助活動により死者ゼロに抑えられたとあります。これは地域住民が築いてきた強い連帯意識のたまものであります。本地域では今後、糸魚川静岡構造前断層帯の活断層が活性化し、危険度が上がると予想されております。本村でもこの白馬の奇跡に学ぶ必要があると思っております。

そこで質問いたします。

村民の隣近所の連帯意識について、この現状について村長はどうお考えでしょうか。

2番目として、村指定の避難所の運営を円滑に行うための対策の状況はどうでしょうか。

さらに、平成26年4月施行の改正災害対策基本法によりまして、市町村長は高齢者や障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供をするものとなりました。

そこで、質問の3番目ですが、災害時要援護者の名簿の作成及び情報提供についてどうなっているか。

以上1回目の質問を終わります。

○議長(平沢恒雄君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、増澤武志議員の質問にお答えをします。

「長野県北部震度6弱地震、死者ゼロの白馬村の防災に学ぶ」についてでございます。

質問1の「村民の隣近所の連帯意識の現状について村長はどう考えているか」ということでございますが、まずこのたびの長野県北部の地震で被害を受けられました白馬村、小谷村の皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、増澤議員が感じられ、報道でも取り上げられました白馬村の死者ゼロの防災体制について感銘をしていると

ころでございます。

現地での確認はしていませんが、聞き伝えしておりますお話では、山間地での集落できずなが地域住民の安否確認と確実な避難誘導につながったとのことでもあります。山形村の連帯意識についてご質問がありましたが、村長として冷静に判断をしますと山形村の連携意識はかなり高いというふうに思っております。現在は連絡班未加入の問題が表面化して問題として取り上げられていますが、それは一部であって、山形村の地域住民の組織は各種の役のネットワークできずながつながっていると判断をしています。

山形村は役が多くて何とかしてほしいとの話もありましたが、その負担に感じている役のおかげで安否の確認がされていると私は信じています。そのネットワークの実態は行政からの役とプライベートの役と家族、親族のきずなが山形村にはまだまだ強く残っていると思っております。ただ、問題は組織的に全区、全村のネットワークが見えるようになっていないことでもあります。

いざというときは連絡班、区の役割が重要になります。したがって、行政としては未加入の皆様方に区と協力してどのように連絡網を策定していくかがこれからの課題と考えております。

続きまして、質問2の「村指定の避難場所の運営を円滑に行うための対策の状況はどうか」についてお答えします。

避難所運営につきましては、集会所や体育館が突然避難所として機能することの難しさを常日ごろ認識しておいていただきたいと思っております。これまで避難訓練では避難所の運営というところまで踏み込んだ訓練は行っておりませんでした。やはり東日本大震災や今回の長野県北部の地震での避難所生活を考えると、訓練時においても地域住民が模擬体験を行うことが必要と思っております。

避難所生活の過酷さを理解し、我慢する力、譲り合う気持ち、感謝の気持ちという心得の大切さを共有する必要があります。

自主防災組織の役員の方にも研修会に参加をしていただいたり、防災アドバイザーの活用も含め、これからの地震防災訓練において避難所の立ち上げや運営について学習会の開催、実際に避難所として事前の備えの確認や模擬体験訓練のメニューに組み込むことを考えていきたいと思っております。

続きまして、質問3「災害時要援護者の名簿作成及び情報提供について」申し上げます。

最初に、名簿の作成についてですが、増澤議員の質問の趣旨にありましたように災害時要援護者名簿は災害対策基本法第49条の10において、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自治体の地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならないとされています。これに基づき山形村において要援護者名簿が作成されております。

次に、要援護者名簿に関する情報提供につきましては、法第49条の11において、災害の発生に備え、必要な限度で地域防災計画の定めるところにより、地区防災会、民生児童委員会、社会福祉協議会、消防機関、警察等の名簿情報を提供するものとされております。

ただし、災害が未発生の状況では名簿の情報の提供について、本人の同意を得なければなりません。そのため村では現在対象となる方に対し、名簿への登録申請とそれに伴う同意について文書にて確認をしているところであります。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ただいまそれぞれご答弁をいただきました。まず、村の連帯意識の現状についてという質問であります。連帯意識については村長はそれほど悲観をしていないという意識でありました。ただ、やはりこれも冷静に考えますと、それでは本当に隣近所のことまでよく知っているかということになりますとちょっと疑問符があるところであります。

例えばその白馬村の堀之内、一番被害が大きかったところではありますが、ここに関しましては86世帯、そのうち36棟が倒壊したという、全半壊したということなのでありますけれども、組長が10人おります。ということ、失礼しました。組長が8人おります。その組長の下に副が2人いて10世帯の組をまとめているということでもあります。

そうなりますと副が5世帯ぐらいの安否を確認をして組長に伝えるという、そういった体制がきちんとできているということ。それから、もう1つの地区、三日市場地区、これに関しては41世帯だそうではありますが、これ5年ほど前から高齢者の所在を地図で落としまして、だれがだれを支援するかというのを事前に決めていたと、こういうことでもあります。そのために1時間程度で全員の安否の確認ができたということでもあります。

やはり連帯意識があるといいましても、具体的なこういう形をつくっていかなければ、私は大変不安だと思っております。向こう三軒両隣の家族は知っていて当たり前といっても、このうちのおばあちゃんはどこで寝ているのかとか、そういったことまで白馬ではわかっていたということのようであります。

したがいまして、プライベートな問題もございますけれども、やはり例えばこれは自主的に行われているのが一番いいわけでありますけれども、やはり未加入の方もいらっしゃると思います。そういった方も含めて危機管理上の意義というのをやはり再確認をして、例えば新年会があつて、各連絡班で新年会、区で新年会があつて、そのときに隣近所の人たちが10分間ぐらいは近況報告をして、この白馬の危機管理に学んでやはり家族の状況、お年寄りの病気の状況だとかそういったことが話のできる場所はやはりするような、そういったことを率先してやっていくということが必要だと私は思います。

あえてつくっていかねばということでも動くに当たっても、大変そういったことは村が直接話をするというのも厳しい話かもしれませんが、例えばこういった広報活動とかそういったことで連帯意識を強める。そんなようなことも1つの方法かと思いますがその点についていかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 増澤議員が言われるとおりでございます。でも、その連携をつくるのは、今のところ行政としましては区、それから連絡班、組という形のところのラインを太くしていただきたいというふうにお願いになりますが、ちょっと白馬のことを話をさせてもらいますと、白馬村の今回の地区は本当に昔からの人たちが本当にきずなをつかめるといふ、近所つき合いも大切にします。本当に昔からの世界、地帯だったらしいのです。だから、本当にどこの部屋のどこにだれと、もうはっきり言えば家庭の中の茶わんがどこに置いてある。それぐらいもわかるぐらいな形だったというふうに言われていまして、本当に地区としては非常に幸せな地区だったように思います。

山形村のその区のネットワークを私、ちょっと話をしますけれども、先ほどかなりネットワークというか、連携が強いのではないかという元になった考えということになります。山形村の連絡班は上大池区は11班で組が41組あります。中大池区は7班で30組、小坂区は19班で62組、下大池区は7班で23組、上竹田区は21班で85組、下竹田は24班で79組、合計89班、320組で構成されています。

行政としてお願いしている区は区長、区長代理、会計、連絡長、清水寺保存会、日赤協賛委員会、交通安全協会委員、健康づくり推進委員、農業振興推進委員等がありまして、連絡班は副連絡長、または会計組長等がありまして、区三役では約18名です。連絡班三役で考えますと約267名、五役を入れますと413名、組長、約320名をトータルしますと約総勢で1,118名プラスアルファということで、この人たちがそれぞれの連絡を取り合えるような組織としてはなっております。

したがいまして、区長が連絡長に連絡し、組長に連絡するというような形での対応がとれば、かなり強烈なネットワークがとれるというふうに私は判断しております。それ以外にこれだけの委員会やいろんな人たちがいますので、これに特別職でお願いしている皆さんとか公民館の社会部、体育部、子ども育成会、PTA保護者会の皆さん、そして数多くのプライベートのいろいろなつながりをしますと、今が人口8,800人、子供を除いて考えても本当に何らかの役をやっていくというような状態だと思っておりますので、私は役をこなしていただいて、地域のきずなづくりにしていただきたいと、地域の役をやることは本当に地域を知ることの1つの勉強だというふうに思いましてぜひお願いしたいということを書いてまいりましたけれども、そういうように考えたときの連帯意識ということなものですから、いざとなったときにはご近所隣同士助け合う気持ちはあると思っております。

したがいまして、2月の豪雪のときにも申し上げましたけれども、ご近所力で助け合う、こういうものをもう一度考えてもらってやっていきたいなというふうに思っていますので、そんなことで山形村の連帯意識に期待をしたいというふうに思っています。

ただ、連絡班の未加入の方につきましては、その情報が行かないというようなことの実態はあるものですから、このところは従来から問題とされています対応をとって、何らかの方法で情報交換ができるような形で生きていきたいというふうに考えておるという、こういうふうに思っています。

以上になります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） はい、わかりました。ただ、役員のネットワークもありますし、やはり隣近所のきずなというのが一番ベースになると思っておりますので、その点につきましても今後ともさらにその行政で声をかけられるところはしていただきたいと思っております。

それでは、質問の2番目、避難所の運営状況対策なのですけれども、ただいま村長の方からは運営についての訓練は行っていないと。それが必要だということで答弁がありました。私もそれに関しましては同感でありますので、ぜひ防災訓練の中に避難所の開設、それから運営の訓練をひとつ検討していただきたいと思います。

それとともにこれも法律に定められておりますけれども、避難所の開設運営ガイドライン、それとそれに伴いましてつくります運営マニュアル、こういったものもやはり必要だと思いますのでその整備もお願いをいたします。

それでは、質問の3番目ではありますが、災害時の要援護者名簿についてであります。これは先ほどの改正災害対策基本法によりましてつくられているということであり、現在名簿はつくられているということであり、その事前に提供するという。文書でもってただいま村でとり行っているというその同意を得るという作業なのですけれども、これの進捗状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 今のご質問にありました進捗状況でございますけれども、申請書の送付数368に対しまして12月10日現在になりますけれども、189通の返信があったということで約半数、51%ほどの返信が戻ってきております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 約半数が同意をされているということによろしいわけですね。本人の同意がどうしてもこれは必要だということで、やはりプライバシーの問題がありますので、それについてはもう一層の努力をお願いしたいと思います。

隣の松本市の例でありますと、平成21年度からこれを登録制度、災害時援護者登録制度というのを発足いたしまして本人からの申請で登録をします。平常時からこの、今年からですけれども、町会長、民生委員、市の社会福祉協議会に提供をすることになっておるようです。やはり登録数は約半分程度ということを知っておりますので、やはり山形村の今の数字を見ましても半数程度ということになっておるようです。

そこで、半数程度でもよろしいのですけれども、登録、ぜひその了解を得た方につきましては、早速関係者に名簿ということでもって配付をしていった方がよろしいかと思っております。災害発生時というのはまず自分の身を守る。そういうことで精いっぱいになってしまいます。そういうことを予想しますと、要援護者名簿というのは発生後

に提供するということであるとしてもどうしても遅れが出てまいります。それから、発生後にどのように配付するのかという問題もございます。やはり事前に関係者が登録者を把握しておくということが必要かと思っておりますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） ご指摘のとおりだと思います。こちらの方でもまだちょっと締め切り期間、第1次の締め切り期間がまだ続いておりますので、また第1次の締め切り過ぎましたところで防災担当部局と調整をした上で、地域の皆さん方にもお返しをしていきたいと思っております。

その際には名簿等の扱いについてもその施錠可能な場所にて保管するという、そういう適切な管理をするとか、守秘義務を守ることとか、名簿の取り扱い状況を村に報告するとか、個人情報の取り扱いについての研修を受けるというようなそういうことも関係者には求められてまいりますので、それも含めて担当部局と調整を図っていききたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ただいま答弁いただきましたけれども、やはり名簿、大変大事なものでありますので、やはり名簿の取り扱いのマニュアル化をしていただきまして、情報がみだりに漏れないようにということを希望いたします。

それで、ただいまの1回目の質問、失礼しました。1つ目の質問であります「長野県北部震度6弱地震、死者ゼロの白馬村の防災に学ぶ」、これにつきましては質問を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員に、次に、質問事項2「松くい虫被害の対応について」を質問してください。

増澤議員。

（7番 増澤武志君 登壇）

○7番（増澤武志君） それでは、2つ目の項目であります「松くい虫被害の対応について」であります。

本年6月下旬、これは新聞紙上でわかったのですがけれども、松本市波田地区夫婦堤周辺で枯れたアカマツから松くい虫の原因であるマツノザイセンチュウが検出され、波田地区で初の松くい虫被害と確定をされたということです。

波田小学校には地元で保存してきた松本市の特別天然記念物のアカマツ林がありま

す。中には樹齢200年を超えるという大木もありまして、松本市も危機感を持って見回り等を強化しているというふうに聞いております。

松本地方事務所管内では、松本市、安曇野市及び東筑摩郡北部で被害が24年度に1万1,844m³、25年度は約1万9,000m³と前年度比160%となり、対応も後手に回っているという感があります。

本村も隣の波田地区までこの被害が広がっているということを真剣に受けとめて適切な対応をしなければならないと思います。

そこで質問に入りますが、1つ目、本村のアカマツ、クロマツ等、松くい虫被害が想定される松林の面積、本数等を把握しているか。

質問の2つ目ですが、マツタケの生産者にとって松食い虫被害は死活問題であります。本村のマツタケ生産額、または出荷額についてどうか。

質問の3つ目、波田の被害を受け村内の松を調査したか、調査の内容及び結果はどうか。

4つ目、松くい虫対策について本村の対策方針はあるか。

質問の5つ目、予防についてであります。薬剤の空中散布を実施する考えはあるか。

質問の6つ目、やはり予防についてですが、薬剤の樹幹注入について、個人が実施することに対し村で補助する考えはあるか。

7番目、まず駆除についてであります。発生後は直ちに木の伐倒及び薬剤薫蒸、または焼却をしカミキリムシの羽化をとめなければならない。来年度この対策実施は恐らく避けられないと思うのですが予算化の考えはあるか。

そして8番目、本件について村民からの情報収集が大きな力になります。協力いただく方法について考えはどうか。

以上細かいですが8つの質問をいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、「松食い虫被害の対応について」のご質問にお答えします。

まず1番、「松林の面積、本数は」であります。村の森林簿データによりますと被害が想定されるアカマツの面積は340ヘクタール、推定の材積量は7万6,000m³となっています。

次、2番目のご質問の「マツタケの生産額、また出荷量」であります、村のマツタケの出荷量は50キログラムと推定されます。

次に、3番目のご質問の「松の調査は、調査の内容、結果は」であります、平成26年度村では松枯れしているという情報から2カ所を県の林業センターに依頼し鑑定・調査しました。調査結果では松食い虫は確認されませんでした。

4番目の質問であります「松くい虫対策の対策方針は」であります、村では現在対策方針はありません。今後実情を調査し、森林病虫害等防除法に基づき山形村松くい虫被害対策実施計画を作成し、その計画に従い松くい虫被害対策を実施する予定にしています。

次に、5番目の質問ですが「予防にかかわる薬剤の空中散布を実施する考えは」であります、被害が少数のうちに早期に適宜対応しますが、被害の拡大が見受けられようであれば、松枯れ対策の有効な予防策とされます農薬空中散布について、所有者や住民の皆さんと意見交換をしていきたいと思っております。

次、6番目の質問ですが「予防にかかる薬剤の樹幹注入の村補助する考えは」であります、松くい虫による被害の拡大防止と早期駆除及び倒木等の危険箇所を図るため所有者等が行う樹幹注入に要する経費と補助金については、平成27年度の予算編成に向けて検討をしたいと思っております。

次に7番目のご質問でありますけれども、「駆除にかかわる対策実施の予算化の考え」であります、策定する予定の実施計画に基づいて規模や内容等の検討を行い、迅速な対応で拡大を防いでいきたいと考えております。

次に8番目のご質問ですが、「村民の協力方法についての考えは」であります、所有者や住民の皆さんに情報提供を呼びかけて松枯れを発見した場合、速やかに連絡をいただくようお願いしながら周知や注意喚起を強化するなど警戒を強めたいと思います。合わせて村や林業委員会などの見守りを強化したいと考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） それぞれ答弁をいただきました。質問の1つ目ですが、アカマツの山林面積、340ヘクタール、7万6,000㎡であるそうであります。松というのは大体やせた土地にも育つということで山の土砂災害に対しては大変大きな効果があるということであります。やはりこれが枯れるということになりますと、一気に土砂災害の危険が生じるということでありますので、まずはこういったものを

事前に守っていくということが肝要かと思しますので、それもお願いいたします。

それから、2つ目の質問でありましたマツタケの生産額であります。50キログラムということですが、やはりマツタケの生産者にとってみれば松が枯れてマツタケがとれなくなるということは大変悲しいことであると思っております。特にお隣の松本市の四賀地区におきましては、壊滅的な被害があったということでもって大変生産者は落胆をされているというふうに聞いておりますのでこういったことのないようにお願いしたいと思います。

それでは質問の3つ目ですが、波田の被害を受けて村内を調査をしたかという質問ですが、松枯れの2カ所の結果に関しては白だったということで、松くい虫ではなかったということのようでありますけれども、波田のこの情報を受けまして村内で事前に松枯れがあるかどうかとかそういった調査はしたかどうかということをごちゃと聞き取ったのですけれども、私、松本地方事務所の林務課へ出向きまして聞き取り調査をしてまいりました。村長の答弁にはなかったのですけれども、森林保護専門員の方と、それから村の担当者の方で村内巡視をしたということを知りまして、その結果についてはいかがでしょうか。担当の課長で結構ですが。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） その調査したことは知っておりまして、特別にはなかったという報告を受けておりますし、あと毎月というか、林業委員の方が山林パトロールというのをやっております、その際にももし枯れていたようなものがあつたら速やかに連絡していただきたいというようなことで、また林業委員の方にもお願いして26年度は12月まで至っているというような状況であります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） はい、わかりました。やはりネットワーク、林業委員等も含めてそういった情報の共有をしていただきたいと思います。

それから、質問の4番目にありますが対策方針につきましてであります。村長からも現在はないけれども、対策実施計画につきまして予定をするということですので、これも早急につくっていただきたいと思っております。やはり安曇野市、松本市も被害が発生してから大分たってから対策方針をつくったようであります。

松本市につきましては、ちょっとこれも聞き取ってきたわけでありまして、平成16年に島内でもって発生をいたしました。その後つくったということでもあります。

れども、その対策方針につきましては5年の範囲で対策方針をつくっているようであり、やはり全面的に予防するというのも無理でありまして、作業的にも財政的にももう厳しいとそういうことであります。

そこで、守るべき山林と周辺山林、松林とその他ということでもって、もう分けをしながらやるということしかないようでありますので、これも方針につきましては早期につくっていった実効を上げるようにこれもお願いをしたいと思います。

それから、質問の5番目、予防の関係でありまして、空中散布についての考え方があります。村長からも拡大が見受けられるということであれば関係者と検討をする、意見交換をしながらということでもって可否については考えていきたいということのようであります。

これも松本市では四賀地区で無人ヘリによりまして25年度、26年度。25年度は20ヘクタール、26年度は47ヘクタールを実施したようであります。6月と7月に2日ずつかけてやったということのようであります。空中散布を行ったのは県内ではほかには安曇野市、筑北村、麻績村、生坂村、あと大町市等々9市町村のようであります。

そこで、四賀地区での実施結果について、これもちょっと調べたところ安全性については気中濃度、空気中の濃度、それから水質調査の結果問題なかったと。そして、健康被害の相談もなかったということが四賀地区の対策協議会と、それから町会の方に報告されたということになっております。

そして、その空中散布の効果につきまして、これは松本市議会の9月定例会一般質問での発言、質問でございますが、議員の方から直接現地へ行ってきたということがあります。現地に赴いて昨年散布したところは明らかに松枯れが少なかった。比較して散布しないところは多い。薬剤散布は目視でわかるくらい効果があるという、これは松本市議会での議員の発言であります。

そういったことで明らかに効果はあるということでもあります。しかしながら、空中散布には環境問題、健康問題の視点から慎重な扱いが求められるところでもあります。これは長野県知事が11月27日に表明しましたけれども、誤解やすれ違いは悲しいよと、冷静に問題点を整理し合意を得る、そのための協議の場を設置するというところで、県知事もこの空中散布につきましてはちゃんとした合意のもとにやっということを言っております。

そこで、薬剤散布は効果は確認できるということではありますが、そのための方法の

1つであります。しかしながら、実施に関しては冷静な判断と適切な対応を求めたいと思います。できましたら私実施を前提で話をさせていただきたいと思っております。

それから、質問の6であります。予防の一環としての薬剤の樹幹注入というのがございます。これにつきましては庭木とか寺社、神社、寺院等個人が所有する松の予防のために健康な松にあらかじめ薬剤を注入するということとあります。マツノザイセンチュウというセンチュウが侵入しても殺虫されるということとあります。

通常11月から3月に注入をしまして効果は7年ぐらいあるということを知っておりますので、かなりこれは効果が見込めると思います。これにつきましては個人の財産を守るということとともに地域資源の保護、それから今言ったように山への感染を防ぐ、防災の意味からも積極的な取り組みをお願いをしたいと思います。既に実施している団体がありまして、松本市、安曇野市はこの11月からやっております。松本市では個人の上限は1万5,000円、団体がやる場合は5万円という上限があるようであります。安曇野市ではその上限がなく薬剤1本の購入費の2分の1を補助する、その上限が1,500円だということのようであります。

それから、松川村につきましてはこの防除講習会を開催をしたと、実際の補助はしてはいないようですけれども、そういったことをしているようであります。これにつきましては、また積極的な対応をしていただけるという答弁でありましたので、これは質問をいたしません。

それから、質問の7であります。発生してしまったときの対応であります。これはもうすぐでも対応しなければいけないということで、当初予算に組むかどうかということで質問したのですけれども、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

これにつきましてはちょっと質問ですけれども、1本例えば発生しましたら伐倒から薫陶処理までお幾らぐらいかかるか把握しているのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） ちょっと具体的な数字はちょっと把握はしておりません。ということです。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 具体的な金額は把握していないということのようではありますが、ちょっとこれも私が聞き取って調べてきたところは、1本大体2万6,000円ぐらいかかるのではないかということのようであります。

松本市のその来年の予算といいますか、実施計画の数字を見てみますとびっくりするぐらいの数字がのってしまっていて、伐倒駆除の処理で3,200本分で9,700万円、1億円ぐらいかかる。こんなようなことがあるようであります。結構なお金がかかる、被害が大量発生すればかなりの予算持ち出しになりますので、そうならないようにとにかく予防に努めていただきたいというふうに思います。

それから、最後になります情報が情報の収集に関してであります。まだ今、山形村では松枯れの被害がないものですから、なかなかその身近な被害という感覚はなくて、何だ、それはということの多分村民の意識はそうだと思います。そこで広報紙だとかパンフレットを作成しまして、あるいはテレビ放映での周知というのを考慮していただきたいと思います。

さらに予防講習会というようなことができるかと思っておりますので、そういったことを山林関係者、あるいは庭木の所有者等を対象に行うということをお願いしたいと思っておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 先ほどその樹幹注入の関係の助成ということで平成27年度の予算の方に計上するか、また検討させていただきますけれども、やはりもしそれが補助対象にするということになりますと、実際にどういう方法という具体的なやはり検証をしないことにはまずいと思っておりますので、そこら辺も含めてやっていきますし、あとそのいろいろ先ほどの議員さんの質問の中でもありましたけれども、これからどんなような病虫害とか災害といいますか被害があるかわかりませんので、そこら辺は柔軟にケース・バイ・ケースで対応していかなければいけないというようなことで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。とにかく予防というのをやはり重点に置いていくということが大事でありますのでお願いをいたします。

それから、先ほど松枯れについてのやはり広報をちゃんとしていかなければ村民からの情報収集もかなり難しいのではないかと思います。マイマイガ等は発生すればわかりますけれども、松枯れにつきましてはちょっと見落としすればもうちょっと遅くなってしまいますので、それについてもお願いをします。

最後になりますが、これも四賀地区の話であります。これも9月の一般質問の松本

市議会で行われた中の発言なのですけれども、四賀地区では山の松枯れで地に根が張ることができず、台風などの風雨による古損木の倒木で有害鳥獣の防護柵が壊れるとか、それから建物の破損が見られるとの声が聞かれる。これは議会での質問であります。こういったことが実際に起こっているというのがもう現状であります。松が枯れるということは土砂災害の危険が増すということにつながるわけであります。新たな災害発生の危機に対して危機管理上山林の保全という、またこれまた大きな投資が必要になるということが考えられます。

これも行政の担当者から聞き取ったのですけれども、安曇野市の明科地区、これも1山マツが枯れているというところがありますが、これに関しては土砂崩れどころか山体崩壊になるのではないかというそういった箇所があるというふうに聞いております。行政が危機を感ずるかどうかということでもあります。事前に予防対策ができるかどうか。発生したら即対応がこれ求められます。村の危機管理の姿勢が試されるということだと思います。このように経験している自治体が周りがございますので、この経験に学び対策するよう望むところでもあります。

最後になりますが、この件に関して危機管理上村長の考え、特にこの松枯れに対してのその危機について、やはり村長の考えを最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 松枯れの実態、増澤議員が言われたそのとおりでございまして、安曇野の市長、それから生坂、麻績の村長を目の前にしてそういう話なんかもよくしていますので、また四賀村の林務の実態、山へ一緒に行ってこの間見てきましたけれども、本当に枯れた松の処理はもう非常に大変だというようなことで、山形村にはまだ松枯れがもう来ていないというようなことでちょっと今のところ幸せな状況でございますけれども、あの状態にならないような対応をとっていきたいというふうに思っていますので質問ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） それでは、対応をしていただくということでもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で増澤武志議員の質問は終了しました。

次に、質問順位3番、赤羽千秋議員であるわけでありまして、ここで休憩にしたいと思います。10時40分まで休憩としたいと思いますのでお願いします。場内の時計を基準にしますのでお願いいたします。

(午前10時30分)

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時40分)

◇ 赤羽千秋君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位3番、赤羽千秋議員の質問を行います。

赤羽千秋議員、質問事項1「災害時の高齢者安否確認対策について」を質問してください。

赤羽千秋議員。

(11番 赤羽千秋君 登壇)

○11番（赤羽千秋君） 議席ナンバー11番、赤羽千秋でございます。

11月22日に県北部に震度6弱を記録した地震が発生いたしました。これで全壊が47棟、負傷者44名と報じられています。また、道路の寸断等で陸上自衛隊、県企業局が対応に当たっている最中でもあり、今回の地震で山形村も震度3となったことは記憶に新しいところでございます。

そこで、一人暮らしの高齢者の安否確認についてお伺いいたします。

1つ目、現在民生委員だけで安否確認を行うようになっているが十分に対応できているか。

2番目、各区の民生委員が1人で高齢者を担当しているが、最も多い区で何人を担当しているのか。

3番目、障害者や言葉の通じない外国人への対応はどうなっているのか。

4番目、助けを必要とする避難行動要支援者の対象者基準はどうなっているのか。

5番目、11月現在の要支援者登録数は何名で、登録者名簿は作成されているのか。

6番目、要支援者情報の扱いについてどの範囲まで開示可能となっているのか。これは個人情報等があるかと思えますけれどもお願いいたします。

7番目としまして要支援者について災害時の助け合いのために区長、または連絡長まで開示可能範囲の拡大を検討できないのか。

8番目、今年も8月31日に防災訓練が実施されました。以下9月12日の区長会

議の反省事項の中から内容を示していますと上大池区、民児協の時間を10分遅らせたなら全戸の確認ができた。中大池区、参加者の確認や民生委員による安否確認の方法は問題があり、さらに訓練が必要。小坂区、安否確認ができたが半分程度であった。上竹田区、民児委員の安否確認は時間をずらして実施の必要がある。下竹田区、安否確認、要支援者は39名中22名、高齢者54名中29名であって時間が必要である。また、この中で下大池は入っていませんが、区長さんに確認しましたら下大池は全部の高齢者の確認はできたという返事が、回答がありました。

また、この区長会の資料の中に小坂区は入って、反省の項目に入っていないので、区長さんに確認をしまして半分程度であったということを確認しましたのでここに載せていただきました。

ということで、各区長さんからの報告どおり訓練の時間内容内に安否確認、報告を行うのは困難であり、訓練内容を見直し年1回の総合訓練というものをもっと生かせるものにしていく必要があるのではないかと。

また、コミュニティの力を生かした内容、自主防災組織を発展させていくための手助けも必要と考える。これらを踏まえて村として防災についてどう考えているか、以上お聞きしたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、赤羽千秋議員の質問にお答えします。

まず、1番でありますけれども、現在山形村の民生児童委員は、民生児童委員17名、主任児童委員2名、合わせて19名の委員が厚生労働大臣から委嘱されています。

民生児童委員の皆さんには日ごろから一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害者や子供たちへの見守り、声かけ、医療や介護の悩み、経済的困窮による生活上の心配事などの相談等にご尽力いただき大変感謝をしております。

このように日ごろの安否確認、声かけ活動等は十分に対応していただいておりますが、県北部のような規模の災害が発生した場合は民生児童委員だけでは困難なため連絡班、隣組など隣近所の助け合いが必要と感じております。

続きまして、2番目、民生児童委員は上大池区が2名、中大池区が2名、小坂区が3名、下大池区が2名、上竹田区が4名、下竹田区4名と各区の区域ごとにそれぞれ担当を分けて活動していただいております。1人当たり4から7つの連絡班の区域を

担当し、世帯数は100世帯から180世帯になります。その中で日ごろから見守り、安否確認の対象としている一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯について、最も多いところは民生児童委員1人で30世帯を担当していただいております。

3番目ではありますが、障がい者であっても自力で避難が可能な方は多くおられるので、身体障害者手帳の1級及び2級を所持しているなどの一部の方について避難行動要支援者の対象として把握をしております。

外国籍の方につきましても、定住されており日本語での日常生活が不自由のない方、就業のため短期滞在のため日本語での会話が困難な方など状況は様々です。就労目的で滞在されている方、結婚等により日本人の家族が同居されている方については事業者や家族の協力が期待できますが、災害時のみでなく日常生活がどうあるか実態を把握した上で検討する必要があると思います。

なお、トレーニングセンターや保健福祉センターなど公共の災害時避難所に設置済みの看板につきましては日本語と英語で表記をしてあります。

4番目の質問ですが、村では在宅生活者のうち自ら避難することが困難な要援護者について、平成25年8月の国の取組指針等をもとに以下に該当する方を対象者としています。要介護認定3・4・5の方、身体障害手帳総合等級1・2級の第1種を所持する方。ただし、心臓、腎臓、機能障害のみの方は除きます。療育手帳Aを所持する知的障害の方。精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方で単身世帯の方。村の生活支援を受けている難病患者の方。一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、村長が必要であると認めた方であります。

5番目の質問ですけれども、11月現在、地区防災会への情報提供を前提として作成した在宅生活をされている方で村の要援護者名簿に記載のある方は375名です。

6番目ですけれども、要援護者名簿に関する情報提供につきましては、先ほど増澤議員のご質問にお答えしたとおりであります。

続きまして、7番目でありますけれども、地区防災会は避難支援等関係者となっております。災害時においては名簿情報を避難支援等の実施に必要な限度で提供することができるとなっておりますので、地域自主防災会には区長、連絡長さんは役員となっておりますので、情報開示は拡大するまでもなく可能と思います。

8番目ではありますが、今年の防災訓練の反省点を生かして見直しすべき点は見直し、赤羽議員が提案されています自主防災組織を発展させていくことが災害発生時の対応としては最も際には重要と考えています。最近研修会も盛んに行われ、避難所体験を

された方の話を聞くことも可能ですので、そんな研修会の開催や増澤議員質問でもお答えしました避難所の立ち上げや模擬運営訓練も視野に入れた訓練を考えていきたいと思えます。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） ありがとうございます。それでは、1番目の民生委員だけの安否確認での対応ですけれども、どちらにしましても高齢者、75歳以上を見ましても1,900人以上と。対象者とは別だったとは思いますが、そういった人たちもこれから対象になっていくわけです。それで民生委員は今年の12月に役員の改正があって任期は3年かと思えますけれども、今後3年後、当然高齢者等も増えてきますので民生委員の人数等について増やすお考えはあるかどうかお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） お答えいたします。現在の民生委員の数についてですけれども、これは民生委員法に基づきまして配置基準が民生委員1人当たりなのですが町、村では70から200世帯ごとというふうになっております。それで、山形村の世帯数、26年10月末現在でございますけれども、ピアやまがたを除きますと約2,800ほどということで、それを17名で割りますと165世帯ほどになるということで、この民生委員法の配置基準の中に入れておきまして、その200世帯を超えていないものですから、現在の定数で維持をしているという、そういう状態にあります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） そういう、それとこれからそういう世帯数が増えれば人数等の増員ということは十分検討、もちろんできるということですね、いいのですか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 配置基準が今後変更にならない限りはこの基準に基づいて行っていくしますので、世帯数が総数が増えていけば当然見直しのことも考えていかなければならないと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） わかりました。それで、民生委員が高齢者の安否確認に災害時行くわけですけれども、やはり安全という点で現在ヘルメット等がまだ準備されていないと思うのですが、そういったヘルメット等今後今予算の時期ですので検討して

いただくことはできますか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） ただいまの要望はちょっと参考にお聞かせだけいただきまして、また予算編成の時期に検討していきたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） ぜひよろしくお願ひいたします。それと災害時に民生委員さんがそういう高齢者を回ったときに、ここは回ったとか回らないとか何か表記する必要があるかと思えますが、今その辺のところは十分対応できているのか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 現在の確認方法は、基本的に民生委員さんがご自分の足でそれぞれのおうちを防災訓練の折にその相手の方が既に避難場所へ行かれたかどうかというような確認をして区へ、集会所、避難場所へ行きまして報告をするというような、そういう防災訓練ではそのような方式をとっております。その際にはシールを張ったりですとかそういうことはまだ現在行われておりませんので、今後の検討課題というふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） そういった確認等、やっぱりまた後でもってだれが行っているのか、いないのか。例えば亡くなっているのか、よそへもう留守にしているのか、そういう確認の表記というのはやっぱり大変大切なことだと思えますのでぜひ今後検討していただきたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） では、2番目の民生委員、担当が一番多いところは人数的には30人ぐらいだということで、ここにおきましてはもろもろあるでしょうから、今後また十分検討していただきたいと思えます。

それから、3番目の障害者や外国人への対応ですけれども、外国人なんかはそういう家庭、あるいは近所の人たちでも対応はある程度できるかと思えますが、あるいは障害者、点字とか手話とかその辺のところの準備というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 手話通訳の方と日ごろの生活と申しますか、活動の中では要請があったときに村を通じて派遣をさせていただいて対応をしておりますけ

れども、災害時においてどのようにというのは、聴覚障害の方でメール等を使える方には、せんだってのクマが発生した際にも村内で告知放送が流れていても聞けないというようなお声をいただきましたので、その方の了解を得て個人のメールアドレスを教えてくださいましてメールでご案内するような形も一部の方にはとらせていただいておりますけれども、すべての方にそれが行き渡っているかといいますと、まだ不十分な点もあります。

たまたま個人のメールでお答えをするような形をとっている方は、健全なお子さんはいらっしゃるのですが、ご夫婦でちょっと聴覚の障害をお持ちということでそのような対応をとらせていただいておりますので、やはり単身世帯であったり、独居でそういう障害を持っている方と常時ご家族がご一緒にいられる方ということも把握をした上で対応を考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） やっぱりその辺のところも大切なことだと思いますので、常日ごろからシミュレーションをして、災害時のときには十分に対応できるようにお願いしたいと思います。

それでは、次、4番目の助けを必要とする要支援者の数ですけれども、今25年8月で362人という対象になっているということです。この辺につきましてもこれからは対象数というのが増える傾向だと思いますので、その辺のところも十分お願いしたいと思います。

それから、5番目の支援者数ですけれども、登録ですけれども、例えば11月現在で登録数が189名でしたか、それと名簿は作成されているのか、もう一度ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 先ほど増澤議員のご質問にもお答えさせていただきましたとおり名簿は既に作成をさせていただいております。それから、12月10日現在で189人の方からお返事をいただいているという、そういう状況であります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 名簿が作成されているということは災害時に何かあったときはすぐ対応はできる状況ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 必ずその村で作成をしているその防災計画の決まり

に基づいてということはつきますけれども、災害発生時は未発生時期とは違いますので関係の方に情報は開示するようになります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） やっぱり登録した人たちにしてみれば災害があったときは何か手助けをしていただけるともう思い込んでいると思いますので、その辺の対応というのは十分にしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、個人情報等がございすけれども、その開示可能なあれですけれども、今地域でも薄れつつある相互扶助の関係というのをまた改めて再構築をするということが求められている中ですので、ぜひともこの辺のところはその名簿等は区長、あるいは連絡長というところまでしっかりと開示をしていただけるようには今現状ではなっているということでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 現在は災害が起きていない状態、未発生時期ですので、同意を得られた方に対しては地区の防災会等へ情報を提供はできるという、そういう今段階にあるということです。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） やっぱり開示をある程度そういう区長、あるいは連絡長さんまでおろしておくということは、やっぱり隣近所の今きずなという点は非常に薄れてきていますので、大変あれ何かあったときは皆さんの協力を得られると。今回の白馬村のように死亡者がなくということができるとかと思いますので、その辺のところもこれからきちんと開示の方はよろしくお願いいたします。

それから、8番目ですけれども、防災訓練が今年も8月31日にありました。各区長さんからのこれは9月12日です。地震防災訓練の反省事項という中から各区長さんの方、これ抜粋させていただいた文章ですけれども、内容を見てもやっぱり時間内での安否確認というのは無理だということです。ですから、これからそういった防災訓練等は現状では訓練のための訓練であって、なかなか実践的な訓練というのはできていないと思いますので、その辺のところは村としてもどう考えているのか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 先ほども増澤議員のところがありましたように、やはり実際に災害が起きるといふところまでなかなか想定していない中での訓練。それから、時間的制約の中で今は訓練を行っております。そんな中でやはり今回災害が起きたこ

とを考えていきますと、より自分に災害が降りかかってくるという意識を強く持った内容での訓練のメニューを考えていかなければいけないというふうに考えております。今年につきまして若干事務局サイドでも準備不足なところがありまして、十分な訓練にはなっていないということもつくづく実感いたしました。

それから、やっぱり自主防災会が立ち上がってきましてちょうど10年ぐらいたとうか思います。やはり先ほどの北部の地震を見ましても、やはり地域の自主防災会のいわゆる自主という部分をもう少し重要視した訓練に置きかえていかないと、行政からの指示だけでの訓練というのはやはり限界があるというふうに考えておりますので、これからはもう少し地域の方との連携をとった中で自主防災会の組織ももう少し、区長さんが今は兼務されていると思いますけれども、その辺も含めて組織のあり方、それから訓練の内容についてはもう少し充実する方向を考えていきたいというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 確かに山形村は今までこれといった災害がないということは、やっぱり皆さんのそういう防災に関しての意識というのは低いことは確かです。防災訓練もたしか今言われたように10回ぐらいになりますけれども、何かマンネリ化しているという部分もございますので、来年はその辺のところをまた十分検討していただきたいと思いますし、またもちろん自主防災ということですので、区としましても行政に頼るのではなくて、やっぱり区でもある程度そういったものを確立していく必要があるかと思えます。

最後になりますけれども、やっぱり高齢者を守る助け合う精神、これでもって地域が再び従来の山形村になっていけば、災害があったときは十分にお互いに助け合って、死亡者がゼロというようなことは十分考えられると思いますので、そういった防災等につきましても毎年同じようなことの繰り返しですので、そういうことのないようにより実践的な高齢者等を救うためにも検討していただきたいと思えます。

それと、一言最後につけ加えさせていただきますけれども、今、今年AEDは各区に配備されました。今日実は11日、上大池の敬老会がありますけれども、ここで今日実施訓練を敬老会でもってやっています。私の方にもぜひ出席してくれという声がかかったのですが、こういう議会があるのでということでちょっと出席できなかって残念に思っていますが、そういったことでもって区でもそういったことには取り組んで、災害に対しても十分自己対応できるように対応をとっている区もあるということ

をご連絡しまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で赤羽千秋議員の質問は終了しました。

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（平沢恒雄君） 質問順位4番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「有害鳥獣対策は」について質問してください。

三澤一男議員。

（12番 三澤一男君 登壇）

○12番（三澤一男君） 議席番号12番、三澤一男でございます。

本日は大きく2つの質問をします。その1番目は、有害鳥獣対策について私見を交え質問をさせていただきます。

今年は気象、生態系に変化があったことによるのか、クマが食料とするドングリが不作で例年になくクマが出没し、安心安全の村づくりをしている本村においてあってはならない人的な被害が発生してしまいました。被害に遭われました方が1日も早く平癒されますようお見舞い申し上げますとともに、今後の再発を防止する観点から有害鳥獣対策について質問させていただきます。

1番目、村中心部や人家周辺にクマが出ましたが、このことに関してはどのように考えていますか。そして、どのような対策をとったかお伺いします。

2番目、村は緊急を要することから鳥獣被害対策実施隊を11月に設置しました。組織の内容についてお伺いします。

3番目、近隣の市村では防護柵の設置を進めていますが、本村でも里山に近くて以前からけもの出沒が目撃されている場所には早急に防護柵の設置をする必要があると思いますがお考えをお聞きします。

4番目、小学校児童の通学路に当たる場所に出没した場合の緊急時対応はどのようなになっているかお伺いします。

5番目、村長は山形村の山の日を提唱しておりますが、この日に合わせ村民参加で人里周辺の里山整備の日として野生動物との緩衝帯を整備する等を盛り込んだ条例制定の考えはありませんか。

また、同時に針葉樹と広葉樹をともに育てる針広混交林を育てながら生態系を保護

し、生息域をできるだけ人里から離れたエリアに持っていくことも考えられます。人的被害や農作物への深刻な被害防止のためには個体数の増加を防ぎ適正水準にする最低限の管理捕獲は避けられないと思いますが、人と野生動物が共生することも見出さなければならないと思います。本村はクマに限らずイノシシ、サル等の対策や、今後は東山で拡大しているニホンジカの食害が時間の問題と言われています。見解をお伺いします。

以上答弁をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 三澤一男議員の質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「クマ出沒に関する考えと対策について」であります。本年はクマが主食としているドングリ等の不作状態であり、クマの行動範囲が広く縄張りを持たないため山すそ沿いまでおりたり、また河川を渡ったりしてえさを求め集落内・中心部まで出沒した可能性があります。

本年度はクマの出沒警戒対策について次の事項を実施いたしました。

朝・夕、警戒音を発信しながらの山すそ沿いの巡回、主にパトロール。それから、おりの設置と巡回を松塩筑獵友会山形支部に依頼をしました。林道沿い退避所等へ注意喚起看板の設置をしました。クマ出沒警戒対応のチラシを全戸に配布をいたしました。朝の告知放送、ホームページ掲載、有線文字放送による注意の喚起をいたしました。小学生全員へ登下校時装着するためのクマよけ鈴を貸与いたしました。集落地への出沒に対する緊急時対応マニュアル化をいたしました等の対策であります。

次、2番目のご質問であります。本年度のクマの異常出沒にかかわる対応ということですが、近隣市村と連携しながら鳥獣による農林水産業等の被害を防止及び軽減するため、鳥獣被害対策特措法に基づき、11月1日付で鳥獣被害対策実施隊を設置しました。隊員には、松塩筑獵友会山形支部の会員17人を非常勤の特別職として任命するとともに、産業振興課の職員3人も隊員に指名いたしました。

次に、3番目の質問であります。近年山際部分の除伐や下草刈りを行い緩衝帯の整備を進めてまいりました。整備見直し後はけもの出沒が減っていますので一定の効果はあるものと考えます。けもの侵入防止を目的とする強固な金属製の防護柵の設置は、景観上の面も考慮し莫大な経費や設置後の維持管理が大きな課題のようであ

ります。

侵入防止柵など設置・整備については、鳥獣被害対策実施協議会等で率直に協議をいただき、住民の皆さんの意見、協力を得ながら検討していきたいと考えております。

次に、4番目の質問でございますが、通学路に限らずクマが出没した目撃情報が寄せられた場合には村の担当課から教育委員会、松塩筑獵友会山形支部、松本警察署、県松本地方事務所等に連絡し、各関係機関へ情報伝達するようになっております。

小・中学校については、教育委員会から山形小学校と鉢盛中学校へ連絡して、すべての保護者世帯へメール送信されるようになっております。

小学校では教育委員会や音声告知放送の情報をもとに一斉配信メールシステムで保護者に状況を知らせるとともに、教職員を通学路に配置したり、登下校の時間を遅らせる、また集団下校などをして児童の安全確保のため対応をとっております。

次に、5番目の質問であります。まず里山整備の日の条例制定については、今のところ予定していませんが、引き続き里山山ろくの環境を整備していきたいと考えています。それぞれ地域の環境整備の折にもぜひ協力をいただきたいと思います。

次に、生態系については調査していないため不明ですが、ツキノワグマ・ニホンザル・イノシシ・ニホンジカなどの鳥獣は増えていると推定されていて、懸念される声が聞かれます。

人工的に森林環境を変える必要はないと思いますが、適正な捕獲、生態系維持の上、今後生息域・生息数・行動のモニタリング調査等を実施することが重要と考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それぞれ1番目の質問についてでございますけれども、対策をされたという内容をお聞きしました。私も山里、もう本当に山の近くにいますので巡回をされ、朝・晩巡回をされていたというのを知っております。それについても効果はともかくとして、そういう形で対策をしていただいたということに深く感謝しているわけでございます。

それでこの鳥獣被害については、本当に対策についてはもう決め手がないというぐらいいろんな私も講演会、それから県の職員の方、それぞれからお聞きしているのですけれども、では何をすればいいのだろうということについてはなかなか決め手がない。

ただ、1つこの対策をするにはどんなような調査を、どんなような動物がどのよう
なところに、どういうふうに出ているか、それを調べなければいけないというような
ことを言われております。そういったような調査についてはどのようになっているか、
そこだけお聞きしたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） ご存じのように山形村だけにとりますと山林は非常に
狭いものですから、やはりどうしても国レベル、県レベルでの調査ということが必要
になってくるかと思えます。県の方もたしか四、五年に一遍くらいですか、そんなよ
うなモニタリング調査をやっているようでございますので、そこら辺の県からの情報
等を今後参考にしながら対策等には生かしていきたいというようなことで考えていま
す。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） その調査、私は今村のことでお聞きしますが、やはりこの山
というのは一体になっておりますので、この辺のところはどちらにしても広域で対策
しなければいけない。

これ2番目の質問にもなりますけれども、鳥獣被害の対策実施隊、これは広域で対
応してもいいと。特に市町村のその担当職員、またはその住民、それからそれに従
事できるような人でなくてもいいということになっておりますので、その辺のところ
であれですか、17名プラス職員というふうにお聞きしておりますけれども、その辺
のところの人数的な件についてはどのように考えているかお聞きしたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 現在実施隊の隊員として任命等しているのは合計で
20名ということになっております。あと今年度について、新規に銃の免許を取る
とかわな免許を取るというような方が3人くらいいるというようなことで聞いてお
りますので、そういう方がまた免許等を取得した場合については増やしていきたい
と思えます。

それから、広域的なことなのですけれども、広域的に今対応するというのはニホン
ジカが非常に一気に増えたという関係で広域的に対応というようなことで、県レベル
で対応しているわけですけれども、やはり村だけ、どうしても山はもうつながってい
るものですから、ある程度一斉駆除とか広域的な対応についてはそれぞれの自治体が

連携をとりながらやっていかななくてはいけないかというようなことで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） そういった広域的な対応をしていただくということは当然でございませう。それで、今鳥獣被害の対策実施隊のことについて1つお聞きしたいと思ひますけれども、これは今回対象になった方というのは猟友会員の方であると思ひますし、村の職員であると思ひますが、この方たちは今まではもう全くボランティア的に動かされていたと思ひますけれども、先ほどお聞きしたように村の特別職の、非常勤の特別職員ということになるということにございませうので、その辺のところでは相当対応される方にはメリットが出てくるのではないと思ひますが、報酬的なこと、それからそれにかかわる補償的なことがわかりましたら教えていただければと。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 今回任命しました猟友会員の17名につきましては非常勤特別職ということになりますので、一応公務災害の対象になるというようなことになってきます。

それから、隊員に任命したことによりまして銃等の免許の更新の際に費用が2分の1になるとか、そんなようなメリット等も発生してくるかと思ひます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 隊員の方にはそういうことでメリットが出てくるということですが、危険を伴うこととございませうので、十分そういう面も考慮していただければというふうに思ひます。

それから、これを特別交付税の8割は、経費の8割は特別交付税の措置対象になるというふうにお聞きしておりますけれども、その辺のところではどの程度が今年度見込まれるか、わかたら教えていただければと思ひます。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 今年度その隊員の報酬というようなことで17名分、5万1,000円でしたか、予算の方、報酬の方に、12月の議会の方に補正予算として提案させておりますけれども、とりあえず26年度についてはその5万1,000円が特別交付税の算定対象の数字になってくるかと思ひます。

一応隊員の任期はとりあえず3月31日までということになっておりまして、また

27年度になりましたら4月1日から任命するというようなことで考えておりますので、また報酬等につきましては4回、5回というような格好の報酬の回数になるかと思っておりますので、それが27年度以降はその交付税の算定の対象に入ってくるというようなことで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） その件についてはわかりました。また新たに来年度については別に計上すると、出てくるということで進めていただければと思います。

それから、先ほど防護柵についてお聞きしました、3番目の件ですけれども。国には鳥獣被害防止対策交付金、これは農水省のお金だと思いますけれども、ハード事業・ソフト事業、それぞれ2分の1の補助が出るということでございます。これ、私、先ほどお聞きしました近隣市村ということで、一番近いのはお隣の東筑摩郡の朝日村でございますけれども、ここは20キロぐらい保護しなければいけない面積が、距離が、延長距離があるという7割方がもう去年の段階で終わっているということでございます。

山形村はそういった景観の面もどうのということは村長答弁いただきましたけれども、景観もさることながらそういった意味でいくと、近隣の朝日村がそれだけの柵を設置していて、隣の山形村が設置していないということになれば、当然先ほどから言われるように広域の話で山に境があるわけではないので、これはけものは自由に行き来する。山形村には当然そういった意味では出てくるということになると思いますけれども、そういったことを踏まえてこれ先ほどの交付金の話になりますけれども、ハードでたしか朝日は2億円ぐらいかかっていると思います。山形もそういったものをぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 防護柵の設置につきまして、いろいろな機会に設置してくださいというようなご意見も伺っています。8日の日ですか、鳥獣被害対策の協議会をやりました。そのときにも委員の皆様から設置はどうだというようなご意見も伺っておりますので、それについては27年度にこの山形に合った方法がどんな方法がいいかというようなことを調査研究させていただいた中で、その協議会を中心に住民の皆様からご意見を伺って、山形に合った方法を探っていきたいというようなことで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 今そういったことで協議会でご検討いただいているということでございますので、ぜひこの辺はよそがやれば当然その出てきてしまうという、もうそういうことになるわけですから、重要な部分を、本当に人里に近いところを、その辺のところは優先的に設置する必要があるのではないかとこのように思います。その辺のところではぜひその協議会の結果を待ちたいとは思いますが、協議会の方にぜひその辺のところも私の立場からも設置をするようお願いしたいと思います。

それから、先ほどの鳥獣被害の防止対策にこのハードとソフトがあると。ハードの面はそういった柵の設置だとかそういったこともあると思うのですが、ソフト面、これは先ほど5番のところでも村長、条例つくって里山整備をみんなでやったらどうかということでちょっとお話ししましたが、そういった意味でいくと今回の出沒している状況というのが前、この間JAさんと農業委員さんとの三者懇談のときに産業振興課さんの方から資料をいただきましたけれども、里山だけでなくもう山形の下、松本の境の方までそれが来ているわけです、クマが。

ということは、これ川沿いにおりてきたとしかちょっと思えないのですが、これは動物の生態系を私もそんなに知っているわけではないのですが、それであれば何であんなに下に出てきているのか。川沿いということになると、やはり里山近くで、私のところは唐沢川ですが、唐沢川、三間沢川、その川の合流のずっと下の方ということにたどって出たということが考えられるのですが、そうするとそこを河川のところにおりるようなことができないように。あれ、河川をとめることは先ほどのあの防護柵についてもできないというふうに法律ではあるようですが、おりないようにする、そういうような対策をする。

それから、緩衝帯もソフトの面で緩衝帯ということになると、その川のところもきれいになっていけばそこをクマが近寄らないということも考えられますので、そういったことも進めていけばどうかというふうに思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 先ほど村長の答弁にも申し上げましたが、緩衝帯の整備というのが非常に有効だということ聞いております。しかし、村の方でも緩衝帯整備、何年か前から順次やってきておりますけれども、四、五年たつと

結構また元に戻るような格好になりますので、またそれぞれの区なり地域なりで緩衝帯を整備したところについては、一斉清掃の日にも若干そのまた整備をし直すだけでよいような格好でこれからはやはりお願いしていくのが一番効果があるかと思いません。

それから、川におりられない方法とかいろいろ防護の対策等はあるかと思えますけれども、それは防止柵も含めた中でどういうやり方がこの山形の地に合っているかということも27年度の中で調査研究して、ある程度の方向性を出していきたいというようなことで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 先ほど私、条例ということで申し上げましたけれども、そうでなくて、やはりこれは住民みんなで里山を整備をするというようなことを、その動機づけということで申し上げたわけでございます。そういったことで環境整備の日だけではとても対応はできないと思えますので、できるだけそういうことを協力できる人なんかも募集して、以前やっていただいた県の森林税を使った山の部分のところは大分きれいになりました。光も入るようになってきました。

ただ、川沿いについてはまだまだそのまま放置されていて、そのあたりからもけもの出没というものも考えられますので、その辺のところをぜひ考えていただければというふうに思います。

それで、先ほど1点だけ針広混交林の件をお聞きしましたけれども、先ほど松の松くい虫の件でもありましたけれども、松は340ですか、ぐらいヘクタールあるということでございますけれども、戦後カラマツを植えたところというのがもうかなり大きくなってきていて、そういうところが増えているということも生態系でいけば変化が出てきている要因ではないかなというふうに思いますので、そういった山の整備ということについてどんな考えを持っているかお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 山の整備というか全体、ただその山の整備と言ってもこの山形だけを考えればいいのか、それともこの近隣なのか、長野県なのか、全国中かというこのいろいろなレベルがやはり違うと思えます。

山形村だけでまず考えた場合、カラマツ林が約700ヘクタールぐらいあるというようなことで、その森林簿のデータの方に載っているようでございます。そこら辺、

今後その松くい虫にかからないような木から、かからないような木への転換とかいろいろなことを含めてその山林全体をどうやって持っていくかということは、やはり今後考えていかななくてはいけない課題かなということで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 当然そういうことで大きく考えていかなければいけないことでもありますけれども、我々も全員が森林税を負担している者として山、里山も整備も含めて考えていただきたいなというふうに思います。

私の方からは特にこの野生鳥獣については、本当に先ほど申し上げたとおり対策がないというふうに悲観的にならずに、できることはどうしてもしていただかなければいけない、できることからです。そういうことをお願い、そういうことを申し上げましてこの質問は終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員、次に、質問事項2「村の雪害対策は」について質問してください。

三澤一男議員。

（12番 三澤一男君 登壇）

○12番（三澤一男君） 村は今年2月記録的な豪雪に見舞われました。農業用施設を初め大きな被害が発生しました。積雪時、特に豪雪時の村の対応と今後の対策に対して考えをお伺いします。

質問の1として、これから迎える冬への道路の除雪対策の方針と除雪をする目安と優先順位等についてはどうなっているかお伺いします。

2番目、主要道路以外の通園・通学路の確保や管理、また高齢世帯や障害のある方の自宅または周辺の除雪についてはどのようになっていますか。

3番目、周辺自治体には住民への作業負担軽減に向けて区や自治会等へ除雪機購入の補助金を交付しています。また、除雪作業協力者への助成制度の考えはないかお伺いします。

4番目、農業用ハウス等施設について、事前に強度を増した設置をする場合、その上乗せ部分の費用の一部を補助、保険の一部補助等で予防措置的な対応も考えられるとありますが見解をお伺いいたします。

以上答弁をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、「村の雪害対策について」にお答えします。

1 番目ではありますが、除雪作業につきましては、除雪業者が1社増えたこと、また村で除雪装置を設置した車両1台を購入したことから、本年度は5業者7台と村の小型ドーザー2台、除雪装置付車両1台の計10台で除雪作業を行う計画であります。

除雪業者が1社増えたことにより地域の除雪につきましては、早期に除雪ができることと思われま。また、除雪装置付の車両につきましては、機動性にすぐれているため単独で幹線道路等バス路線の早期除雪を計画しています。こうしたことから、本年度の除雪計画につきましては村と業者で対応する考えであります。

次に、除雪作業ですが、原則積雪10センチから15センチを目安に作業を行い、通勤・通学前に完了するように実施しております。また、道路の優先順位ですが、地域の幹線道路や通勤・通学道路、生活道路など3段階に分けて順位づけをしておりますが、効率よく作業するため除雪計画路線について先に全路線を除雪し、状況に応じて除雪優先道路の除雪をする計画であります。

2 目ですが、11月末に行政・山形小学校のPTA役員会も含め鉢盛中学校で今井と鉢盛中学校PTA山形支部の連絡について話し合いが行われ、本年度からはそれぞれ連絡を取り合い除雪作業を実施していくことを決めております。

高齢者宅や一人暮らし、要支援家庭等につきましては、各地区の防災会や各区にお願いする中で地域住民の皆さんに協力をいただきたいと思います。また、村でも状況を把握し対応していきたいと考えています。

気象の変化により雪も集中して降る傾向があります。大雪に対しては行政と地域住民が協働して除雪できるよう分担していかなければいけないと考えております。

次に、3 目の質問でございますが、村ではできる限り行政としての除雪体制の充実を図り、本年度も除雪対応の作業用公用車を1台増やしております。しかし、今年の2月のような大雪では行政のみでの除雪体制には限度がありますので、地域住民が協働して除雪をしていただくことを考えれば、区や自治組織へ除雪機の貸与や除雪協力者への支援は必要と思います。

地域で購入する除雪機に対する助成がいいのか、村が購入して貸与の形がいいのかなど実施方法に検討の余地がありますが、前向きに考えていきたいと思っております。

次に、4 番目の質問でございますが、建物の耐雪強度や共済の補償内容は、農業者

が自ら経営内容や必要に照らして判断、決断するものでありますので、これらを補助事業の対象として扱うことは適当でないと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） また今年は一社増えたということでございます。これで通勤・通学前、これでやっていただくということで今答弁いただいたわけですが、昨年の場合にはもうその除雪が追いつかない。そういうケースがございまして、除雪した端からまた雪がもう同じくらい積もってしまうというようなことがありまして、道がもうわだちでなくてももうでこぼこの、もう昔の洗濯板と言ってわかる方がいるかどうかあれなのですけれども、そんな状態になってしまうということでかなり交通に支障が出たというようなことがございます。

そういったことから5業者で、また当然区割りは決まっていると思いますけれども、どんな区割りになっているか。今概要をちょっと今手元に持ち合わせていないので、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 除雪の業者の関係の区割りですけれども、村内総延長で約83キロを除雪するような計画になっております。その中で5業者ということなものですから、6区あるわけですけれども、大まかに5地区、それにスカイランドきよみずの観光道路というような形の中で地域を決めまして除雪をお願いしていくという内容のものであります。

どこがどこということにはちょっと言えませんけれども大きく5地区、それとスカイランドきよみずの1路線という形のものであります。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） そういうことで今年は一業者増やしていただいたということで早急な対応ができるのではないかとこのように期待しております。

それでは、2番目のご質問になりますけれども、自分で除雪ができない方とか、それから先ほど優先順位の中の1、2、3というような3段階があるというふうにお聞きしておりますけれども、この3段階もう一度答弁いただければと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 路線のその優先順位の分け方なのですけれども、主に幹線道路という形、それから通勤・通学道路、次に生活道路というような形の中で3

段階に位置づけをしているわけです。ちょうど今年の2月の大雪のときですか、幹線道路を先にとりというようにすることで除雪をした経過があったわけなのですが、かかない路線があるというような村民の方からご指摘をいただくということもありまして、また効率が非常によくはないものですから、もう端から効率よく全路線、地域の全路線を今年は先にかいていただくと、除雪をしていただくと。その上でまた必要があれば幹線道路、バス路線も含めて主要な道路をまたかくというような状況でありますし、村でもその除雪装置付きの車両を購入しておりますので、早い段階でその車両については除雪作業に入りたいというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） 今言われたように当然それは幹線道路、それから通勤・通学、それから生活道路という段階でおりていくということは理解できます。ただ、その中に緊急を要するような例えば病人等が出た場合とか、これは病気で透析等をされている方というのは、もう定期的に行かなければいけないというようなケースがございます。これは先ほども聞いておりましたようにそれぞれ障害のある方、高齢の方のリストは支え合いマップ等でできているというふうに言っておりますけれども、そういう方のところというのは除雪をしないと出ていけないようなケースというのがあるように伺っております。

そういった部分のところをぜひこれ先ほど区、連絡班、それから近隣の皆さんがお互いに支え合いながらやっていかなければいけないねということをおっしゃっていただきましたし、そういうふうに考えておりますけれども、そういったことからいうとどの方のところがどんな状態で、やはりそここのところはその優先順位、当然幹線があいていなかったら行けないわけですし、通勤・通学道路があいていなかったら、それも一部の地域としては必要な道路だと思っておりますけれども、そういった部分のところでは必要な道路の道をあける必要のある、そういう方のところに対しての対応はどうなっているか、それもお聞きしたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 豪雪という部分の状況だと思うのですが、早い時期に大雪災害対策本部というものを立ち上げをしまして、その中で状況を把握していくと。弱者に対してはそういう情報をもろう中でそれぞれ分担を決めながら消防がやること、またPTAがやること、行政がやることというように振り分けまして早い対応をしていくという考えでおりま

す。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ぜひそういった対策、これはただ先ほどもその豪雪に限らずそういうケースというのは10センチ未満のときにもあって、車の動きに困るケースというのもあると思いますので、その辺のところをぜひこの自主防災会とかそういうところも含めて除雪対応というのはきめ細かい範囲を決めておくということも必要ではないかというふうにと思いますがその辺のところ、自主防災会の活動の面のところでその辺のところの考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 大雪のことも1つの災害と考えれば当然自主防災会の方での対応もという話になろうかと思えます。それで、先ほどちょっと次の質問にあった例の除雪機とかの方にもちょっと影響するかと思うのですけれども、やはりそういうところが実質的に動いていただければやはり地域、困っている人たちの方の細かいところの対応は非常によくはないかと思えます。

それから、山形村の除雪体制というのは、周辺の市町村に比べると非常に私はレベルが高いといえますか、きめ細かな対応をしていると思えます。三澤議員さんが言われている作業負担の軽減という面で、ちょっとよその市町村とのその考え方がちょっと若干山形の方と違うかとは思いますが、地域の方がそういう形で動いてくれる体制がうまくできれば、やはりそういうところには除雪機の貸与等も含めて考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 実は今、中村課長から答弁いただいたように、けさの新聞に出たのですか、諏訪市は今年の大雪の教訓を受けて、それぞれの各区に小型除雪機を配備すると。これは市ですから相当その予算的なものも思っていたのですけれども、今年これは大型のものはやっぱり数百万円するようなものもあるようですけれども、そういうことで既にもう28台各区に配置していると。これは配置をされて、それを有効に使うための組織もつくらなければいけない。それが先ほど言われたように自主防災会なり地域の連絡班なりがどういうふうな支え合いをしようかということをつくり上げておけばそんな対応ができるのではないかと思います。

ぜひこの辺のところで質問が除雪機の補助についてちょっと飛んでおりますけれども、この除雪機の貸与がいいのか、補助がいいのか、その辺のところはやはりご検討

いただきたいと思えますけれども、今どんなふうを考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 実は2日ほど前なのですが、地区の区長さんも集まる会議がございまして、その場でちょっとそんな話も正規な会議ではないのですがけれども雑談的に話をさせていただきました。その中で区長さんたちとの話の中では、実際地域へ貸与されても今の状況でだれが管理するのだとか、やはり詰めておかなければいけない問題が非常に多いことがあります。

ですから、今三澤議員さん言われましたように受け入れ体制の方のまず整備を考えた中でいかないと、機械は買いましたけれども実際動きませんか、実際貸与した場合にもどこで管理して置いておくのかとか、当然野ざらしにしておくわけにはいきませんので、中には地域の整備工場さんの方をお願いして預かっていただくとか、常に動ける状況にしておくとかというような具体的な話まで出ておりますが、いずれにしてもその辺を詰めた上での除雪機の扱いについては考えていくことだというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 村の社協にたのみま処というシステムがございます。これは登録をしている協力員さんが、これは除雪に限らずいろんなことをするわけですが、除雪にしてもその除雪をする作業に対して1時間300円というような負担でその除雪をするということが出来るシステムがございます。これです、当然その除雪機があればそういう方のところにも行けますし、協力もできるのですが、実際にやっている方はほとんどそういうものがなくて手で行く。これは手作業で雪かきをする。今年の場合は雪掘りに近かったですけれども、そんなような作業になるわけですが、そういったことからこういったシステムがあるものに先ほどの除雪機補助または貸与、それから協力員への補助金の上乗せ、この辺のところはぜひしていかないと、これできる人がやってくれるうちは本当はいいと思うのですが、これからはまたみんな高齢になってくるということでもありますから、こういうシステムをつくっておいて、村としても自主防災会なりそういったシステムをつくっておいて、除雪協力をしてくれる方にはやはり協力金ぐらいお支払いしてもいいのではないかなというふうに思えますけれどもどうですか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 様々なことが考えられると思います。補助につきましてはこれから予算の時期にもなりますので、内部でも十分検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） この件はそういうことで検討いただきたいということです。

それから、農業用ハウスの件、先ほどちょっとお聞きしました。それはそれぞれの方の対応だからというようなお話でございましたけれども、これもこの6日の日に載っていた新聞記事でございますけれども、施設を、この県内で施設を再建を断念された方が1,700人いるということです。これは当然それぞれ事情もあると思いますけれども、そういったことというのがやっぱり農業の自給率40%を割るかどうかというようなこういう時期に断念しているということは、そういった面も含めて農業生産意欲を落としているのではないかというふうに思います。その辺のところはどういうふうに考えますか。

また、これでもし山形の場合にはどんな程度のその再建を断念された方があったかはちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） それぞれの地域のことにはわかりませんが、山形の場合なのですけれども、山形についても2月の大雪の際に非常にハウスの被害等多くて補正予算等をお願いしているわけなのですけれども、その中でももう自分、高齢になったとか、違う作物に転換というようなことで、もうハウスを再建を断念する方もいます。

山形の場合非常にもう品目が多いものですから、もうすぐもうハウスでつくる物ではなくて、もう別の作物に転換するというような方も結構いるようでございます。あくまでもそれはもう個人、個人の経営の中の考え方ということになりますので、もうそこら辺までは行政としては踏み込めないということでありまして、山形の中でも補正予算で5,000何百万円というような補助金を議会に通していただきましたけれども、実際にはそれよりも大分最終的には減額になるかと思えます。

でも、実際にもう再建された方もいますし、まだ進行形の方もいます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） そういったことで村は本当に農業が多品目の生産をされている方は確かにいらっしゃいます。そういった意味では違う物に転作するというのもできるかもしれませんが、やはり従来からやっていた施設というものが再建できないということは、また違う労力が必要になるわけですから、ぜひそういったこともまた考慮していただければと思います。

今回は大きく2つお伺いしましたが、すぐできることだとか予算化しなければできないことだとかございますけれども、少しでも前進するようにご検討いただき私の本日の質問は終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

それでは、ただいまから休憩をいたします。午後の再開は1時としますのでお願いをいたします。

休憩。

（午前 0時00分）

○議長（平沢恒夫君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位5番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「村長の政治姿勢を伺う」について質問してください。

上条浩堂議員。

（2番 上条浩堂君 登壇）

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。

今回は村長の対する政治姿勢をお伺いするものでありますのでよろしく申し上げます。

村長は初当選以来早くも2年を経過しようとしていまして、今は来年度の予算編成等に向け重点施策をどれだけ、どこにし、それに対する予算配分はどのようにしようか等々来年度予算にご自分の考えを反映させていくために様々お考え中とは存じます。

その予算編成に基づき3月定例会には来年度予算が示される。その結果を受け6月定例会には次の施政方針も示されることであらう。そこで予算編成前の今こそ村長の基本的な考えを様々な角度からお伺いしようとするものであります。村長はもちろんこと、我々議員も同様であります。選挙公約をし選挙を経て現在のポジションをお互いに得ているわけでございます。そのいわゆる選挙公約、マニフェストを1日たりとも忘れることは許されることはできないのではないかと思います。

それを常に胸に秘め、日々の業務に励むことこそ最大の我々の業務といっても過言ではない、このように思います。現百瀬村長のマニフェストに関する質問はこれまで一般質問等々で再々何回も繰り返され、自分も質問した経過がございます。振り返ってみますと村長のマニフェストにはいわゆる具体策と言えるものがほとんどなく、どちらかという山形村総合計画に基づく事柄が多かったこともあり、悪く言えば理想論に近く、村民に少々わかりにくいものだったのではないかなと認識しております。もちろんそれがだめだと言っているわけではありませんが、それはそれで理想論としておけばよいのであります。既に2年経過しようとしている今、このあたりで実際面での実施計画くらいは示していただきたい。

そこで、まず村長が最初に選挙公約でお示しになった項目の中からの自分でもこれはちょっと無理ではないかなんていうのもあるのですけれども、例えば福祉の充実、この中では女性力を高め子育て、介護の不安対策に取り組む、こうおっしゃっていた。

安心安全な生活面では雇用拡大、生活環境の充実に取り組む。さて、この雇用拡大、これが一村長に果たしてできるのですか。これはちょっとその目標としてはちょっとまずかったのではないかなと自分は思っております。

産業の振興分野ではやまっちブランドの浸透を前提に農・商工サービスの発展を推進。これはこのとおりでいいかなとも自分も思っております。

その次の人材育成面で子供たちに夢を、先人の功績を学び山形村を発信し、子供たちに夢と誇りを与える人材の育成に取り組む。ここらがちょっと目標がちょっと大き過ぎたのではないかなと危惧しております。

もう1つ山形村の発展においては自然環境の整備を行い、環境事業と健康事業の協働プロジェクトの推進を行い村外からの人を呼び込む。最初の選挙公約はこんなふうだったと思うのですけれども、観光事業と健康事業の協働プロジェクト、ちょっとここが非常にわかりにくかったところなのですけれども、おいおい村長からこの辺のところもお聞きしたいと思うのですけれども、そのほかにいわゆる山形村が今一番問題

にしなければいけないこと、それは各区への未加入問題、これについて村長ご自身の何か対策があればお示しを願いたい。

もう1つ人口減対策、これはもう避けては通れないところまで近づいてきてしまっており、具体的な対策、何かお考えのことがあるのか、ないのか、その辺も合わせてお聞かせいただければと思います。

2年経過の中で以前に村長は村民の代表とは大変なものだ、すべてが山形の顔であり代表である。歴代の首長に対しその活動に敬意を表する、こんなふうにおっしゃっておいりました。また、別のときには、これ平成25年12月定例会の一般質問の中で村長が述べていらっしゃるのですけれども、今年はまず村長の仕事を把握することに尽き、これに専念し、来年はその経験を踏まえてその中身の質を高める工夫をした行政をしていきたい、このようにおっしゃっている。

日本一元気で明るい村づくり、これはキャッチフレーズとしてはこれ大変すばらしい、問題ないと自分も思っていますが、元気だけではおなかは膨れない、満足できない。たった1つのお握り、1個のあめの方がありがたいときもあるわけですが、村長この辺のそのキャッチフレーズと実際面とのそのギャップ、これどのようにお考えか、これはぜひともお聞きしたいと思います。

さらには職員に対する人材育成についても村長は触れていらして、これ日々これこの前の一般質問でもしたのですけれども、日々業務をこなしている職員さんたちに対して本当に人材育成、これが可能かどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

以上いろいろ言いましたけれども、村長答えられる範囲で結構ですのでよろしくお願い致します。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、上条浩堂議員の質問にお答えします。

選挙公約の進捗状況と今後の取り組みについてのご質問であります。

まず、就任をして1年と9カ月が過ぎようとしています。これまで行政を応援していただきました村民の皆さんと職員の皆さんに感謝をいたします。私の公約の実施状況につきまして、各項目に従いまして判断をいたしますと、自己採点ではありますが80点ぐらいと思っております。2年目の実績としては首長としてうれしいことではないかなと思っております。

まず細かなところに行く前に行政全体の姿と私の考え方をちょっと申し上げてみたいと思います。

また、今、浩堂議員よりも言われました項目を答えますと相当長くなりますけれどもご容赦をお願いしたいと思っています。

山形村の行政は健全行政であります。財政の評価指数であります実質公債費比率が長野県下で平均以下であり6.2%であります。これは前任者が健全経営を堅持されてきた結果であり、これを引き継いで今年も計画的に事業を実施してきた成果だと思っております。

私はこの数値自体は少し低過ぎるかなとも思っております。実質公債費比率は8.0%くらいがいいのではないかなと思っておりますが、充てるところには充ててしっかりと充てながら、将来公共投資への備えは計画的に基金を積み立てていくことが大事ななというふうに思っております。これから行政の活動目標として事業を検討していきたいと思っております。

こういった考え方で、今年は大きな公共投資がありませんでしたので財政的には問題ないと考え、職員の皆さんに仕事を任せ安心して健康と観光の方針を全面的に取り出し取り組んでまいりました。

私としては元気輝く村づくりの実現に皆さんに見えるような内容で強調するには、健康と観光といった方針はわかりやすいと思ったからであります。さらに今年は山形村開村140周年の節目の年でありましたので、記念事業を26年度の目玉として積極的に実行委員会を立ち上げて取り組んでまいりました。事業はまだ終わっていませんが、明るく楽しく前向きな事業が村民の皆さんの協力で実行され、記念事業の形が残りましたことはうれしいことであります。感謝します。また、山形村だけでなく村外の人たちの協力は偉大なものであります。本当に大きな助けとなりました。

観光は昨年度小樽市と京都清水寺での交流によるきずなづくりをしてきましたので、これがこれから継続が楽しみであります。また、松本広域では来年度広域の発展のために観光に力を入れるとしてまいりますので、この方針は今後さらに成長される分野ではないかと考えております。もちろん本来の公約への力の行政配分は落としません。あくまでも今年は山形村がさらに10年、20年と成長していく、自立を歩んでいくための通過点であると考えております。したがって、方針の考え方として、来年度は山形村開村150周年目に向けた目標に向けたスタートの年と考えております。

それでは、各項目に移りたいと思いますが、私は6つの基本構想の中の項目について

てお話をしていきたいと思っております。

1 番目の健康で安全に暮らせるやまがたであります。これは保健・医療・福祉の分野であります。保健福祉課、子育て支援課、住民課の担当であります。各課に付託された委員会において活動を展開してまいりました。職員と住民との顔が見える事業でありますので重要な仕事です。子育てに関しては子育て支援課が子育て支援センター「すくすく」を運営を始め、村内外よりも好評を得ていると伺っております。大変よい仕事をしていただいています。

保健福祉課については先ほど私のこれから力を入れている健康に対する役割を担うセクションであります。健康づくり推進委員や民生委員の方々の活躍で今の山形村の健康が維持している状態であります。現在の問題は健康スクリーニングの受診率が低いことでもあります。区長や健康づくり推進委員の皆さんと相談をして受診率の向上に努めていきたいと思っております。

27年度は2025年問題を見据えて住民一人ひとりの健康運動が見える活動、健康予防活動、高齢者・障害者・介護福祉の充実、子育て、児童館事業の充実、健康農業への取り組みを考えていきたいと思っております。

続きまして、健康で安全な住みよいやまがたであります。生活環境分野であります。総務課、住民課の担当であります。消防団の活動につきましては昨年ぼや1件でありましたが、今年は建物火災が5件も発生してしまいました。その都度苦勞をかけました消防団につきましては団員不足で日本中が問題となっておりますが、先日も消防庁次長より消防団の充実強化に向けての重点取り組みについて通知が出されました。装備の充実や報酬の引き上げ等があります。今回火災の中で上大池の1件は全焼でありましたが延焼は食い止めました。そのときに上大池も中大池もそうでありましたけれども、地区の消防団経験者が消火栓を使って大火にせずおさめたことはすばらしいことであり、これらこそご近所力のたまものと感謝するものでございます。このような消防団に対してきちんとした対応をしていきたいというふうにも考えております。

また、住環境では村指定のごみ袋の価格の見直しを行い、使用済み小型家電回収、布団の回収、それから陶磁器のリサイクル等の取り組みについてよい結果を出していただいております。その他住民サービスの向上に努めてもらったよい活動が見られた分野でございます。また、上水道の基本料金100円を値下げ等、下水道料金の据え置き等の実施をいたしました。今後の取り組みは住環境面での充実はもちろんであります。

すが、消防団充実、上下水道の維持更新等が課題となっております。

豊かで活力交流のやまがたは産業分野であります。ここは産業振興課の担当であります。今年は特に雪害・ひょう害・災害対策と、さらに例年になくクマの出没で大変苦勞をかけた分野でございます。猟友会を初め関係者の皆様のご協力に本当に感謝を申し上げる次第であります。被害に遭われました皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに少しでも早い回復をご祈念申し上げますところでございます。

これについて、詳細につきましては三澤議員のところに申し上げましたが、その他林業・観光を含め産業振興課は本当に能力いっぱい仕事のさせていただきました。今年は農業委員の改選もあり大変な年でしたが、来年度は体制を考え、JAや各農業委員会の皆様と協議を重ね、村民の皆様に農業事業の見えるような展開を図っていききたいというふうに思っております。

東原・大池原の農道・排水対策や風食についての取り組みはこれからの課題として取り組んでまいります。

次世代を担う人と文化のはぐくむやまがたは教育と文化の分野でございます。ここは教育委員会の担当であります。小学校77名が入学し、総児童が560名になりました。中学校は166名入学と次世代を担う子供たちが元気に学んでおります。特に鉢盛中学校のスポーツ・文化と活躍しているのが誇りであります。このスポーツ・文化関係で輝いているメンバーにつきましては、先ほど浩堂議員が言われました子供たちの夢に向けてのよい一例とよい目標というふうに考えております。

社会教育は公民館や各スポーツ団体・文化団体がトレーニングセンターの利用状況が証明するように非常に活発に活動していることは元気な証拠であります。また、ホームタウンであります松本山雅FCがJ1に昇格したことも応援している山形としましては元気を後押しするよい話題でございます。

また、5番目としましてさらなる発展への基盤の整ったやまがたは生活基盤分野です。建設水道課、総務課が担当であります。今年は区長と土木委員に頑張っていたいただき、4メートル未満の道路の舗装化に着手しました。長年の課題でありました地域の皆さんと確認し実施してまいりました。これを来年も継続検討をしていきます。道路舗装改修や河川の改修は予算どおりの執行をしています。安全も含め防犯灯の改善は来年度の課題であります。

2月の大雪対策は業者1社を加え、役場でも除雪体制を強化した対策をし、住民サービスに対してかなりの取り組みをしてきた分野であります。

今後の取り組みであります。現在民間による宅地造成計画が出され、人口が増加することが期待されていますが、土地利用計画を見直す時期にあるかと思えます。国や県の今後の動向を見て具体的な取り組みをしていきたいと思っております。

最後の6番目のみんなで作る自立したやまがたは協働・行政分野であります。総務課、住民課、保健福祉課、教育委員会があります。山形村開村140周年記念事業ややまがたじゃんずら夏祭り、敬老会、明るく元気な村づくり、地域づくり推進委員会の活動が上げられます。今後の取り組みであります。総合防災訓練の充実を図るために区・連絡班、未加入世帯を含めて村民全員の協働の村づくりを推進したいと思っております。

役は嫌がらず日本一明るく元気な村づくりに一人ひとりが助け合うという協働の村づくりを目指し、いざというときの自然災害や大雪の除雪に助け合えるご近所力の醸成に取り組むたいと思っております。

続きましてであります。2件の件ですけれども、引き続きお話しします。未加入の問題でございますけれども、先ほども申し上げましたが、日本一明るく元気な村づくりには全村民の安全確保が基本となります。地震災害、自然災害における住民の安否確認はしなくてはなりません。そのための連絡網はなくてはならないものであります。今までの自主防災組織での総合防災訓練は自主的に参加をしていただける人で実施をしてきましたが、実際の地震災害での安否確認をするツールにはなっていません。

区と協力してまずこの安否確認をする確認票を作成することを検討していかなければいけないものと考えております。とにかく未加入者を減らすことが必要だというふうに思っております。

続きまして、人口対策でございますが、日本の人口は2800年をピークに減少をしています。国の対策は東京一極集中に歯止めをかける、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。地域の特性に即した地域の課題を解決するとしています。

そこで出された施策がまち・ひと・しごとの創生であります。この件につきましては、後ほど西牧議員の内容にもありましたが、先にお話をいたします。しごとの創生は地域に根づいたサービス産業の活力・生産性の向上・雇用の創生、地域企業の育成、企業の地方移転、地域産業の活性化、農業の活性化が上げられております。

ひとの創生は地方に新しい人の流れをつくる地方への移住、定住の促進をする。地方の仕事にチャレンジし結婚・出産・子育てが一貫して支援をするようにする。

また、まちの創生は人が地方で生活やライフスタイルのすばらしさを実感できるま

ちをつくるとしております。このために中間山村においては人のきずなの中で心豊かに生活できる環境や夢を持った人の取り組みを支援し、地域の課題を解決すると、このように言っています。

この方針に対しまして村おこしの応援・支援策、地方創生に取り組む市町村に対するシティーマネジャーを派遣してもいいと政府は言っておりますので、市町村のまち・ひと・しごと総合戦略の政策や総合戦略の実施等の推進に対して施策を考えております。山形村の自力の対応を考えますが、国の力を借りることが1つの案というふうに考えております。

さて、山形村の現状を見ますと、11月末の住民基本台帳では8,779人と8,800人を割っています。現時点で宅地分譲計画が16区画出ております。仮に家族2人の方が入居しますと32人の増でありますので、8,800人を超える形になります。このほかにも分譲計画も予定されているようで、当面8,800人台の維持ができるものかと思っております。

人口対策の個人的構想案で申し上げますと次のことが考えられます。

松本市の第二臨空工業地帯への工業誘致を松本が一生懸命しておりまして、現在3社が4社となる見通しであります。その従業員の住居を山形村が担当させてもらうというふうに考えてこれを進めていくこともあります。

また、JAや農業委員、農業従事者の知恵を借りて農地基盤整備により耕地の整備をして農業後継者の育成を図り、婚活・出産に結びつけることが必要だというふうに思っております。

また、6次産業を申請している事業の協力者を増やし、山形村特産の生産事業の拡大を図り雇用を拡大することがあるのではないかと思っております。また、ふるさと納税で成功している阿智村等の事業化の知恵なんかも借りまして山形村も雇用の創生を図るということもあるのではないかと。

さらに、リフォームの事業の継続により空き家の修繕をして転入者希望を安価な住宅で貸せるようなこと、または売るようなことを考えると。

リフォーム事業の継続によってまた古くなった母家を改修し、村外のアパートに住んでいる山形村の出身者を戻すということも1つの手でございます。

観光交流の拡大として山形村をPRし、山形の魅力を感じて定住する人も呼び込みたいと思っております。

いずれにしろ山形に村外から人を呼び込む山形のイメージアップを図っていかなければ

ればいけないというふうに思っています。

また、銀座NAGANOで山形村のよさをPRするイベントを開き、都会の移住者を呼び込むこともあるだろうというようなことで人口減少への対策をちょっと述べていただきました。

大変長くなりましたが以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 多項目にわたり大変村長早口でちょっと全部は聞き取れなかったわけですがけれども、このまず総合分野の方で村長答弁なさったので、こちらの方から二、三お聞きしたいのですけれども、確かに健康づくりということに関しては確かに受診率の低下、これに対する抜本的な対策はどうしたらいいかというのはちょっとよくわからなかったのですけれども、まずその辺から必要なと。

それから、高齢者支援に関しては、もう少し確かに老老とかいろんな施策はあるのですけれども、参加者がいまいち充実していないというか、満足な数には達していないのではないかと。この辺の対策、またPR、これ全然これからのことかなと思っっているのですけれども、子育て支援に関してはそれは確かにセンターも立ち上げて現在よくやっている。放課後児童に関してもよくやっている、このように評価しております。

快適で安全な住みやすいやまがたに関しては確かに小型家電に取り組んだり、いろんな施策が見られ、また上水道の基本料金の下げですか、これも一定の評価がありました。下水道の据え置き、これも同じであります。これは評価対象で結構だと思います。

それから、これは国の施策もあったのですけれども、消防団員に対する補償という報酬の見直しですか、これは大いに結構で、これからのいわゆる消防団員の不足解消に少しでも役立つかなと、これは大変評価しております。

その次の豊かで活力と交流に満ちたやまがた、これはまだまだちょっとハードルが高い部分が結構ありまして、特に農業、いわゆる圃場の排水問題ですとか風食問題、ここらは村長にこれからますます取り組んでもらわなければいけないことかなとは。

それから、その中の3番目にあるいわゆる観光ということに関しては少し言いたいのですけれども、村長はその小樽とか京都の清水寺のことを常に上げ、また河津町のこと等もよく取り上げるのですけれども、その観光ということの一番の目的はやはり村外の人をこの村の中に呼び込む、これに尽きると思うのです。小樽の人が幾ら仲よくなってもそんなに毎日山形へ来てくれるはずもございません。河津町だって同じで

す。

要はこの近隣の地域の方々にはいかに山形に来ていただくか、この辺にその観光の目的を持ってこれからやっていってもらいたいなど、自分はこういうように思うのですが、この辺は村長の考えをまたお聞きしたいと思います。

次世代を担う人と文化を慈しむやまがた、これは村長だけにこの目標を押しえつくるわけにもいかないのですけれども、生涯学習ということに関しては、この山形村を今後高めていく非常にその指針となることかなと思いますので、これにはぜひ力を注いでいただきたい。

それから、4番目にあるスポーツのことですけれども、これは確かに鉢盛中学においても村内の少年・少女スポーツ団体、山形は結構目覚ましいものがあります。ただ、そのスポーツ施設が充実しているかという点、必ずしもそうではない。スポーツ団体からのその要望、村長も結構聞いていると思う。これに関してはどうなのかをお聞きしたい。

5番目のさらなる発展への基盤が整ったやまがた、ここは本年度初めて長年の課題であった4メートル未満の簡易舗装を自分が記憶している限り2カ所既にやったのでしょうか。これ、大変評価の対象になります。それから、住宅の耐震化の促進、リフォーム事業の継続です。これも大変いいと思っております。

最後のもみなでつくる自立したやまがた、ここら辺は村長も自分の一部マニフェストにこれを、男女共同参画とかこういうのを当たっているのですけれども、これはそんなに簡単なことではございません。村長の言う日本一元気で明るい村を目指すと言うのだったら、その前に人口減ということをもうちょっとその最重要項目に上げてもらいたい、自分はこういうように考えます。

これは今年の3月の定例です、第1回の定例会でこれ村長の一般質問で答弁している。人口の減少は村民の活力やコミュニティの存在、地域経済や村の財政基盤などの地域社会に与える影響があり、今後も継続して活力ある地域を守っていくためには一定規模の人口を維持していく必要がある。これは村長の発言です。

まさにこのとおりなのです。ところが、実際にその雇用促進だとかいろいろ述べられても、実際のその今、山形が当面どういうことで課題かという点、企業誘致なんてまず恐らく今無理。半径2メートルのコンパクトな村、これがそれはできることなら高度成長時代、これは雇用促進の企業の誘致、これも大事だったでしょう。

しかし、もう今はその時代は終わっています。近隣でも松本市があそこの最前村長

述べられたとおり臨空工業団地、ちっとも埋まらない。そういう時代なのです、今は。ですから、むしろ近隣の市村のベッドタウンとして目標9,000人に向かって取り組む方針がよい。これは村長もおっしゃっている。そのとおりだと思います。

もう1つそのときの答弁ですけれども、婚活イベントについて述べていた。人口対策としてこれが大変効果がある。そして予算も入れた。確かに見ました。ところが実際には実行されなかった。この辺の検証もお聞きしたいと思います。

ちょっといろいろお聞きしたのですけれども、村長答えられる範囲でよろしく願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） いろいろとご質問ありがとうございました。評価をいただいたこともございまして感謝申し上げます。

では、最初に受診率の対策というようなことでございますけれども、今健康スクリーニング等の受診は民生委員の方と健康づくり推進委員の方が一生懸命回られておりますけれども、声をかけていますけれども、その実が実らないということになりますので、昨年からは区長さんの方にお願ひしまして、区として一緒に健康推進委員会も含めた形で連絡員さんとり合ってもう少し受診率が上がるようなことができないだろうかというようなことをお願いしました。

課の方からは各区の方の受診状況などももう出されておまして、現状はこうなっていますよという細かなデータは出していただいていますけれども、具体的な取り組みが、これがまた私が災害時のきずな、ご近所力を強化する1つのあれにもなるよというふうに申し上げたこととつながることでございますけれども、各区、連絡長、そして各区連絡班の健康推進員の皆様方との連絡網の強化によってそういった情報がタイムリーにつながって、ただ通知を伝えるだけでない、紙を配るわけではない。行ったかね、どうだねというような声をかけるような活動につなげてもらったら上がるのではないですかというご提案をさせてもらっています。

それから、高齢者支援でございますけれども、これがまさに今度は27年度から10年先を考えますよと、こう言ったことなのですけれども、2025年の問題という、要するに団塊の世代の皆さんが75歳、後期高齢者を迎えたときに今のまま元気で75を迎えられるわけがないではないかと。そうすると半分の方はできたら健康な体ではなくて施設に厄介にならなければいけないではないかと、そういうことをとらえたときに今施設が足りないというそういうような問題がもう起こってきているわ

けでございますけれども、そういった形で今後福祉には相当のお金がかかってくるのだとも予測されるわけでありますが、少なくとも高齢者の皆様たちの元気で過ごしてもらおうような形の中に健康と観光というテーマを入れたという経過がございます。

したがって、現在高齢者の皆様、高齢者といっても65歳からとして考えた場合に山形の場合は敬老会を開いても元気に農業をされていまして出席されないと、こういうような状況でかなり高齢者の元気な方も多いです。

でも、今後農業関係の仕事を強化していきたいというふうな形の中の1つに健康農業への取り組みがあるのではないかと考えておるのです。そういった健康な高齢者の方たちの知恵を借りながら、後から続いていく若いシニアの皆さんたちがそういうようなことで健康農業に取り組むことによって健康な体で健康寿命を延ばしていくと。長野県の平均寿命が長いのではなくて健康寿命を延ばそうと、こういうように取り組もうとしているときに、山形村も健康寿命も日本一をねらうのではないかとというような話を出しているわけでございますけれども、具体的には健康で体を動かして、そして目標を持って、そして活動が自分のためになっているか、得になるというか、お金が入るとか、そういうような形の何かいい循環でやりがいにつながるようなことをやっていけば、高齢者のところの対策も少し効果があるかなというふうに今考えています。

続きまして、観光は外から人を呼び込む、そのとおりでございます。でも、外から人を呼び込むためには山形をPRしなければいけないものですから、PRする手はどういうふうな方策があるかなと考えたときに、今たまたま一番は清水寺という京都との関係あるこの山形村の1つの大きな文化財でありますこれを1つの目玉にして取り組むという形で考えたのですけれども、それ以外に小樽からややくやく来てくれました観光大使の小林観光大使の気持ちも買って小樽との交流を広げていくということにつながったわけでございます。

外に向かってこちら側から動かなければ向こうからは来てくれないということも実感しておりますが、何にしろ山形村を知ってもらおうということが大事なものですから、1つの大きな看板として動いたという経過でございます。できることならばもうちょっと広げたいというのにたまたま広域が、これからの事業は消防と介護保険のところだけではなくてもうちょっと大きく広げていきたいという中に観光事業をやりたいという話があったので、山形も1つの小さな観光のテーマだけではいけないから広域の皆さん一緒になってやりましょうよという話をして広げていくというふうにし

ておりますので、上条議員の回答をこれから実施していきたいとこのように思っております。

それから、スポーツ施設につきましては、私が就任する前に柔剣道を建ててくださいと、こういう話がありまして、それについてすぐ取り組みをお願いした経過がございます。しかし、教育委員会の方ではもう検討して、それでいろいろ調べてくれて、そして建てるというようなことを検討していた経過もお聞きしました。その中ではやはり今の状況ではすぐいい場所と土地という形で建てれる状況にないということですので、その条件がそろうまで少し延ばしてもらおうというふうに考えているのが実情でございます。

できることならばこういう形の面倒を見ていきたいというように思っておりますけれども、状況というか条件がそろうような形にして持っていきたいというふうにとらえていますのでご理解をお願いしたいと思います。

それから、男女共同参画でありますけれども、確かにもう安倍首相が国から男女共同参画の話を出しているとおおり、やはり男女共同参画の事業自体は大変必要なものだというふうに思っております。したがって、いろいろな会議のときでもそれを進める責任者の方にも当然女性の方も入ってもらいたいし、それから参加もしてもらいたいというようなことを考えてはおりますので、機会を見ることに参加をお願いするような形にしていきたいというふうに思っております。

各委員会も含めまして山形村の男女共同参画の状況というのは表になって出ているわけでございますけれども、高いところもありますし、低いところもありますし、長野県全体を見てもまだまだ低いような状態になっているのが実情でございます。

人口減の話につきましては、先ほどとうとうと申したものですからあれですが、いずれにしろ私は山形の人口は先ほども8,800人くらいで当面いくかなと思うのですが、2030年のころには93%くらいに落ちると今指標が出ているわけでございますけれども、微減というような話の中で、今の状況であるならば、今の財政でいきましたら33億円か35億円か、そういった予算の範囲内での行政運営をしていく村だろうなというように考えております。

そして、企業誘致は先ほども話をしましたとおおり松本の方の臨空工業団地にあります企業が入ったところの従業員を山形村に呼び込むという形の策が非常にいいのではないかと考えています。

それから、山形村に実家がありまして東京、県外に出られています若者たちが帰っ

てこれるような形の条件を整えてやるということもUターンを呼び込むところの策かなと思ってそんなことも考えています。

それから、婚活の話です。婚活の話は企画が1つ起こりまして、予算も組みまして非常に期待をしていたのでありますが婚活、嫁さんを求める男性の方が参加をしてくれなくなってしまったというようなことで、事業自体が成り立たなくなってしまったような状況でありますので、山形村としてはちょっとストップがかかったような状態になっておりますけれども、各地区では婚活の話は非常に盛んになっております。

したがって、山形村でできなければ山形以外のところのところにも参加して、とにかく山形の若者が嫁さんをもろうようにというような形で進めていくかなと思うのですが、本来であったら山形のよさをPRして山形に来てもらう女性を、女性というか男性というか、若者が来てもらうような形に持っていきたいというようには思っております。

以上大変長くなりましたけれども答えとします。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） いろいろ答弁いただきました。その中でまずどうしてもこれはお聞きしたいのですけれども、実質公債費比率について触れられた、6.2%。これが少々低過ぎる、健全は8%くらいと村長述べられた。では、その公共投資のその必要というのはよくわかりましたけれども、まずこれどこへ目を向けますか。もし今目標があるならそれお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 具体的な数値は今持っておりません。しかし、先ほども言われたとおりに福祉の関係は増えていくだろうという予測はしております。27年度の予算につきましては、今検討してくれていますので、その中で項目の中に強調できるものがあったら考えていきたいと思っておりますけれども、ある程度の投資はして村のためにお金を使うものは使って、それでそのお金は少しずつこれからも返していくというような形でもいいのではないかなと。あくまでも実質公債費比率がゼロに近づけばいいというものではないというふうに私は思っておりますので、そういうことを申し上げたいと。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 具体的な策は今まだないとおっしゃいましたけれども、ぜひともこの比率が数字がよければいいと、そういうものでもないということは村長も最近

ちょっとおわかりだと思います。ここに期待しておりますので、来年度の予算、ぜひ何か盛り込んでいただければと思います。

それから、先ほどの答弁の中で健康スクリーニングに対する対策、推進委員の方々だけでなく区長さんたちにも一緒に交えて声かけ運動を提案したと。いや、これすばらしいです、本当にこれぜひこれを押し進めていただきたい。これ、こういうことを今まで山形では1回もない。自分はこういうことをしてもらったことがない。やはりこういう一声、一声が本当に健康推進に役立つと思うし、もしかしたらその先ほど次の項目で述べられた高齢者対策の健康農業、あるいは健康寿命の延伸、こういうのにもつながる。その一助になると、本当にこう自分も思いますので、この声かけ運動は是が非でもやっていただきたい。

それから、この観光事業に関しては、それは確かに山形からまず発信、PRはわかりますけれども、山形村が果たしてそれだけのその大勢の人を呼び込めるだけの観光資源があるかという、これは大いに疑問だ。ですから、あまり手を広げ過ぎずにその実地に即した範囲で観光を進めていただきたい。実際にその農家の人に聞いてもあまり積極的に観光農業に取り組もうと、そういう人は意外に少ないと思うのだ。その辺村長はどのようにお考えか。

スポーツ施設は村のその予算もあることであり、タイミングが悪いと、条件が合わない。そういうふうに決めつけてしまっているのですけれども、その中でもこれもひとつ模索していかなければいけないなど、そんなふう考えております。

その最後に婚活のことですけれども、婚活は一方的につぶれてしまった。その経過を自分もよく聞いています。ただ、最初からその村として確かに予算はつけました。予算はつけましたけれども、どのような後押しをしましたか。これほとんど聞いていないのです。村はお金を出しただけで関与していない。ここがまずまずいなと思うのですけれども、この辺についても村長のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今回の婚活の話につきましては、観光協会の百瀬マネージャーの方からお話を聞きながらも応援をすと言っただけで具体的な策としてやっていないのは事実でありますから、お金を出したというだけだったかもしれません。もう少し中身の内容を掘り下げ、手助けしてやることも必要だったかもしれませんが、実態はそんな形で今終わってしまっているというのが今実情であります。

それから、観光農業について、これは大池議員のところの質問に答えようと思った

事なものですから、そちらの方にお答えさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 大変答えにくい分野もいろいろあった中で村長本当に一生懸命答弁願ったことに、それは感謝しております。今後の村長手腕に期待申し上げ質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で上条浩堂議員の質問は終了しました。

◇ 大池俊子君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位6番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「正規給食調理員の計画的採用を」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、議席番号1番、大池俊子です。

今日は3つの問題についての質問をしたいと思います。初めに「正規給食調理員の計画的採用を」、この質問は6月議会でも出させていただきましたが、時間が切れてしまったので再度取り上げさせていただきました。

学校給食法制定から60年がたちます。この法律は、児童・生徒の心身の健全な発達に役立ち、義務教育諸学校における教育の目的を実施するためにと1954年に制定されました。

現在完全給食の実施率は全国の公立学校の98.8%、中学校の83.8%、地産地消での地元産の食材の使用、米飯給食の広がり、給食無償化の自治体も生まれています。

一方で、政府の構造改革の路線、財政難などを口実に調理員のパート化、民間委託、センター方式が出されてきています。そんな中で山形村は自校給食を守り続け、ここ数年山形小学校では学校給食に地場産物を活用した献立コンクールで今年は優秀賞に選ばれ、3年連続入賞をしています。これは山形小学校だけだということです。これこそ根気よく続けられた山形村の元気そのものであると思います。そして、栄養士、調理員さんたちの伝統的に位置づけられてきた技の評価でもあると思います。

そこで、質問します。山形小学校の誇れる自校給食を継続し、守るためにはこれか

ら数年で正規の調理員さんが定年退職となるため、正規の調理員を計画的に採用すべきだと考えますがどうでしょうか。

2つ目に、食育として山形村の農業を学びにどう生かしているか。

3つ目に、給食室の老朽化が進む中で改修、また建設などの村の計画は。これは今までも何年もかかりながら最後はドライ形式にされてきた経過がありますが、その経過など、また今後の計画などについてがありましたら知らしてもらえばいいと思います。

これで第1回目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） 「正規給食調理員の計画的採用について」お答えをいたします。ご質問の質問相手が村長と教育長になっていますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので私からお答えをいたします。

まず、「正規調理員の定年退職に伴う正規調理員の採用は」についてお答えをいたします。

現在小学校の給食調理員の正規職員は2名です。現行の制度では平成27年度末に1名、平成28年度末に1名が定年退職いたします。

平成25年度以降、公的年金の報酬比例分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられたことから、山形村といたしましてもこれまで職員が培ってきた多様な専門的知識や経験について、公務内で積極的に活用できる環境を整備することが必要になっています。このような状況を踏まえながら、安全安心な給食を児童に提供するための仕組みを検討してまいります。

次に、「食育として山形村の農業を学びにどう生かしていくか」についてお答えをいたします。

食育は様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることにあります。山形小学校では食に関する指導目標の中で食物を大事にし、生産者や自然の恵みに感謝しながら食べることができる。地域の産物や食文化等を理解し、尊重する心を持つを掲げて山形村産の農産物を農家から直接購入し、地場産物を生かす献立や地域生産者の方との交流給食、児童に毎日配布する給食ノートの中で山形村産の食材紹介コーナーを設けたり、総合的な

学習の時間の中で稲作体験やナガイモの収穫見学等を行い山形村の農業を学びに生かしています。

次に、「給食室の改修、建設などの計画は」についてお答えします。

山形小学校の給食室は昭和55年度に建設され、33年が経過しています。その間、その時々状況に応じ修繕などを実施しています。また、平成21年度にははね水による食中毒細菌の二次感染を防止、より清潔な給食室にすることを目的にドライ化をいたしました。

ご質問の給食室の改修や建設などは現在のところ考えておりません。なお、先ほど大池議員からありました学校給食に地場産物を活用した献立コンクール、3年連続入賞をいただきましたが、これにつきましては山形村の特産を生かした給食、これについて山形小学校の子供たちに対する地域の皆さん、それから小学校の教職員の日ごろの給食づくりに対する思いが入賞につながったものと思っております。

以上で第1回目の答弁を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは、2回目の質問に移りたいと思います。6月定例会の質問の中では、地産地消や自校自園給食をさらに発展させるための仕組みを検討してまいりますということと、それから地場産品、特に米を使った給食についても研究したいということで米粉パンを何か今年度はやっていて、給食の交流会などの席にも出していただけるということで、山形村産の米を使った米粉パンの利用なんかも予算化され、出されているようで非常にいいことだと思います。

その仕組みを検討してまいりますと言ったのですが、具体的に何か検討されていることがあるかどうかを伺いたいと思います。

それから、嘱託、臨時だけになると、結局はいろんな方面で民間委託という声も聞かれるようになっていきます。それから、中学もそうですが600人というものの給食をつくるということ。また、保育園もそうですが、250人を超える園の食事ということは、調理員さんは非常にベテラン卓越した人ではないとなかなかこの分刻みの仕事はそういう方がいないと間に合わないのではないかというふうに思われますが、そういう点でのその正規、また嘱託の計画はということで、正規というのは2年後から徐々に1人ずつ退職されるということですが、その今の臨時の人たちの嘱託化なんかも考えられているのかどうかをお願いします。

それから、もう1つは山形村の行政改革プラン、何年前に立てられたのですが、

その中にはっきり調理の民間委託化というのが述べられていて、それがみんな給食に関係される人たちも心配されながらやっていることですが、今これだけ山形村の給食というのが評価されている中で、やはり自校、自園の給食は守っていく方向で、また民間委託という言葉ではなくて、その言葉をもう改めて行政主導でやるという方向にしっかり変えていってはどうかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

それから、もう1つ、食育という点でいくと食育というのはやはり生きた教育であるので、やはり正規がいなくなるという点から、栄養士さんは正規なのですが、栄養士さんと調理員との連携というのが非常に大切になってくると思うので、その食育の生きた教育という点から言ってもぜひそういう方向に持って行ってほしいと思います。

食育というのはやはり価値あるおいしい給食、それから五感を働かせて味わう能力を引き出すような指導をする。それから、栄養教職員や調理員との交流と信頼関係づくりなどなど非常に大切なものが入っていると思います。

それから、食を通しての自分が主人公である、主権者ともなり得るという人間形成の場としての食育というものの目的も含まれていると思うのですが、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） いろいろ質問をいただきまして、もし落ちていましたらまたお願いしたいと思います。

まず正規職員の関係ですが、先ほど私第1回の答弁で申し上げましたように平成25年度以降公的年金の報酬比例分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げたことからということで、これにつきましては給食だけではなく山形村役場全体で今後の仕組みを考えていかなければいけないということになると思います。ですから、給食に限って嘱託だとか正規だとかという部分ではなく全体的に考えなければいけない部分だと思います。

それから、やはり行政改革という言葉在最近忘れていたような気がするのですがけれども、先ほど集中改革プランという部分がありました。あのときは山形村、県下最悪の財政状況と言われる中で非常に厳しい行政改革を行って現在の山形村があるわけですから、職員採用、それから職員の待遇改善ということは非常に重要なのですが、やはり財政というものがありますので、その行政改革というものを頭に入れながら全体の枠の中で給食という部分も考えていかなければいけないものと思っております。

それから、委託化ですが確かに集中改革プラン、あれはもう平成21年度まででし

たが、現在のところは考えておりません。

それから、食育の関係は済みません、ちょっと私よく理解ができなかったのですが、よろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 食育とその正規の調理員というのを結びつけたわけですが、その食育という重要な目的がある中で、正規の調理員はぜひとも必要ではないかという考えを私が言ったのですけれども。

あと、全体の枠の中でその嘱託、また正規か臨時というのを考えていかなければいけないということなのですが、確かにそう思います。保育園もそうですし、また保育士、また中学校の方もそういう問題が出てきているのですが、やっぱり全体の中で考えなければいけないけれども、今考えていかなければいけないというふうに考えているのですが、そういう点でもう近い将来状況がだんだんひどくなってくるというか、国の方針も民営化とか、それからパートに、センター方式にというのがどんどん進めてくる中で、先ほど調理の民間委託というのを考えていないということで、本当に非常にありがたいと思っているのですが、その中でやはりそうであればこそ余計卓越した調理員さんたちもみんな臨時ではなく必要になってくるということでお聞きしているわけですが、小学校だけでなく保育園もまたいろいろな機関があると思うのですが、の中でその嘱託化の問題なんかは出てくると思うのですが、それはいつ、どのようにこれから計画していくのかどうかという具体的な予定がありましたらお願いしたいと思います。

それから、先ほどのその食育というのは食育という大事な目的がある中で、嘱託や臨時だけでなくやっぱり正規の職員はどうしても必要ではないかということでお考えを聞きたかったので出しました。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 全体の枠について私どもではなくこれは長部局になります。

ですから、今回はこの給食に関するご質問をいただきましたので、先ほどの大池議員の話の内容につきましては長の方と詰めてまいりたいと思っています。

それから、食育と正規、私は思うのはやはりその給食をつくる人の気持ち、心だと思っています。ですから、正規でなければいけない、嘱託ではだめだ、臨時ではだめだということではなく、そのつくる人の気持ちというものを重要にして、そういう方を採用していく、そういう方向がベストだと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） はい、わかりました。確かに気持ちも非常にその魂が入った食事でないといけないことはわかるのですが、やっぱり働くということは労働条件というのが一番元にあるので、その点についてもぜひ考えていかなければいけないことだと思います。

それで、済みません、先ほどのことで村長の方にこれからの再任用とか、それから嘱託、正規化の問題について、これからいろんな小学校だけでなく保育園、また保育士の問題やいろんなところで嘱託、臨時の方を使っていると思うのですが、そういう点での見直しはみんなだんだん定年になってくる。早急に考え直していかなければいけない時期に来ていると思うのですが、そういう点では村長はどのように考えておられるか、また直近でいつごろからこの検討を始められるのか、考えがありましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 職員には定年というものがあります。だから、定年を延長するということはできないことだと思いますけれども、でも山形村の職員がどのぐらいの規模で運営をしていかなければいけないかということは仕事の負荷と、それからそこに上がってきた予算等を含めた形で全体を見ていくということは前提だと思うのです。

でも、先ほど教育長が言われましたように年金が60から65まで延びたということで再雇用という制度ができ上がってきているという、この制度も使っていくことも大事かと思えます。

それから、さらにそれを超えた形でその技能を必要だとか、どうしてもその人だということになれば嘱託にもなったりそういうような形もあろうかと思えます。それから、だからまずは必要な人員は必要な枠の中で採用していかなければいけないということが前提なものですから、そこを前提に考えていくというのが年度、年度なのですけれども、それを嘱託にしますかとか、臨時にしますか、パートにしますかということをも明文化していつからいくということは今のところ考えておりません。

ただ、実情に合わせていくということは考えて、採用とそれから人員の負荷に対応する人員というものについては毎年考えていく、そういう仕事になっていますので。だから、これから来年度の体制につきましては、これから考えて配置をしていくというのが今のスケジュールだということで、将来にわたってどうだということは今のと

ころまだ取り組めていませんけれども、当面としてはこれから今後の人員とかいうのは考えていきたいと思います。

正規自体を人事採用は既に今年の当初というか、5月、6月の段階から考えていくというふうになっておりますけれども、来年度の能力と配置に合わせては今のところはこれから、具体的なのはこれからになります。よろしいですか。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 毎年毎年の人事配置、採用は毎年やられることですが、特にそういう専門的な分野ではやっぱり技能職というか、技術的なものでは非常に周りからは見えないけれども、非常にその人いかなではどう変わっていく可能性もあるので、目先のことでなくてやっぱりもうすぐ1年後、2年後に来る問題ですので、今からやっぱり庁内で検討されて、どういう方向に持っていくかというのは、ちょっと全体で見れば大きな問題になってくると思うので、されるべきだと思うのですが、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今言いました専門職につきましてのその専門をどういうふうな形で継続していくかということは、長期的に考えていかなければいけないことだと思っておりますので、それはまた別途考えていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 村の考えはわかりました。これで最後に、やはり3年連続で表彰されたことこそ明るく元気な村のあらわれでもあり、自校自園給食をさらに継続発展させるためには将来にわたり正規職員、また臨時、嘱託早急に進める必要があると思います。

中学や小学校では600人を超える児童・生徒の中で健康を守るための食育と考えるなら、ぜひとも重要視して考えていってほしいということで、食育というのは食が感情をつくる、性格をつくり生き方もつくるという大事な位置ですので、ぜひそういう点を重きに置いて考えていただき、進めていただきたいと思っております。

これで初めの質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員、次に、質問事項2「地区懇談会について」を質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、2つ目の質問「地区懇談会について」。この間、地区懇談会が実施されました。地域住民と村との交流、意見交換などの場として貴重な機会でもあります。

しかし、出席者は役場職員と地区役員と数人の一般村民だけという地域もありました。そこで質問します。

各地区の参加出席状況は。役場職員、地区役員、一般村民など全体の比率はどうであったか。

2つ目に出された意見の集約、検討は。そして、その返答はどういうふうに行われているのか。

3つ目に、今後に向けての改善点は。また、今回は防災ビデオを地域で見ましたが、支援マップやハザードマップの取組状況。これ、先ほどから何人かの方からも出ましたので答えられる範囲でいいです。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、「地区懇談会について」のご質問にお答えします。

まず、今年度の地区懇談会につきまして、多くの皆様方に参加をしてお意見をいただきましたことをまず御礼を申し上げます。

1番目の「各地区の参加出席状況」でございますが、村の職員関係が83名、区の役員及び一般住民を含めて154名となっております。

2番目の「出された意見の集約検討は、そしてその返答は」ですが、出されました意見は担当事務局で取りまとめを行い、まとまり次第区長会等で結果を報告しております。結果報告がちょうど予算編成時期となりましたので、要望事項については翌年度実施が可能なものについては新年度予算に反映させるようにしています。

翌年度の懇談会実施前にはおよそ1年間の対応状況、取組実施状況を報告しております。

3番目の「今後に向けての改善点は」ですが、各区の協力をいただいて地区懇談会として取り組んでおりますが、これまでの開催状況においても各地区ごと温度差があり、50名以上の区民の参加がある区があるかと思えば、10名程度の参加というところもあります。各区の課題、問題点が多い区はそれなりに多くの方が参加する傾向

があると感じております。

懇談会が村理事者と直接意見を交換できる貴重な時間ととらえていただければ、もう少し多くの方の参加を望みたいところです。懇談会の日程や参加の声かけは区長さんを通じてお願いをしていますが、村としてももう少しPR活動を積極的に行う必要があるかと思っております。各区の独自の開催方法があればそれに同調するなどの内容改善も必要かと思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この村の関係が83名、それから区住民が154名ということで、この各区の154名の中で役員を抜かした一般住民の比率というのはわからないでしょうか。もしわかりましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 中村課長。

○総務課長（中村康利君） そこまで個人の名前とかチェックしているわけでもございませんし、役員がどの方というようなチェックまでしておりませんので、役員か一般住民かという判断はしておりません。わかっておりません。

ただ、役員によりましては当然1年の役員の方もいらっしゃいますので、毎年同じメンバーが出てくるわけではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 百瀬村長になって2回目の地区懇談会だったと思うのですが、実際2年間やってみての感想はどうでしたか。それから、先ほど内容はこれ今、区長会でまとめて新年度予算に反映できるものは反映していくということですが、今までやってきた中でどのくらいが反映されているかどうかというのはわかりましたらお願いします。

それから、一応その質問でお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 2回目の感想ということですが、やはり村長と直接話をして意見をいただくという場としては大変大事な席だと私は思っておりますので、2回とも様子を見ているのですが、やっぱり区によってやっぱり差がありますというか、招集の仕方かもしれませんが、それとまたいろいろと課題を持ってきてどうしても聞きたいというような方は来てくれますので、それと少なれば少ないなりに1人当たりの時間が多いものですから密になるわけなのです。

だから、大勢の場合は代表の方が話をして時間になってしまうということもあるものですから、これも1つのあれかなと思いますけれども、必要な懇談会だというふうには私は思っていますので、できるだけ来て話をしていただきたいと思いますのですが、わけて災害の問題、それから防犯灯の問題、カーブミラーの問題、道、川、そういった地域づくりに関係する問題等々が中心的には多いように思いました。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 何件ぐらいできたかというご質問がございましたけれども、正確に何件の要望があって何件が実施済みというようなちょっととらえ方ができませんので数では申し上げられませんが、具体的な例としますと、例えば毎年地域の懇談会の中に出てきて、うちの前は3メートル以下だけれども舗装してくれと、毎回毎回言われた住民の方もいらっしゃいました。そんな点ではやはり1カ所そういう要望がかなったというような事例もございますし、これ以外に各区において地域づくりで要望を出してもらっている面もありますが、それ以外にもう少し身近な問題で、すぐ横の街灯が消えているけれども何とかしてほしいとか、そんなような身近な要望が出てくる場合がございます。そういうのにつきましては、また区長さんの方へ連絡をとってすぐそういうのは対応をすとか、できるものは実施をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 私もここにずっと出させていただいて感じているのは、区の役員、また参加される方は、私は上大池ですが大体決まってしまう。役員は新しくなれば変わりますが、それといつも問題に感じていたのは弱い、出られない人、時間帯とか、またどうしても出られないという方、そういう弱い立場や声の出せない人たちのためにもそういう状況をつくっていく必要があるのではないかというのをずっと感じてきました。

特に私も女性で、出たいけれどもだれも出ないからどうしても出る勇気がないと言う人もいますし、ちょうど時間帯が家事・育児の真っ最中で、そこに出てたくさん言いたいことはあるけれども言えないと言う方もたくさんおりました。

それで、今後に向けてなのですが、大体出られる層があ時間帯で決まってくるような気がするので、その声なき声ではないけれども、そういう人たちの声も聞く

機会を設けることは村にとっても一番大事なことで、特に政策に生かすには大事なことでと考えているのですが、そういう点で来年度から改善できる点、また継続、このまま継続するかどうか。また、何か改善していく点がある、改善される方向に持っていくという考えがあるかどうかというのを聞かせていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 地区行政懇談会はある程度区が音頭をとっていただいておりますので、これは当然今後も必要かと思っております。それと出られない方とかグループですか、そういったある程度村長も多忙なものですから、そんなに何十回とはできないかと思っておりますけれども、グループだとか女性の集まりでそういった機会があれば、村としては積極的に懇談していいと思っておりますので、そんな機会もぜひこっちで仕掛けるといふか、できればグループごとでまとまっていたり、そういう実際そうやっていただいている懇談会もございますので、そんなふうにしていただければ、村としては積極的に出かけていってもいいですというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この状態を来年も継続してやっていくということで、今回の反省点というか、出席というか、区の非常に参加の少なかった区などについては、やはり村の方からももっと積極的に区でやることなのですが、積極的に状況を見ながら参加者がもっともっと大勢の方に参加してもらえるような働きかけもして行ってほしいと思います。

それから、先ほど女性の団体とか、また子育て、いろんな方がいると思うのですが、そういう方についてもどこかで場所をつくってくれたら行くよという状況ではなくて、やっぱり積極的にそういう機会ができるような取り組みを村としても考えて行ってほしいということでこの質問を終わりにしたいと思います。さっきのもう1点、支援マップの件があったのですが、これもようやく計画に乗って、軌道に乗せてきているのですが、ちょっと時間がかかり過ぎているのではないかと。

ずっと助成事業でやられたのがもうかなり前で、なかなか一歩進めなかったというのが現状だと思うので、ここでやっぱり区と協力しながら村の方も力を入れて、早い時期に軌道に乗れるような体制で運んで行ってほしいと思います。

それで最後、先ほどの今の行政懇談会プラスアルファの面でグループ待ちというか、要請待ちではなくて、もっと村も積極的にいろんな方の意見、また懇談ができるよう

な取り組みをされてはどうかということで考えがあったらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 女性独自の機会をつくれというようなお話だというふうに理解をしてよろしいですか。各地域懇談会で区長さんが計画をされて出席をした結果女性が少なかったとか、女性が何人も来てくれたとかというような形で今が行われているわけでございますけれども、大池俊子議員の話ですとそれを変えて女性の懇談会をつくれというお話のようにお伺いしましたけれども、それは大変大事なことだというふうに理解はしております。

本当にどういう形で招集して、どういう形で参加を求めて、だれを対象にということとは非常に難しいことなものですから、ちょっと相談しながらこれは検討させてもらいたいと思いますけれども、今すぐということはありませんが、そういうことで回答させてください。大事なことであることは理解しております。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 女性というだけでなく、やはり出られない弱い立場というか、高齢者もあるし、障害を持っていてなかなか出られないとかいろんな立場の人がいると思うのですが、やっぱりいろんな人の意見を聞く努力が必要というか、そういう場もできたらいろんな形で持って行ってほしいというのが実情です。

これでこの質問はいいです。

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問事項についてはこれで終わります。

大池俊子議員に、次に、質問事項3「観光農業に対する村長の考えは」について質問をしてください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、3つの質問に移ります。「観光農業に対する村長の考えは」、ここ数年来村でも観光協会を中心に観光農業への取り組みを強めてきました。もとは県のふるさと雇用再生特別事業から村からの補助金へと変わってきています。そして、村の補助金も増えてきました。

しかし、農家の声は賛成ばかりではありません。山形村は今も農業立村であります。国の減反政策やTPPからの圧力にもめげず、毎年続く豪雪災害、ひょう害からも立ち直ってみんな頑張って農業を続けています。立派に農業立村を守っていると思います。

そこで質問します。1つ目に山形村は今も農業立村であり続けてほしいと願います。観光農業への補助金の見直しなどは検討されていますか。また、今までに検討されたことがあるでしょうか。

2つ目に、農家の声はどのように聞き、またそれを生かしているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 「観光農業に対する村長の考え方は」でありますけれども、大池議員から何度もこういう質問をしていただいたことを記憶しておりますけれども、観光農業は観光と農業ということで、農家の農業というものはちょっと分けて考えたいと思っておりますけれども、国の予算をいただいたときに観光農業という位置づけで申請をした形から継続してきたというふうに私は理解しておりますけれども、まず1番目のご質問を回答します。

「観光農業への補助金の見直しを検討しているか」であります。現在観光協会に交付している補助金はあくまでも観光事業全体の振興推進を目的としたものです。議員もご存じのとおり観光協会の事業は村の歴史・史跡のPR活動やそば文化の振興、そして基幹産業である農業と自然環境を生かした収穫体験などの多岐にわたっており、山形村にとりましてはどれも貴重な観光資源であります。

今後の事業展開や予算措置等につきましては、観光事業全体を対象として実施主体である観光協会と協議をしてみたいと思っております。

次に、2番目の質問であります。「農業者の声はどのように聞き生かしているか」であります。農業者に限らず村民の声はいろいろな形でお聞きする機会を設けているよう努めています。そのような中で村の観光の重要なツールとしての農業について農家から直接意見をいただくことは少ないのですが、実際に収穫体験や野菜市など観光協会の事業に深くかかわり、ご協力いただいている農家も大勢おられますし、最近では観光ビジョンに位置づけられた方針に沿って村の農産物を広く村外に発信しようと頑張っている若い農業者がいることも承知しております。

そうした取り組みを見ながら寄せられるご意見には門戸を開き、村の観光事業の底上げを図っていきたいと考えております。

以上第1回目の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 村から補助金を観光協会の方へ出しているということで、初めは県の事業で460万円が村から出されて、村というか、その県の方から補助がありました。それから、この観光協会の中へ2人採用して、初めはその460万円でやっていたのですが、途中から500万円、600万円近く上がっていったわけです。

そのほか商工会への補助ということで観光農業関係へも出されているわけですが、この中で質問の中にも言ったのですが、やっぱり観光と農業、農業の農産物とかいろんな資源を観光に生かすと先ほど言われたのですが、今ブルーベリーの摘み取りとか、それからリンゴオーナー。リンゴオーナーは観光がなくてもずっと農家の方はやられてきたのですが、そのほかに今野菜ボックスとかトラック市なんかいろいろやられているのですが、実際それがPRするにはいいかもしれないけれども、それを費用対効果を考えたときに私も農民ですから、それを考えたら全然採算のとれるものではない。

もう1つは観光と農業を結びつけるには農家の方、少ない人数ではなく、ある程度農家の方たちの多くの農家の方たちの了解というか納得も得なければこの発展はあまりないのではないかと常に考えているのですが、そういう点で村長はどういうふうに考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、やっぱりトラック市とか今野菜ボックスをやっているのですが、本当に農家の人たちは結構大変なボランティア的な面が多くて、とても採算がとれないというのが本音なのかなと思うのですが、そういう点から考えてももうこの観光協会への補助が始まってもう何年かたっているのですが、費用対効果などを考えながら常に金額的にも見直していく必要があるのではないかとと思うのですが、その点どうでしょうか。

村の観光資源は先ほど上条議員からも言われたのですが、本当に清水高原とそれからそば道場と、あと道祖神、あまり近隣の市町村から比べても非常に乏しい村だというふうに私自身も感じていますが、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 幾つも言われますとどういう形で答えたか非常にちょっとわからないけれども、まず私は農業は基本的には山形村は基幹産業は農業だということは前提だということで聞いていただきたいです。

だから、観光はやっぱり山形村をPRするための1つの手法で、そのうちの1つに観光農業として手伝っていただいている方々がおられるということなのです。したが

いまして、山雅でも50年かかるのです、J1に行くのに。だから、今ここへ観光協会が初めてトラック市をやりました、こうやりましたと、すぐさま投資対効果というのを求めるのは無理だと思います。

だから、少しやってみた実績を私は出して評価をしたいというふうな形でしょっちゅう言っているのです。とにかく投資を、投資対効果というものを求められるから、状況を見て成果をきちんと把握しなさいよということで話をしているのはちょっとお伝えしておきます。

したがって、小樽との話とか河津町との話とか、いろいろ外部に対しての話につきましても、それは単発的に1回やって投資対効果がすぐどうだというようなことというのはすぐ出るというのと出ないのとありますので、そこが長い目で見ていかなければいけないなと思って考えております。

したがって、この間小樽の市長が言われたのは、山形村には清水寺とスカイランドきよみず、そばとこういう要素があって、それが少ないということではなくて1個でもあればいいなと。ないところだってあると。そうしたら、その1個をどうやって山形村の特産にしてやっていくかということで考えて十分だと。あれもこれもやっていけば結局だめなこともあるので、小樽はこんなにたくさんのいろんなものがありながら、その市長がそういうことを言っていたのです。1つの財産を大事にしると、そういうことによっていくのですよと。あなた方が1年に2度も来てくれたから私は来たのですよと。だから、議長も来たのですと、こういうことを言って一生懸命山形を励ましてくれましたけれども、出ていかなければ返ってこないということを主張しておりましたということで、観光は先ほども申し上げましたけれども、広域でやろうというような形で広めようということは削らなければいけない。山形も少ない要素かもしれませんが、それをもっとPRしながら頑張るやろうというような形の中には手伝って私としては応援をしていきたいなと思っているということを伝えてください。

農業は農業でしっかりと応援するという事は、理解してほしいと思いますけれども。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 時間がまたなくなってしまったので、やっぱりこの前の3団体、農協とそれから農業委員会と議会の研修会があったのですが、『大地に託す』という

ビデオを見たのですが、もうあれこそ今見ても全然また感動するのですが、あれこそ今の山形村にぴったりの、農業問題については本当にぴったりものだというふうを感じながら来ました。

やっぱりその観光農業をどうかという、例えば観光協会を商工会の方へ委託というか頼んで移してやりながらこう何年かたってきた中で、実際にどうであったかという見直しは常にして、その結構毎年費用、補助金が増えていくというのが非常に苦になっていたわけなのですが、そういう点についても検討しながら、やっぱり違う部局もいろんところで経費を削りながらやっていく中で増えていくというのにもちょっと私自身がこう納得いかない面がたくさん出ていましたので出させていただきます。

やっぱり観光農業、農業と結びつけるからには農民の人たち、農業をやられている人たちの意見もたくさん聞きながらぜひ進めていってほしいと思います。確かに何年かやってみなければわからないと言われたのですが、でもやってみてあのやり方は今に合わないなというのが、農家の人たちの声も結構あると思いますので、やっぱり現場のもし観光農業、観光と農業を結びつけるならそこは農家の人たちの声も、多くの声を聞きながらそれに反映していくというふうに持って行ってほしいと思います。すべて観光に結びつけるのではなくても十分いいと思いますので、その点をやって行ってほしいと思います。

それから、河津町とか小樽の問題もあるのですが、これはやっぱり観光協会が主催してやっていることなので、やっぱり全体の事業を見ながら、村としては何を重点にやるべきかというのを常に見ながらやって行ってほしいというのと、やっぱり観光に力をと先ほどから言われたのですけれども、やっぱり全体のつり合いを見ながら進めて行ってほしいと思いますので、最後にこれで終わりにしたいと思いますが、村長のその点についての村長のお考えはどうかをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 一応幾つもの答弁の中でもお答えしたような気がしますけれども、私の基本的な村の事業内容の配分を極端に変えるつもりはありません。というのはとにかくバランスをとりながら見るという前提にしたいと思いますけれども、私の重ねた重責は予算の33億円の配分をきちんとした住民の人たちのサービスが行き届く、それに目をつけていくということははっきりと申し上げておりますので、そういうふうに理解をしていただきたいと思います。全体を見ていきたいと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員、いいですか。

○1番（大池俊子君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 武 司 君

○議長（平沢恒雄君） 次に、質問順位7番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項1「風食防止対策の進展は」について質問してください。

小林武司議員。

（5番 小林武司君 登壇）

○5番（小林武司君） 座席番号5番、小林武司でございます。

最初に、「風食防止対策の進展は」ということで質問させていただきます。

昨年25年度は大変風食が激しくて各村、また団体など、また周りからもいろいろと批判が出て、また去年は西部対策協議会とか、また朝日・山形の合同のシンポジウムなどいろいろ行ってきておりましたけれども、今年の26年度は2月の大雪の影響もあったのか、また気候的なことかどうかはわかりませんが、意外と風食は発生も少なかったし、短い期間に二、三回ちょっと来た程度で割合周りから言われなくて、ほかのむしろひょう害だとか災害の方が先立ったような形で来ております。

ただ、その去年のシンポジウムとか盛り上がった雰囲気、それが後どのように村、また松本南西部地域農地風食防止対策協議会あたりでその後、何か新しい試行とか計画は実施されたようなことがありましたらお聞きしたいと思っております。これ毎年常習的に起こる風食ということなものですから、ここで継続を断ち切るとかそういうものではないと思っておりますので、軽減に有効な対策を望まれているということで質問をさせていただきます。

最初に、先ほど言ったように松本南西部地域農地風食防止対策協議会、また及び村独自の具体的な試行や重点的に取り組んだというか、取り組む方針などありましたらよろしく申し上げます。

それから、もう1つ、実際の今一番力を入れているのが麦、風食防止軽減の方法として麦の播種が一番効果的で、今のところ一番力を入れている形かと思っておりますので、その点今年もう播種時期、大体12月に入っておりますのでありません。集計ができておりましたらその点をお知らせ願いたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、小林議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の質問の「広域の対策協議会や村独自の取り組む対策について」でありますが、風食防止対策の問題はこれまでも様々な場で議論されて、幾つかの対策が講じられてきたところでもあります。しかし、どれも風食をとめる決定的な手段には至らず頭を痛めています。

麦類の作付、圃場の部分栽培、網マルチの被覆、散水など土を舞い上がらせないようにする方法はある程度出尽くしているものと思われますので、今後これをいかに農家に実施、協力していただくかということに重点を置くべきであろうかと考えます。

作付する作物により麦をまくことができる場所とできない場所がありますので、その点も考慮して様々な防止対策を組み合わせた実施計画の作成が必要かと思えます。

合わせて農家に対し風食防止の啓発と地域住民に対して取り組みの周知を行い、関係者の一層の意識醸成を図りたいと考えています。村としても農業者の財産である土壌を守り、生活者に迷惑をかけない農業産地として維持発展を図るため長期的に地域全体で風食の発生を抑える緑地帯やグリーンベルトを設けるなどの抜本的な取り組みに可能な限り援助と協力を惜しまない考えであります。

次に2番目の質問ですが、J A松本ハイランドの取りまとめによる昨年の麦類など播種実績は、規格外麦や緑肥麦などの合計6,407キログラム、面積に換算しますとおよそ58ヘクタールほどになります。風食防止対策用の麦種子の購入費用は全額村で補助していますので、その周知も含めて引き続き普及に努め、対策実施圃場の拡大を推進したいと考えています。

以上第1回目の答弁でございます。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 村長の言うとおりに実質的に決定的な手段がないというのがかなりその専門家といえますか、大学教授さんたちの結果からも昨年大分聞かれたわけですがけれども、季候そのものとか風そのものをとめることはちょっと簡単には農業の人間のわざというわけにはいかないけれども、弱めるということになれば確かにグリーンベルトとかそういう麦とか風を弱めるということはできる。

ただ、あの砂を上げたり舞い上げたりするということはとめるにはやっぱり麦とか地表を守らなければいけない。ただ、グリーンベルトという、よく村長言うのですけども、これも南西の風が強いことは確かですけども、たまには25年のときのよ様に渦巻き状になったりして東風の場合もある。そうすると、何でも南西外グリーンベルトをつくって100%効果があるかと言ったらそうではない。少なくともなるけれども効果的に堪能できる結果が出るか、それは難しい。

それから、グリーンベルトをつくった場合に、その風下何メートルぐらいまでがその効果がかなり出るか、それも疑問だし、そういう結果も今のところないわけで、ならば試験をしたいとしてもそのまだ研究も進んでいない段階かと思えますけれども、常に考えながら進めていかなければならないことかと思えます。

それから、農家の麦に、播種に関しての意識は大分高くなってきたと思えます。昨年25年度から麦の種子代全額村で負担をしているというようなことを村長の裁断でなりまして、ちょっと25年度はちょっと情報のPRが悪かったというか、ちょっと時間がなかったかということであれですけども、26年度やっぱり昨年より今の話が増えております。

ただ、12月2日の3団体の懇談会の際の農地に麦をまいたところを示した表を見せていただいたのですが、よく調査してあそこへ書き込んでくれたと思えます。あれを見る限りもう少し農家の意識とPRすれば、もう少し増えて効果が相当期待できると思っているわけです。

朝日とか方面もちょっと見てくると、やっぱり2年、1年前より増えているという意識が高くなったし、やっぱりいい方向に向いているかと思っております。そんなことで、一番それともう一言言っておきたいのが、今年の10月だったと思いますが、JAへ行ってその窓口で麦を今まで種を渡していたところへ行って、地方事務所の方から恐らく南西部の協議会へ回ってくるのか、山形割り当ての要するに地方事務所へ出す無料の麦、規格外麦ですけども、その数量が山形に来たのが今回は600キログラムしか来なかったということで、9月の末にはもう小麦に関しては終わっていたということを知りました。

本来ならば1反歩というか、10アール当たり最高の人で20キロくらいですけども、15とか20キロ、20キロ範囲で30人というとなら600キロが終わってしまうわけなのです。やっぱり600キロではなくて前年ちょっと何キロだったか、ちょっと忘れてしまったけれども、もう少し幾ら村でほかの麦類を無料で配布するとは言

いながら、その小麦がもう少し援助というか、向こうから回してもらえればありがたいと思うわけです。

要するに、それで小麦に関しては播種時期も麦類のうちでは遅くまで発芽するというようなこともありますので、ぜひその辺も早目にもし余っているから地方事務所へ回すのがなかったのかその辺はちょっとわかりませんが、手配を来年というかしていただきたいと思います。

いろいろとこの問題は論議されているわけですがけれども、実際に網だとかネット、今組み立て式の、折り畳み式でいいアルミ製のネットなどもあるそうですけれども、そういうのもやっていいという確信がない。要するにそれでどのぐらい効果と、それと費用、膨大な費用がかかる。それが効果がなかったといえば村の方針が悪かったという結果になってしまうので、もう少し研究しながら今一番重大な効果的な麦の播種をもう少し進めていただく。

それと同時に麦をせっかくまいた、かなりスイカなどが成長してもうこれはいいなと思っているのを、やはり来年イモをつくるために秋にトレンチャーで掘りたいと。そういった場合なんかロータリーをかけてしまうのです。そうではなくてイモの場合なんかはある程度これは仕方がないかもしれないけれども、そうではなくてもきれいにしてしまう。やっぱりそれ、何しろ残渣を表面に残すようにしてほしいわけなのですけれども、それを何しろ荒く起こしておけばかなり残るし、ある麦によればその中に少しは芽が残っていてまた復活する。きれいにかけてしまうとやっぱりほとんどなくなってしまう。その辺をもう少し行政からもJA、また農家の方々にそういうことをもうちょっと徹底してお願いというかしていただければ、大分麦だけでも効果がうんと出る可能性があると思いますので、そんなことでちょっとそういった考え方でいいのかどうかちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） この風食の問題につきましては、もう何十年も言われ続けておまして、現在も広域の協議会の方では毎年いろいろな試験研究等をやっておりますし、何年か前にはJAの方でも独自に風食防止にかかわるいい方法を試験的にやったようなことで聞いております。

しかし、なかなか決定的なことはないということがありますし、やはりそれぞれの農家、個人、個人の経営形態というか、その作付の品目によりまして、やはりその対応の仕方が違ってくるかと思えます。麦をまいたりとか、あとは網マルチをかけたり

とかそれぞれあるのですけれども、1つの方法ですべてを解決することは難しいもの
ですから、いろいろなメニューの中で合ったものをいかに農家の人に取り組んでいた
だけるかというのが一番重要かと思しますので、それぞれ個人、個人の経営形態に合
った中での風食防止の対策方法を見極めた中で、村としてもそれにかかわるものにつ
いては少しでも助成していききたいというようなことで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） そういった方法が仕方がないというか、そういうのが一番現実
的かと思えます。それで、結局西南部協議会の方では特別な26年度に行った事業と
か方針はなかったわけでしょうか。それと山形は特別な麦の播種以外に何かの試験を
したとかそういうことはなかったでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 風食防止対策協議会の方なのですけれども、26年度
において県の元気づくり支援金、60万円くらいを受けた中でいろいろな試験的なこと
をやっておりますけれども、山形に関係するものについてはナガイモの圃場対策とい
うようなことで、ナガイモにかかわる圃場についてのその土壌の耕起とか、あと大麦
の部分播種とかそこら辺の試験を26年度においてやっているようでございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 山形独自ではないわけですね。はい、わかりました。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員、挙手をお願いします。

小林武司議員。

○5番（小林武司君） 結論から言って一番大事な効果的な麦の予算を来年度予算にも
盛ってもらいたいということを最後をお願いするわけでございます。それで、今言っ
たようにそれを進めながらいろいろといい方法を検索していくというようなことでお
願いしてこの問題はいろいろ言っても始まりませんので、ここで質問としては単純で
すけれどもこの問題は終了したいと思います。

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問事項1についてはよろしいですね。

○5番（小林武司君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 次に、小林武司議員、次に、質問事項2「太陽光発電の農地転
用について」を質問してください。

小林武司議員。

(5番 小林武司君 登壇)

○5番(小林武司君) 次に、「太陽光発電の農地転用」ということで質問させていただきます。

9月の一般質問で上条浩堂議員から似たような太陽光発電の設問がありましたけれども、そのときには特別農地ということにあまり限定されていなかったもので、農地の関係を合わせてちょっと今回質問させていただきます。

そういった中で今情勢的には9月からまた電力会社の対応とかいろいろ国の方でも迷っている状況でありますけれども、そういった中で農地に限って農地を使用し、太陽光発電をしたいという農家の人も聞かれるわけですし、また今言ったようにその声も最近ちょっと弱くなっているかなと思いますけれども、一応こういった方々が迷うというか、内容が簡単に農地の転換、転用ができるものか聞かれても、私もしっかり答えることができないような状況なのでその点でお聞きしたいと思います。

質問として太陽光発電を目的とした農地転用許可の条件、規制などはどうなっていますかという。

それから、2番目に現在までにそういった相談、申請、また許可したような件数がありましたかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) ただいまの質問に対して、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、「太陽光発電の農地転用について」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「農地転用許可の条件、規制など」であります。農地転用許可の条件は基本的には一般の転用と同じですが、太陽光発電事業に関係した農地転用では、全国各地で様々なトラブルや問題が発生しており、事業実行の確実性を審査するため細かな事業計画や電力会社との協議書などの書類を添付することが求められております。

太陽光発電事業にかかわる転用について県の方針では、農業振興地域の農用地区域、いわゆる青地や第1種農地と言われる白地の中で広がりのある優良農地については一部の例外条件を除いて原則的には許可しないとされており、窓口や電話で問い合わせ

があった場合にはその旨を説明しています。

次に、2番目のご質問の「相談、申請、許可件数」であります。太陽光発電事業を目的とした農地転用につきましては、平成25年度に1件、平成26年度に2件の申請があり、いずれも県の許可がおりていると聞いています。山林や住宅地に囲まれ耕作条件の悪い場所で転用許可の基準を満たす第2種、あるいは第3種に区分される農地であるとのことであります。

以上第1回目の質問の回答になります。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） やっぱり昨年1件、今年2件出てきていて、県の許可がおりていると。当然優良農地は農業委員会というか、県でも許可しないとは思いますが。今の県農業会議あたりの8月の回答を見ましても、ガイドラインが農業委員会あたりも統一したものがなかったということで、今村長が言ったようにトラブルが大分出ていたということで、県でも何か説明うまくできないで国へ逆にまた諮問して聞き直したというような経過がありますけれども、それと合わせて普通のこの農地転用で宅地並みにする場合と、農業というか、農地として残しながらその上へ太陽光発電という、一時転用というような形かと思えますけれども、そういった場合の許可は先日の新聞などを見ても、ずっと上伊那の牧地というか、放牧地で最初は豚を6頭だけ飼うというやつが今度はヒツジになって、それで今度薬用ニンジンですか、そういったので申請して農業委員会としては2人ぐらいの反対で許可しないと。

ただ、本来の届け出制の一時転用の農地というのが、大体2アールまでは届け出制だけで、許可制でなくていいわけなのですけれども、ただこの伊那の場合は申請した面積と広がっている面積と合わせると結構広大な面積だということと、その管理が十分できないではないかとか、そういういろんな意見で10対2だかの形で否決されたわけで、山形あたりも将来もう農業以外の収入が欲しい。それで元気なうちに投資して、そっちから幾らかでも老後の生活設計にしたいと。それについて優良農地でなくて日当たりがかなりよくて、どっちかというと農業耕作には不向き。つくっても赤字、そんなようなところはむしろ進めてもいいのではないかというような意見もあるわけなのですけれども、件数とかその条件によって農業委員会で判断されているかと思いません。

そういった中で当然先ほど言った農地として残すという形の一時転用になれば、一番そこで絡んでくるのがその固定資産税に絡むことで、要するに農地だと農地の土地

の評価が評価額が低い。そうすると固定資産税も農地のまま使えば安い。

そうではなくて転用すれば宅地並み、幾ら発電用用地でも農地よりも当然高くなる。上の設備とかそういうのはもう固定資産に同じように評価されるのは当然だと思います。そういったことでその農地のままそんなに大きい面積でなくて、うちの屋根ではなくてつくりたい、そういう農家も出てくる可能性もあります。そういった場合には農業委員会で2アール以下ならば届け出制だけで許可というか、しなくてやっていいものかどうか、そこらをちょっとお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 農地を農地以外のものにするについては、すべてもう転用許可が必要でございます。一時転用というお話がありましたけれども、一時転用の期限というのは最大3年ということでございまして、もしこの太陽光発電事業で3年ですべて終わった場合にはすべてその施設等を撤去して、また農地として耕作しなければいけないということがありますので、果たしてそれでその事業としてやっていけるかどうかそれぞれ申請者の考え方にあるかと思っておりますけれども、基本的には転用というものについてはすべて県の許可ということになっておりますので、そこら辺だけは届け出というか、そういうものではございませんので、そこら辺だけのご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 太陽光だけでなく農業用の倉庫とかそういうのとは別でしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 農地に農業用施設等を建てる場合、200㎡以内においては農業委員会に届け出てもらえれば結構でございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 一番そこで問題なのがさっき言った薬用ニンジンだとか、日本の広いところにはそのどうしても日影を好む植物をちょうどつくるには寒冷紗をかけるよりあれを利用してやればどっちもいいという、そういうことで行っている方もいます。それも結構いろいろ問題があって、規定も変わってきたのかなと思っておりますけれども、原則として認めないという方針だと思います。

太陽光の場合には当然3年のみで終わるということはもう考えられない。それではもう設置した費用から何からマイナスのまま終わるとい、倒産と同じような形になってしまうと思いますので、ちょっと太陽光発電の買い取りも停滞していますし、電力業者、九州電力を初め5つの大きいような電力会社がパンク状態ということで今、国でもどういう方法で自然エネルギーを利用するかということで迷っている。

また、買い取り価格ももしかすれば下げられる。そういった中で少し申請者やほかの太陽光の大規模のときにちょっとお休み状態が続くかと思えますけれども、状況によってはまた類似したような農地にまで及ぶ希望者が出てくる可能性がありますので、トラブルがないようにぜひ農業委員会とかそういうところでもこうなっているということをしっかり村民にも知らせたり、担当の方も勉強を早くしていただいてほしいと思います。

そんなことで、今回簡単ではないというようなことで、農地転用は簡単にはそういかないということで説明いただきましたので、またそういった方にはまたそんなお話をしたいと思います。

以上で私の質問終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員の質問は終了しました。

それでは、質問順位8番の竹野入恒夫議員の質問を行うわけでありましてけれども、その前に休憩をとりたいと思いますのでお願いします。ただいまから休憩しまして、再開は3時半ということでお願いをいたします。議会運営委員の皆さんには会議室において会議を開きますのでそちらへ集合のほどをお願いをいたします。

（午後 3時22分）

○議長（平沢恒雄君） それでは会議を再開します。

ここでお諮りします。先ほど開催しました議会運営委員会において、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは、ご異議ないものと認め、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定をいたしました。

（午後 3時30分）

◇ 竹野入恒夫君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 8 番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入議員、質問事項 1 「除雪計画見直しについて」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（10 番 竹野入恒夫君 登壇）

○10 番（竹野入恒夫君） 10 番、竹野入恒夫です。

12 月 2 日衆議院選の戦いが始まりました。約 700 億円とされる国費を投じて行われる。それだけの税金を使って国会議員の定数削減、歳費削減もせず、身を切る決断がされずに公平に疑問符がつく選挙制度の下、多くの人々がなぜといぶかる選挙であります。大義がよくわからない選挙ではあるが、結果は暮らしや経済、憲法に影響を与えます。ともかく選挙は行われました。山形村では各選挙のたびに投票率が落ちていきます。選挙は私たちに与えられた権利であります。村民が投票率を上げるために家族や友人、知人に呼びかけて投票率の向上をお願いし、大切な 1 票をどうか棄権しないようお願いいたします。

それでは、今回は私は大きな項目で 3 つの質問をさせていただきます。その 1 は「除雪計画見直しについて」。

2 月 8 日、14 日、15 日の大雪で幹線道路や生活道路の除雪が間に合わずに交通が混乱し、村には苦情や要望が寄せられました。これを受けて村では除雪計画の見直しが要求されると思いますが、村の除雪計画の見直しは、1、幹線道路・生活道路の除雪の見直しは。

2、ボランティア組織の立ち上げは。

3、雪捨て場の確保は。

4、県との連携はできているのかどうか、その辺をお聞きいたします。

以上で 1 回目の質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、竹野入恒夫議員のご質問にお答えします。

1 番目、「除雪計画見直しについて」のご質問であります。

1、「幹線道路、生活道路の見直しは」の質問であります。先ほどの三澤議員にも

お答えしましたが、本年度は除雪業者が1社増えましたので、業者間で除雪区域の見直しをしております。その中で優先順位にかかわる道路についても検討しましたが、作業に当たっては先に除雪計画路線、全部の除雪を実施するため優先順位については大きな変更はしておりません。

また、新規の除雪路線については、11月末に区長・土木合同委員会を開催し、新たに5路線ほど要望を受けております。

2番目ですが「ボランティア組織の立ち上げは」の質問であります。現在立ち上げについて考えておりません。

3番目、「雪捨て場の確保」の質問であります。今のところ各区に1カ所の計6カ所設置していますが、雪の積雪状態を見ながら昨年同様に5カ所の雪捨て場増設を計画しております。基本的に村内の公共用地を考えております。

4番目、「県との連携は」の質問であります。緊急時における総合除雪に関する協定を結ぶ予定であります。これは豪雪等の緊急時においてあらかじめ指定をした県道及び村道の重要路線について、どちらでも早期に除雪ができるよう取り決めをするものであります。村道では水代線等3区間が指定されております。

以上となります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） マップはできているということですが、私たちまだもらっていないわけですし、やっぱりマップももうちょっと細部にわたってやってほしいのです。できたら本当は各常会ぐらいまで配るような状態で、ここはどうなっているのだということもわかっていないと、苦情が来たときも非常に困るし、大体業者をどこへ言ったらいいかとかが一番わかりにくいところです。区に聞いても今まではそこはいつになるかというような話でわからなかったもので、ぜひそういうことを公にしたいと思うのですが、その辺はできるものかどうか。

それと、業者が1つ加わって5つになったということですが、重機は何台で、その投入できる重機が本当に何台使えるのか。それと村でも1台購入したと。その購入したものについては業者がやるのか、職員がやるのか。職員がやるとしたら何人ぐらいの体制で組むのか、それを教えてください。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 除雪道路網につきましては、ちょっとまた区長さんと相談した中で全戸に配布するのがいいのか、それともある程度の連絡長までとかいう

のをまた検討をしてみたいと思います。

それから、機械の関係でありますけれども、先ほど三澤議員のときにお答えしましたけれども、業者につきましては5業者、機械は7台。それから、村の方で新たに除雪の装置を設置した車両が1台、それからドーザーが2台ということですので全部で10台であります。

新しく購入した車両につきましては職員で対応をする予定であります。まだ、機械が納品になってこないものですから、その操作についてまた説明会等を開く中で資格のある職員で対応できるかどうか、その辺も含めて検討をしながらなるべく多い人数で対応をしていきたいというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 何か今年は雪が早いのであれですが、もっと早目の対応をしないとマップだってもうできていてみんなに配るような体制でなければいけないと思うし、その機械も購入したがまだ来ていないというようなことなので、これは機械は免許が要るのですか、それとも普通の人ができるのですか、その辺教えてください。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 既に先ほど村長が言いましたけれども、区長・土木委員会合同の会議で除雪路線については公開はしております。それから、あとその今年購入する車両ですけれども、これについては普通免許といいますか、中型免許で対応ができるという部分であります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 先ほど三澤議員も言っていたのですが、やはり区に1台ぐらいの簡単なロータリー除雪機ですか、そういうものを6台用意したらいいと思うのですが、その辺村長の考えはどうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 村で買って区の方にただ配付というようなことをやればやれないことはないですが、まず先ほども答弁をさせてもらったのですけれども、区でそれを維持管理するということがそろわないとやっぱりさあ、どうぞと言っても、やっぱり買って、ただこちらであれだけになってしまうということがあるものですから、そこが一番大事なことはないかなというふうに思いまして、用意をするということは皆さんの要望があれば実施するということは幾らでもしたいとは思っております。今のところはそういう段階でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今までの村のやり方というのがやっぱりそういう意見を聞いたりしていろいろ計画しないとやってこなかったと。今年春先の雪なんかを見ているともうそういう状態ではなかったのもう村長が自らもう50万円までしないと思うのですが、6台買っても300万円です。補正を出して、もう買って与えて要らない区はしようがないと。もうもらった区はそれについての対応は後からでもできると思うのです、幾らでも使い方にしても。それだからそういう早い決断が新しい村長だからしてもらいたいと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 竹野入議員のご質問には答えたいと思いますが、これはちょっと検討させてもらうことだと思います。すぐ決断は今のところ、はい。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） ボランティア組織をこれからもする考えがないということをお聞きしたのですが、やはりボランティアも大事になってくるし、今年だって村の中で除雪機を持っている人はボランティアで携わっているわけです。そういうものを今から立ち上げておかないといざ降ったときに困るわけです。

それと、今、村でもってトラクターで除雪できる方、あるいは除雪機を持っている方、ブルドーザーを持っている方とかそういう個人的に持っている方が結構いるわけですがその辺の掌握をして、その人たちにボランティアを立ち上げさせるとか、村で立ち上げて参加させるとかそんなような方法もあるわけですが、本当に困ってからではなくて、そういうものは立ち上げておいて損はないので、ぜひその辺の検討はどうなのでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 何十年ぶりかの今年の大雪ということでありましたけれども、村では新しく1社除雪業者が増えたこと。それから、その車両を購入したということがありますので、それで対応をしていくという今年の考えであります。

今年雪の状況がどうなるかはちょっとわからないのですけれども、豪雪ということになれば当然その除雪作業が間に合わないというケースも出てくるかとも予想されるわけでありまして、それにつきましては先ほど申し上げましたように大雪対策災害本部というものを早く立ち上げまして、それぞれで対応を早めていくというように考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 私も先ほどから言っていますけれども、雪が降ってからでは遅いということです。来て、慌てて対策を立ててもそのトラクターとかブルドーザーを持っている人がチェーンがなかったりするわけです。そういう人たちがその除雪に間に合うのですか、そんなことをして。

それと、これからやっぱり今年の例を見ると除雪工機を買いたいとか、軽トラにつけたものを買って除雪を手伝いたいとか言う人も声を聞くわけです。そんなときにやっぱり一応そういうものを買うときには村として補助金が出せるような体制になっているかどうか、そういう話も聞きますがその辺はどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 除雪機械でありますけれども、確かに農業用のトラクターで除雪も可能であります。ただ、どうしても事故という部分も出てきます。それと除雪専用ではありません。そうした中でやっぱりある程度研究していく中で対応していかなければというように考えておりますので、それと軽トラックにも今除雪の装置をつけるような機械があります。

ただ、それについても簡易なものでありますので豪雪という部分では対応がちょっと難しいのかなというふうにはとらえておりますので、そういう機械に関しても研究をさせていただいた中で対応をしていくと。今年については先ほども申し上げましたように村で車両の購入をしているということと、除雪業者も増えているという中で対応を考えています。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今年の春先に除雪してくれた人たちにガソリン代とかそういうようなお礼はしてあるのですか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 除雪されたという部分での把握はしておりませんし、お礼もしていません。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） もしそうさっき言ったように除雪機とかその軽トラにつけてやるようなやつを買うようなときに、村として何か業者を選定して斡旋とかできるわけでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 必要があれば選定も考えていく中で対応をしていきたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 雪捨て場についてですが、今年の春先で大変お世話になった民間のシンエコ、下竹田の空き地ですが、これ利用させてもらったわけですが、その辺の交渉はできているのかどうか。

それとやっぱり公園とかそういうところになると、後の雪片づけが非常に大変でいろんなものが出てきてしまうわけです。それで、もうちょっと具体的には三間沢川の合流地点を主にするとか、今までやっていなかった今井地区の鎖川へ持って行って、県との交渉をして鎖川に捨てるとかそのような案はないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 通常の積雪であれば村内6カ所の雪捨て場で対応ができております。今年の2月の豪雪ということになれば、確かに議員のおっしゃるとおりに鎖川とか三間沢川というようなところにも雪捨て場を設けるということも必要になるかとは思うのですが、そこまでやっぱりまた除雪をしていかなければいけないという問題もあります。ケース・バイ・ケースによって対応をしていきたいというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 県道の除去が非常に今年は遅くて、県との連携も遅かったのですが、そんなようなことにならないような対策を今年は持っているわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 先ほど村長申し上げましたように、今年につきましては松本建設事務所になるわけですが、県道、村道という境、区分を取り払いまして豪雪時においてはどちらか、どちらでも早い管理者の方で除雪をするという協定を結ぶ予定でおります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 県の除雪機は非常に性能がいいので、ぜひ早目な対応をしてもらって、なるべく主な道だけでも生活道路というか、幹線道路の一番重要なところをしっかりと除雪していただきたいと思えます。

それと、松本市では道路維持課というのがありまして、今年11月と12月にチラ

シを出したのですが、『維持課通信』の中には本当にわかりやすく雪に対しての説明書きがあります。ぜひ山形でもみんながわかる除雪がどうするのだとか、細かい点までうたっているわけです。例えば道路でかいていって、うちの出入りするところがいっぱいになったらどこで処理していくのだとか、そんな小さなことまで書いてありますので、村民の身になったチラシとか雪に対する考え方もしていただきたいと思います。その辺どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 毎年12月の広報では除雪についてご協力をお願いしますというようなPRはしているのですが、そこまで細かくという部分はないかもしれませんので、その辺また見直して対応をしていきたいというように考えています。

○議長（平沢恒雄君） いいですか、それでは質問事項1はいいですね。

それでは、竹野入恒夫議員、次に、質問事項2「研修制度について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

（10番 竹野入恒夫君 登壇）

○10番（竹野入恒夫君） その2は「研修制度について」。狭い村の中で人事異動だけではなく県・他市町村・民間との研修制度の活用はできないものか。

1、一般職の県や他市町村・民間企業への研修制度の現状と計画は。

2、保育園での保育士の他市町村・私立保育園（やまの子保育園など）との研修制度の現状と計画は。

3、山形村の人事交流の唯一の場所である松塩筑木曾老人福祉施設組合特別養護老人ホームピアやまがたの所長の派遣が今年度からなくなったが、どのような事情か、今後の検討、計画はどんなふうになっているのでしょうか。

以上で質問を終わりにします。1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、「研修制度について」お答えします。

1、「一般職の県や他市町村・民間企業への研修制度の現状と計画は」についてですが、一般職につきましては、県への交流派遣による研修制度や広域連合においての

管内職員派遣研修事業などがあります。民間企業へはここ数年研修派遣は行っておりません。若いうちに研修を受けて今後を担う人材育成の上では必要な制度と認識をしておりますが、役場内部の体制がその年において研修に出せる状態にない場合や、大幅な人事異動や組織改革によって職務分担が安定しない状況の中では思うように研修に出せないのが実情であります。

ここ数年で新規採用者が多くいる中で、数年先から順次継続的に若手職員を中心に研修派遣ができればよいと考えております。

2番目でありますけれども、保育士についても数年前まで広域連合の市村内で交流派遣事業を実施し、何名かの職員が経験した経過がございます。山形村の保育園が1つであるため、ほかとの人事交流がないためその対応策として実施をしてきました。広域管内で交流制度がありますが、市村間の調整がまとまらなかったり保育環境、各自治体での対応の難しさなどで、現在は広域管内でもほとんど実施されていません。私立保育園とは独自の保育方針の違いがあり交流研修制度はありません。

どれにしましても相手のあることで、双方の合意や了承があって成り立つものですので、実施の可能性があれば取り組み検討をしてみたいと思います。

3番目ですが、松塩筑木曾老人福祉施設組合ピアやまがたには、平成2年の開所の前から25年まで25年間にわたって8人の職員が所長として派遣されてきました。当初はそれぞれ施設の所在市町村から所長を派遣し、地域を巻き込んだ円滑な施設運営をしてきた経過があります。特別養護老人ホームの組合としても設置が間もない組合施設の職員が比較的若く、所長職として配置するまでに至っていないこともありました。

最近は老人福祉施設も様々な制度により運営されており、より専門的な知識や対応が求められることも多く、市町村からの比較的専門的な知識が乏しい職員の派遣については賛否両論があったと思われまます。

松塩筑木曾老人福祉施設組合の所長職については、中長期的な経営方針からすれば徐々に組合のプロパーとしての職員を配置する傾向を強めていきたいとの方針を聞いていますので、将来的には各自治体からの派遣は徐々になくなってくるものと思われまます。

以上回答いたします。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 県とかの派遣ですが、やっぱり今までやってきたのでぜひ

続けてもらいたいというのが私の考えですが、7月ぐらいまでですか、1人上條哲也君が行っていたのですが、その後全然計画がなっていないわけですが、やっぱり民間から来た村長としては、やっぱりみんな村民も期待している点がうんと多いわけですが、こういうことは。

ぜひ派遣制度を有効に使って何としても出していかないと、これからの課長職を担っていく人たちがだんだん普通の状態になってしまうと。研修も何もなくて、他の道を知らないでなってしまうというような経験になってきますので、ぜひその辺は村長の考えはどんなふうになっているのですか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 私は研修制度については賛成でありまして、当初から出そうという、交流をしようと、人事交流をしようというような形を投げかけてまいりました。たまたま今回いろいろな事情がございまして途中までで終わったという経過もございませけれども、県から来ていただいています職員に対しましては非常に積極的に取り組んでいただきまして、私としては感謝していることもございます。

これから若い職員たちはもうどんどんと交流がしていってもらいたいと思うし、今言われるとおりにグローバルに見ていかなければいけないものですから、早く言えば県内だけでなくもっと国の方に行くとか、海外に行くとか、そういうような経験も必要な時代が来るということは十分認識しておりますので、条件が、先ほど申しましたけれども庁内の環境がそろえば実施をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やっぱり人材育成ということは一番大事になってきますので、これからの課長職を担う人は大変だと思いますが、村長も国・県ではなくてもやっぱり民間も視野に入れた中での人事交流をしていただきたいと思います。

それと今の現在の役場の年齢構成を教えてくださいたいのですがどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 年齢構成というのは職員のことでもいいかと思うのですけれども、まず今手元に資料がないものですからちょっと細かな数字は言えませんが、大体の概要でお答えしたいと思います。

課長職につきましては11名、これは全員55以上でございます。それから、50

代の職員が三、四名ですか。それから、今一番多いのがやっぱり40代の職員が約半数というような状況でございます。それから、30代が5分の1ぐらいですか。それから、最近退職等によりまして採用された職員が多いものですから、20代は十数名いるということをお願いします。

細かいのにつきましては、また後日資料を提供できるようにしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今、課長職が11名で55歳以上ということですが、その下に続く人がだんだんその少ないわけですが、これ途中でもいい人がいれば村長はどれか課長職になったようなのを民間からでも採用するような考えがあるのですか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 民間からの採用は今のところ考えておりません。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり育成して育てて職員の中からという考えですか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今のところ庁舎の職員の仕事をしっかりやって採用していくとか、昇給を上げていくというそういう考え方でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 保育園のことでお聞きします。この研修制度は何年まで続いたのですか。それと、現在の保育園の児童数、そして保育士の人数と年齢構成はどんなふうになっていますか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬保育園長。

○保育園長（百瀬 清君） 研修制度の過去の実績ですけれども、平成13年度から18年度まで6名が人事交換ということで研修に出て交換に出ておりました。長い職員で長くて2年、あと2年が2名で、1年の交換が4名ということでありました。

職員数、園児数は今255名ということでして、あと職員数ですが38名の正規・嘱託、あとパートの先生もお願いしてまして、すべてで48名ということで今運営をしております。

以上です。

○10番（竹野入恒夫君） 年齢構成は。

○保育園長（百瀬 清君） 年齢構成ですが、ちょっとまた調べて連絡をしたいと思

ます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やっぱりこれだけのマンモスな保育園なのにやっぱり先生たちもこう48名ぐらいいると言ってもほとんどマンネリ化していると思うのです。今、未来ある子供たちにやっぱり適切な先生が必要だと思うのですが、今あれですか、国・県・松塩筑とかそういうところでもって毎年保育園の保育士についての研修会というのがあるわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬園長。

○保育園長（百瀬 清君） 国の研修は出席はしておりませんが、今年県で計画、研究大会は山形会場を使って2日間にわたって研究大会を開催していますし、こういった大会は各県内で場所を移して毎年、年に1回ありますので、そういったところには必ずうちの園からも出席して研修に出ているという実績はあります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） ぜひこういう研修会は有意義に使ってもらって将来の子供のために役立っていただきたいと思います。今の1歳の子供、なったばかりの子供にも妖怪ウォッチの音楽を聞くと自然にリズムをとるような話も聞いていますので、それだけもう早くなっているということは事実ですので、ぜひそんな先生たちも遅れていないようにぜひ進んだ考えを入れていっていただきたいと思います。

それでは、これはいいです。ああ、違う。ほかにいいですか。

ピアやまがたの職員が、所長が今年度からなくなったという話ですが、これはもう絶対無理なのですか。これもう8名ほど体験してきていて非常にみんな立派な課長になっているのですが、その経験ということが非常に生きていると思うのですが、こういう機会、こういうところがなくなるともう民間みたいなところに出るというものがもう山形としてはなくなったわけです。その辺は村長どんなふう考えて今回はその人事異動をしたのかどうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かにピアやまがたの所長というような仕事を経験するという事は非常に有効なことではございましたけれども、今年において松塩筑組合の方で将来的にプロパーの方に進めていきたいというような話もありまして、確かにその経験は必要でありますけれども、村の人事の関係上今回あきらめてこういうような体制を

とったというような経過もございます。そういうことになっています。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 松本市でもいろんなそういうところに派遣されている職員がいるわけですが、松本市あたりもこういうことはなくしていったわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 私の方でつかんでいる松塩筑木曾老人福祉施設組合の関係になりますけれども、この組合自体は10の施設を持っております。現在プロパーの職員で対応していますのが山形村のピアやまがた、それから松本市の岡田の里、それからやまびこというような形で、今10のうち3つがこのような状況になっております。先ほど言いましたように徐々に切りかえをしていきたいという方針でいるという状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今聞いた3つのうちの1つが、まず初めに山形がやったということは何か山形としては理由があったのですか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） たまたま山形を最初に言っただけで、順番が山形が先ということではございません。

○10番（竹野入恒夫君） 以上です。

○議長（平沢恒雄君） いいですか。

○10番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問事項2についてはいいですね。

竹野入恒夫議員に、質問事項3「松くい虫・マイマイガについて」の質問してください。

竹野入恒夫議員。

（10番 竹野入恒夫君 登壇）

○10番（竹野入恒夫君） この質問は新居議員、増澤議員が質問してありますので、簡単な答弁で結構です。

その3は「松くい虫・マイマイガについて」。

1、松本市四賀・安曇野市・東筑摩郡北部・松川村・上田市などでは松くい虫の被害が非常に広がっております。

（1）山形村での松くい虫の被害状況は。

(2) 被害が広がったときのマニフェスト、あるいはマニュアルができているのかどうか。

2、長野市・北安・松本市などでマイマイガが大量発生した。マイマイガはドクガ科に属するガの一種で、幼虫は広葉樹、果樹、街路樹、家庭の庭木などに5月から7月ごろ食害するわけです。成虫ガは夜間に街灯などの照明に飛来して7月から8月下旬に500個程度の卵塊を外壁、木の幹などに産みつける。成虫や卵塊のりん毛は幼虫の毛に触ると皮膚が赤く腫れたり発疹ができたりすることがあります。

(1) 山形での発生状況は。

(2) 現在での駆除方法は。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） それでは、「松くい虫・マイマイガについて」ご質問にお答えします。

まず1番目の質問の「松くい虫の被害状況について」であります。村において松くい虫の被害は確認されていません。次に、被害時のマニフェストは現在ありませんが、山林や庭木の所有者、また住民の皆さんにも松枯れが発見された場合には速やかに村担当課に連絡をいただき、村から県の林業センターに依頼して鑑定・調査を実施したいと思っております。

また、緊急時の対応マニュアルは極めて適切で時宜を得たものと思っておりますので検討したいと考えています。

次に、2番目のご質問の「マイマイガの発生状況等について」であります。県内では春先北部を中心にマイマイガが様々な場所で大量発生したと聞いていますが、村での発生状況は調査・把握していません。

次に、マイマイガの発生を抑制する対策としては、卵塊または幼虫の時期で駆除が最も効果的と言われております。住宅の外壁や照明の近くにある樹木など卵塊を発見した場合には、ペットボトルを半分に切ったものや平らなヘラなどで外壁などからはがし処分していただきたいと思っております。

なお、さきに質問されました増澤議員と新居議員にもお答えしましたが、松くい虫被害対策実施計画の策定やマイマイガに限らず病虫害予防対策にかかわるマニュアル

化を進めていきたいと考えています。

以上述べます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 松くい虫ですが、以前から標高700メートル以上は発生しないという話をずっと聞いてきたわけですが、今その状況はどんなふうに変わっているのかどうかお聞きしたいと思います。ぜひその松くい虫が出たと言ったらもうほとんど横にも飛び地してうつっているというような状態ですので、ぜひマニフェストは完全なものをつくってもらいたいと思うし、それと私としても御岳山や長野にそういう枯れた木があったのでお願いしたのですが、やっぱり県からの来る答えが遅いのだ。その辺はどんなふうを考えていますか。1カ月ぐらいかかっているのだ、その結果が。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 具体的にまだ村内で発生していないものですから、具体的にその松くい虫について詳しく勉強等していないわけですが、現在のところ県に言われているとおりの程度標高が高いところについては発生しないというようなことでの県では聞いております。

それから、26年度において松枯れがしたものですから、その調査を県の林業センターにしたわけですが、実際に回答が来るのは確かに時間がかかりますけれども、一応速報というような格好である程度結果が出たら電話でこちらの方に連絡等は来ているというのは事実ですが、少しでも結果が早くわかるようなことで県の方にもお願いしていききたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） あれですか、その簡単なキットというものはないわけですか、県へ一々出さないとその結果がわからないと。これだけ大発生しているのだから、それだけのキットがあってもいいよだと思えるのですが、どうでしょうか、その辺。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 具体的にそのようなものがあるかどうかもちよっと聞いていないものですから、もしそんなようなものがあればまたもし松枯れ等発生した場合には速やかに短期間に状況等がわかるようなことで対応していききたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 27年度に予防のための予算をとるということを聞いているわけですが、特に個人の庭、お墓などに結構いいものが見えるわけです、いい松が。ぜひそのようなものにも対処していただきたい等々と、注入したくても高齢でできない人のためにはどんなような方法をとるかということも考えてもらいたいわけですが、その辺はどうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 松くい虫対策の樹幹注入につきまして27年度の予算の方に個人、個人の所有者なりに補助としての一応予算を検討していきたいということで考えております。あとはどうしても個人でできない方については多分業者やだれかに依頼等をするかと思しますので、その委託料的なものについても対象、もし27年度の予算で計上するようになれば、そこら辺も含めた中で予算計上したいと思いません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） ぜひ予算計上をお願いします。マイマイガについてですが、北信の発生は中途半端ではなくて、ナイターソフトでバットを振れば球に当たらなくてもマイマイガに当たったというような話を友達からも聞きました。卵があれば駆除するのが一番だそうですが、村民はマイマイガの正体を知りません。数少ないと思うのです、知っている人は。やっぱり今の現状のマイマイガの卵を産んである状態をやっぱり結構私も見ている、私も駆除したのですが、結構思わぬところにありますので、ぜひそのマイマイガとはどういうものか、これが発生したらどうなるのだということまでこのぐらい、今年の被害状況です、長野県の。そんなようなものを知ってマイマイガの駆除を今からしていけばいいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 先ほど新居議員の質問にも村長から答えましたけれども、来年度については村のホームページやチラシ等を使った中で対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） あれですか、それでは質問はよろしいですか。

○10番（竹野入恒夫君） はい、以上で終わります。

○議長（平沢恒雄君） はい、以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

◇ 西 牧 一 敏 君

○議長（平沢恒雄君） 次に、それでは質問順位9番、西牧一敏議員の質問を行います。

西牧一敏議員、質問事項1「若者がUターンしやすい山形村の環境とは」について質問をしてください。

西牧一敏議員。

（9番 西牧一敏君 登壇）

○9番（西牧一敏君） 9番、西牧一敏でございます。

質問の中で先ほど上条浩堂議員の方の質問で大分踏み入って村長の方から話がありましたので、簡単によろしくお願いいたします。

「若者がUターンしやすい山形村の環境」ということで3つほど村長にお伺いいたします。

1つ、日本一明るい元気な山形村をスローガンに村政を行っていることと思います。若者に対してどのような明るい元気な村づくりを考えているのか。

2番目に今年の11月の21日参議院でまち、ひと、しごと創生法というのが可決成立しました。これについて来年度からということになると思うのですが、村長はどのように考えているのか。

それから、3番目でございますが、まち、ひと、しごと創生法案は東京圏へ一極集中ということで大分それぞれの市町村が過疎になってくる。そういう中でそれぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためにつくられた法案ということで、現在山形村の若者が多数県外に住んでいるが、どのような魅力ある山形村を創生して、山形出身の若者がUターンできるように受け入れる施策があるのか。

この3つを村長にお伺いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、西牧一敏議員のご質問にお答えします。

「若者がUターンしやすい山形村の環境」とのご質問でございます。私が考えますに人間の一生と行政のかかわりの概念をちょっと申し上げたいと思いますけれども、ゼ

口歳から18歳までの、また成人までは保育・児童、学校教育として保護者と児童教育には行政が支援をしています。20歳以上、社会人です。社会人になった場合は行政に今まで支援をしてもらったお返しをする期間と考えております。定年後、また仕事を始めて老後亡くなるまでは老人福祉行政として行政が支援をしていこう。こういう概念のもと、明るく元気な村には住む人には村を基盤に生活している人の一生にかかわりに住んでよかった、暮らしてよかったという村をつくっていききたいと、こういうふうに思っているわけでございます。

自分の生きていく目標を持ち生き抜くことが基本ですので、できない人には優しい村をつくること、このように考えまして、西牧議員の若者の定義でありますけれども、高校を卒業して社会人となって40歳くらいまでの人という感覚でお答えしますがよろしいでしょうか。

まず社会に貢献する時代の人といたしまして元気な村のイメージとはどういうイメージかといいますと働く場所があること、それから住める家があること、それから子育て環境が整っていること、それから人間性に富んでいる村で、具体的には余暇や趣味が身近にあり、スポーツ・文化に関心が高く仲間づくりのできやすい村と、こういう村を考えております。

そこで、山形村は働く場所は基幹産業が農業でありますから農地はあります。高齢化が進み耕作できなくなる土地も増えてきますので、何をつくるかは別でありますけれども、農地としてはあると思っております。また、松本市・塩尻市の企業があり仕事が海外に出たと、少なくなったといえ就業場所がありますので、また松本の商工会会員の会社の仕事自体は継続していますし、また車の修理工場が増え、食堂サービス業も増加をしているというような形を考えますと元気な村だろうというふうに考えています。

では、住める場所があるかということになりますけれども、都会に進学、就職をして出た人たちというのは、先ほども申し上げましたけれども実家がありますから古い、新しい、広い、狭いは別として住む家はあると思っております。都会や近隣の自治体から移られる人は村としては定住地は用意してありませんが、不動産屋が一戸建やアパートを建設をしております。

子育て支援環境はすべての費用は無料化はしていませんが、近隣市町村と比較して劣らない環境にあると思います。

そして、趣味・嗜好とかスポーツ・文化に関心がある仲間づくりができる村という

のに対しましては、代表的には松本山雅のホームタウンとして応援をしていることもありますが、地域全体がわき上がるような気質があるのではないかと。山形村自体は夏祭りじゃんずらや村民運動会、総合文化祭、各種イベント、各種スポーツ団体なんかもう非常に仲間づくりがあるものですから、寄り合う、みんなでやろうとする気質・雰囲気がある村ではないかと思っています。

そうして考えますと山形村はUターンしやすい村と思います。しかし、だれでもUターンして農業がすぐできたり、それから新規移住者が得られて住んでもらえる仕組みのマニュアルがそろっているかというわけではありません。限られて戻られたり移られた人のニーズや要望を聞いておりませんので、今後必要に応じて検討していく、これは課題だと思っています。

次に、2番目の件であります。まち、ひと、しごとの創生法ですが、質問にもありましたとおり11月21日に成立しまして、この12月2日から主な部分が施行となりました。法に基づき市町村では地方公共団体の責務として基本理念にのっとりまち、ひと、しごと創生に関し国との適切な役割分担のもとで、山形村の区域の実情に応じた施策を策定し実施する責務を有することになっております。

まち、ひと、しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないと規定され、努力義務とされていますが策定を求められておりますので、実施をしていきたいと思っています。

国や県が定めるまち、ひと、しごと創生総合戦略を勘案して山形村の実情に応じて基本的な計画を27年度に定めることになろうかと思っています。具体的な施策は努力義務ではありますが、計画策定の折に総合戦略としての計画に盛り込んでいくことになります。

次に、3番目でありますけれども、山形村の若者が県外に住んでいる人がいるのは間違いない事実であります。なぜ県外にいるかということ突き詰めていけば大学や専門学校などの教育のため、また大都市に本社がある大手企業への就職、地元にはない職種や給料などの雇用条件のよい企業が地元にはないため東京圏へ就職、都会の華やかさにあこがれて東京圏での生活がしてみたい、このような点があろうかと思えます。

また、逆の面から見れば高速交通網の発達により二、三時間で行き来ができる距離にある立地条件のため、いつでも地元に戻れるとの思いがあることが上げられると思えます。

若者の定義を何歳にするかにもよりますが、結婚や出産を契機にその時点で1つの区切りとしてUターンされる方も見受けられます。仕事、就労の場が確保され、生活環境、福祉施設の充実によりUターンによる山形村へ定住化は可能と思います。山形村だけでは就労の場の確保は限りがありますので、近隣市村との連携をとって情報収集やUターン希望者に対し情報提供をしていきたいと考えています。

どのような魅力ある山形村の創生をするかのご質問ですが、生活の拠点として位置づけていく上では生活環境の整備を図るとともに、福祉施策との充実を図っていくことが重要と考えております。

以上で第1回目の質問の回答といたします。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） いろいろと長々とありがとうございます。今、鉢盛中学校を卒業して高校、大学、これは長野県の教育課の方の統計ということで、中学校を卒業した後の進路というのが93.7%高校へ進学と。そして、それが大学の方へ進学というのが約80%ぐらいというふうに言われております。これからいくとこの山形村での23年度卒業生が99、24年度が77、25年度が87ということで、この統計率で勘案すると23年度が75人ぐらいが村外へ出ていると。それから、24年度が58名ぐらい。それから、25年度になると66名というような形で若い人たちが出ていると。

そういう中ではやはりどのぐらいの人たちがこの山形村に戻ってきているのかといえば、やはり自分の友達を数えてみるともうあまり多くはないということになるわけでございます。その中で今年は非常に興味深いことがございました。というのは、2つの企業が6次産業の認定を受けた。この近隣において2つの企業がやはり6次産業の認定を受けるということは非常に珍しいことではないかと。ましてやこの6次産業というようなことをやろうとしている人たちは若者でございます。

1つは農業法人であり、1つはワイン特区の中からやらせていただきたいということで申請をしたと。そういうことで若者という範疇が何歳までかということこれ非常に微妙ですけれども、まだ活力ある、またやりたいというような思いが非常に強いからそういうようなことでやるということ。こういうようなことについて村長はバックアップ、村としてどのようなバックアップをしていくかというような腹づもりがあるのか聞かせていただきたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） バックアップというようなことで、申請するにあたりましては産業振興課、総務課ともに相当通るような形の申請を手伝っております。だから、村としての行政としての応援はできる限りしたと思っておりますし、また第10回目の申請のみならず2回目の申請においても私ども口添えをしたり、それからお願いをしたりというようなこと等の形での応援は行政としてできる限りのことはやりました。

したがいまして、村単独でその企業に対してお金をどのぐらい補助するかというようなことについては決めておりません。ただ、山形村の特産品である。それが山形のブランド品が夢がそこにありますので、それがどのような形で山形村が応援していくかということはこれからのことだと思って考えておりますので、今はできる限りのことはやらせてもらいました。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ありがとうございます。若者というところで非常にネックになるのはものと人とお金、これが非常に大変だと。これが若者だというふうに思うわけでございまして、6次産業というのは官学産に金融というのが入ってみんながサポートしてやるよというようなことでございますので、官というのは当然ながら山形村も入るというように思います。だから、そういう中から金銭の援助ということではなくても、やはり育っていくようにサポートをしていただきたいというふうに思うわけでございます。

もう1つあるのは、ある若者が農家レストランをしたいというふうに言っています。これもまた形にはなっていません。しかしながら、この山形村の農産物の中でナガイモ、これは非常に滋養、栄養があって健康には非常にいいのだと。これをただ売るだけではなくて山形村に来て、また山形村でそれを食べていただいて、そして健康になっていただければこれも観光につながるのではないかと、このように思っている若者がいます。

しかしながらどのようにしていいかわからないと、そういう夢はあると。しかし、それをどのように現実に持っていくかということ。これについてもやはり皆さんのサポートがあってこそ現実になってくる。その方は農家の方ではございません。しかしながらそういう夢を持っている。山形村というのが健康な村である。何で健康な村であるか。ナガイモを食べているのだ、このような位置づけをしたいというふうに思っているわけでございます。農家の方も非常にそういうことから言ったら頑張っ、またナガイモをつくってくれるのではないかと思うのですけれども、そういうような窓

口というのは、このやはり村の中にきちんと設けていただけるのか。このようなこと
をお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 当然山形は特産物は一番のメインはナガイモでございますの
で、そういった方の中でサポートを、産業振興という面でサポートは必要だと思いま
すので、できる限りのことはしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 話は変わりますが、先ほどの県外に出て行った若者、これにつ
いてこの間銀座NAGANOに行ってまいりました。非常にすばらしい、銀座4丁目
の裏路地になりますけれども、すばらしいビルにちょっとパッと行ったら、あっ、フ
ランスというふうを感じるようなすばらしいものでございます。ここにパネルがあっ
たらそれで見れるのですけれども今日はパネルがございません。

そういうようなことで言葉で説明しますけれども、本当にシャンゼリゼに行ったよ
うな感じであります。村長もこの間行かれたと思いますけれども、1階が食料品、2
階がイベント広場になっていますけれども、そこに各市町村のパンフレットがありま
す。そのパンフレットを見たときに山形村はございますか。いや、ここにあります。
ちょっと貧弱でございます。やはり観光ということを考えている村長であるならば、
もっときちんとしたやはりパンフレットをつくっていただきたい。

やはりそこが発信の基地になるかと思うのです。そして、それを若者が見たときに
やはり村外の若者が見たときに、ああ、こんな山形村はすばらしいのだと改めて認
識して、心だけでも山形村に結びつけてもらえるのではないか。これが一番大事なこ
とだと思うわけでございます。Uターンですべて帰ってきてもらったらはっきり言っ
て困るところがあろうと。先ほど言ったように住むところだ、仕事、これも非常に大
変だと思いますけれども、山形村というものがどれだけすばらしい。今言ったように
6次産業の中で若者が頑張っているのだ。こういうようなことをやはり銀座NAGANO
のところで発信できるようなやはり手だてを考えてもらいたいと。それについて
はまずこのパンフレットについて、村長はいかがお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） この間東京に行きましたときに銀座NAGANOに行く予定を
立てたのですけれども、大きな大会の方の予定が入ってしまいまして行く機会がなか
ったものですから、また今月中には行く予定をしたいと思っております。

パンフレットにつきましては、西牧議員のフェイスブックではないですけれども、あれで見せてもらった範囲でありまして、あれで見る限りでは確かに見劣りしておりますので、そういった点も考えながら、ほかの市村に劣らないような形はやっていきたいというふうに思っております。検討します。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） そういう中で実は若者、この山形村村内で頑張っている。この若い人たちとやはりその東京圏のやはり若い人たちとのやはりコラボというのか、やはり交流というのが一番大事だと思います。この間も村人会に村長行かれたと思いますけれども、やはりその年齢というものがどれぐらいなのか。そして、若者が何人ぐらい集まったのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 村人会に参加されました皆さんは、みんな熟年のふるさとを懐かしむその人たちがほとんどでありました。1人若者がいましたけれども、山形のどこから来られましたかとお聞きしたら、実はおばあちゃんの案内で連れてきましたというようなことで参加をさせていただいていましたけれども、年からすると本当に私たち以上の皆さんが多かったというふうに思います。

だから、村人会の中には若い人たちの参加はなくて、むしろそういった人たちに呼びかけるために村の方から何か連絡してくれないかというか、連絡網をくれないかというようなことを尋ねられたのが状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 多分そうではないかなというふうにも思いました。実はこの間新そば祭りがございました。たくさんの方が集まってくださいました。それよりもはっきり言ってびっくりというよりも非常に喜ばしいことがあったのは、非常に若い人たちが頑張ってサービスをしていた。あの姿を見たときにこの山形村の若者のパワー、これをどういうふうに発信するかということ。これが一番大事なことはないかというふうに思うわけでございます。村の中でも若者が本当に頑張っている。そして一生懸命やっております。そのパワーをやはり発信できるような形を考えていただきたい。

そのやはり発信する場所というのが非常にいいところの銀座NAGANO、非常におしゃれなところだとやはり皆さんも集まってくれるのではないかと。やっぱりそういうようなやはり場を、集まれる場をつくってあげればと、このように思いますけれども村長はいかがなものでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かにあの新そば祭りのときの若者もそうですし、今のほかのそば祭りのときもそうですし、また商工会の方の若い人たちの集まりの中でもそういうような雰囲気を見せてくれているところがあります。そういった人たちがさらに伸びていけるような場所に銀座NAGANOが使えるのだったら山形村としては活用していくことも考えなければいけないというふうに考えております。

また、ナガイモの特産を山形の特産として売り出すための場所としてあの活用したいというようなことで、今この間も農業委員会の皆様にちょっと話をしして計画をしようかなというようなことも出してありますので、何かいい形で山形が発信できればいいかと思っておりますけれども、積極的に活用すべきことだなどは考えています。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） わかりました。何といたっても若い人たちがパワーを持って山形村で頑張ってくれる。そしてそのパワーをそれぞれ出身として、山形村を出身として村を出た人たちとうまくコラボができればもっといいこの村に、また明るく元気な村になっていくというふうに思うわけでございます。

どうか村長のリーダーシップを大いに発揮して、そして若者を元気にしていただきたいとこのように思いまして第1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員、次に、質問事項2「地球温暖化対策として温室効果ガスの削減目標は」についてを質問してください。

西牧一敏議員。

（9番 西牧一敏君 登壇）

○9番（西牧一敏君） 2番目の質問でございますが、「地域温暖化対策として温室効果ガスの削減目標は」ということで、実はご存じのとおりに京都議定書というのがございまして、1990年と比較して大体25%削減の目標だということでそれぞれが頑張っております。松本でもこういうので実行計画というのが出てやっております。当村ではどのようになっているかということで3つほどお伺いしたいと思います。

まず1番ですが、地球温暖化対策として政府は温室効果ガスの25%削減目標を示しているが、当村ではどのように二酸化炭素の削減努力をしているのかと。

2番目に当村の温室効果ガス排出量はどのくらいであるのか。また、削減目標は設定しているのか。

3番目、政府の地球温暖化政策、緩和策の推進の項目に環境対策車の開発、普及、

最適な利用の推進があるが、公用車をEV、電気自動車対応には考えていないのかと。
この3つをお伺いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。
百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 2つ目の「温室効果ガスの削減目標は」についてお答えします。

まず二酸化炭素の削減目標ですが、平成17年に策定しました山形村新エネルギービジョンで計画最終年度の平成22年度の総排出量を4,600トンといたしました。これは国の推進大綱をもとに山形村の人口比で算出をした数値に比較して27%、2,000トン少ない計画数値であります。

削減の方法ですが、役場庁舎などでは小まめな節電や低負荷な公用車の導入、クールビズやウォームビズの実施、施策では住宅用太陽光発電やペレットストーブの導入推進、クールシェアやホットシェアスポットの紹介、間伐材などの森林整備で二酸化炭素などの排出削減を行っています。

2番目ですが、次に「村の排出量と削減目標」ですが、先ほどの山形村新エネルギービジョンの計画年度は既に経過をしていますが、昨年の実績値は集計方法などの複雑さなどから把握をしておりません。

排出量の集計には高額な計算ソフトを導入し行わなければならないことから、比較的規模の小さい自治体では行っていないのが現状です。当村も同じであります。平成27年度に今後5年間の第3次山形村環境基本計画を策定するともありますので、削減目標を含めて計画の策定にしたいと考えています。

次に、3番目の問題でございますが、公用車のEV車の導入については、数年前から公用車更新の折に予算要求が出された経過があります。更新する公用車の種類は車種等にもよりますが、これまで導入は見送ってきております。一般車に比べ高価である費用の問題や充電設備の問題がありました。近隣の自治体では環境担当部署でEV車を導入し、環境問題の普及啓発に活用している自治体もありますので、導入については公用車の更新するタイミングを見計らって検討したいと思っております。

以上で第1回目の答弁を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 平成17年度に目標というのか、4,600トンということ以一応目標として出している。しかしながら、2番目の答弁でいくと産出量が非

常に難しいから今現在は出ていないということから言ったときに、しかしその中でもやはりこの温室効果ガスを削減するというところでいろいろな努力をしている。努力をするということの中で、例えばこの間ミラ・フード館に行きました。電気の削減だと暗くしてある。そういうようなことで暗くするというのも必要かもしれませんが、実は今消費電力が非常に少ないというLEDというのがあるわけでございまして、やはりそういうような対応を変えていくという努力も必要ではないかと、このように思うわけでございます。

やはり明かりというものがあるか、ないかというところで人間の感情というのは大分違ってきます。そういう上から言ったときに、なるべくそういうような暗くするという方向だけでなく、まずそういう消費電力の少ないようなことを考えながらやはり村を明るくということは村長考えているかどうか、答弁をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） LEDを使用して明るくしようということについては地域懇談会でもかなり出ていますので、そういう方向に持っていきたいと考えておりますが、まずLEDを導入するということの予算化をしてありませんので、すぐさまということにはないものです。やっぱり財政の方のこともありまして、一度に明るくしたいと、したいのですけれどもできないという現状だということで、徐々に計画的に入れていくということを考えています。少なくともLEDは消費電力を少なくするという効果を持っておりますので、そういうものは使わなくてはいけないというふうに考えています。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 努力はしていただきたいと、このように思います。それと先ほど言った電気自動車なのですけれども、実は松本では11台。今年初めてだそうのございますが、塩尻で1台入れたということでございます。一応行政としてこういうような形で効果ガスを削減するような、また環境にいい車をとということで啓蒙をしているということだというふうに思います。

そういう中でもう1つ聞いたのは、先ほども観光農園の話がありましたけれども、この秋にリンゴをやはりオーナーとして取りに来ると。この間電話がかかってきた。済みません、もうちょっと時間がかかって遅れます。何で遅れるのかなと思ったら、電気自動車ですから今諏訪で充電をしていますと。充電している時間がちょっと長いものですから遅れますという話があった。

政府でもやはり目標、努力しようということでやっております。そういう中で市場というものが、これちょっとまだまだ少ないですけども175万台ぐらい現在あるのではないかというふうに言われています。それで、この間松本でちょっと聞いたときにこのサラダ街道の中で充電施設を持っているところが幾つあるのかと言ったらありません。これからいくとずっと行くと堀金ですか、烏川のところのあそこの道の駅に1台あるだけでございます。

ここにないということ。しかしながら、観光で電気自動車で来たときに、この村のところに1台でも充電する施設があれば、そうするとそこに非常に来やすくなる。来やすくなるだけではなくてやはり、ああ、これはすごいな、環境にすばらしい村だなというふうに思うのではないかと。それについてもう1つあるのは、充電施設というのと、そのソーラーと関係があるわけでございます。ソーラーでやはり電気を起こして、そしてそれを充電にすぐ使えるという。そうするとお金もそれほどかからない。また、その充電施設に対して補助金も非常におりるからそれほどお金はかかっていない。これを村の役場に1つ置いておけば、やはり環境にも優しい、それからすごいおもてなしをしてくれる村だな、このように思ってくれるのではないかというふうに思うわけでございます。

そして、電気自動車1台で大体夜この電気を1つの家に供給することができる。それが1,500ワット、やはり昼間やはり動いて、そして充電してここに置いておくと1家のうちで1,500ワットの電源をそれで使うことができる。それは車のバッテリーからとることができる。これは災害時には非常に有効であると、このように思うわけでございます。

水においては持ってくることができるけれども、電気においては災害で分断されているとどうしようもない。売電ということはあるのですけれども、この自家発電でその電気を使用するという。この有効であるのではないかと、このように思うわけでございまして、それについて村長はどのようにお考えかお答え願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） この電気自動車でございますけれども、EV車ですか、昨年参加かな、車を導入することによっての補助金等のいい話があるとか、それは今言われましたような形でサラダ街道には1カ所も充電するところがないから、この役場の東にセットしようかというような計画は、プランは持っています。

でも、いざやろうとするときに、ちょっとまだ財政の問題で外したというような経

過がありますけれども、基本的な考え方自体はそのとおりで、使い方によっては幾らでも使えるというふうになっていますので、状況を見ながら導入を考えたいと思いますし、先ほども申し上げましたとおり今言った松本の状況、塩尻の状況、そんなようなことを見ながら考えていくというのが今の現場であります。

すぐ、確かにいいことをやっていいのですけれども、当初のときよりも状況が変わってきたというような、車自体のことですけれども変わってきたようなこともありますし、もう少し安価になっていけばいいかなというようなこともありまして、総体的に見て検討しているという現状であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 前向きな答弁でありがとうございます。ぜひこの電気自動車ということもこの温室効果ガスの一環として考えていただきたいと。そしてまた、それぞれの家庭においても、この温室効果ガスについてはそれぞれがやはり参加しているのだと、削減に参加しているのだというようなやはり話というのか広告、メディアに対してきちんと出していただければこの山形村というこの非常に環境、自然の豊かな村がもっとすばらしく皆さんから愛されるのではないかと、このように思いますのでぜひ実行をしていただきたいと思ひまして2つ目の質問を終わりにいたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、西牧議員、次に、質問事項3「小学校、保育園一帯に接続する道路の車両制限、速度見直し策」についてを質問をしてください。

西牧議員。

（9番 西牧一敏君 登壇）

○9番（西牧一敏君） 「小学校、保育園一帯に接続する道路の車両制限、速度見直し」ということについてご質問をいたします。

3つほどございますが、前回は質問させていただいて教育長の方から学校ではきちんと安全のやはり授業をして子供たちにはわかるように、そして交通安全を認識してもらおうということで、PTAの方々にも見守りをしていただきながらやっているということでもありますけれども、実は登校、保育園の送迎等時間帯は車両が増加して混雑傾向にあるわけでございます。

小学校の校門前道路、グラウンド南側道路、保育園前の道路信号機交差点、歩行者道路を含め一帯は時間帯で混雑し、事故の起きる危険性が高く早急に対策を打つべき状況であるわけでございます。

というようなふうに思ひましていたけれども、8月12日にD2の向こうのところ

で大きな事故があった。その後9月23日に小学校の校門の前で人身事故がありました。そういうようなことをやはりかんがみるときに、やはり大事なお子さんを小学校へ通わせているというやはり上から、教育エリアの安全対策を優先すべきであるが、行政としても現状を把握して具体的対策を実行すべきと思われるが、村長はどのように考えておられるのか。

2番目に現在の制限速度では危険な状態の場合、自動車の安全回避が難しいと思われる。小学校の登下校時には徐行速度に変更すべきと思われるけれども、村長の考え方をお聞きしたい。

3番目に、信号機エリアのスクランブル交差点の実施、信号機のない道路への横断歩道標示の道路標識及び教育エリア道路への歩行者優先記号の表示等、目で確認できるカラー表示の設置は可能であるのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、「小学校、保育園一帯に接続する道路の車両制限、速度見直し等」の質問にお答えします。

西牧議員さんからはこれまでも小学校周辺の安全対策について質問されております。安全確保のための対策等を検討する機会は設けている状況ですが、すべてにおいて対応することは困難であると回答させていただいております。

死亡事故が起きた場合は現地診断を実施し、具体的な改善事項の指摘により実施可能なものから改善を図っております。

車両の制限につきましては、車社会の現状と村内の道路網の路線の位置づけを考えますと制限をかけることは困難な状況と思われれます。

速度の見直しについては、横断歩道の設置場所周辺や歩行者がいる場合は法令で徐行が義務づけられているものであり、安全運転マナーを守る必要があり、速度の見直しをする以前の問題であります。

交通安全施設の整備が進んでいる中で事故の発生は人的な原因が主なものと考えられますので、交通安全に意識した態度や行動、交通マナーの遵守などの啓蒙活動を重視して安全対策の推進を図っていきたいと考えております。

2番目ですが、徐行速度に変更したとしましても、守らなければ何の意味もありません。先ほども申し上げましたように徐行速度の変更ではなく、安全マナーの法令遵

守の意識向上、安全運転の意識づけで対応すべきと考えております。

3つ目の問題であります。カラー舗装の設置は施工基準に合った内容であれば可能であります。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 今の村長の答弁からいきますと、やはり死亡事故ということについてはやはり早急に対応しなくてはいけないと。しかしながら、道路においてはドライバーの安全意識、それから交通マナー、これをしっかり守っていけばそういうことはない、このように答弁をしたわけでございますけれども、やはりまず安全喚起をするということ、これも大事なことではないかと、このように思うわけでございます。

いろんなところを見たときに文教施設のあるところは必ずやいろんな方法で小学生が通りますとか、学校が近いですとか、いろんな方法を使いながら安全喚起をしているわけでございます。今実はこの山形村の村内の中にも県外者結構多く入ってきております。村内の中だけでなく村外のやはり車も通るということから言ったときにやはりドライバーの安全意識、これに頼るだけでなく積極的にやはり安全に対する喚起をしていかなければ子供たちのやはり安全というのは守られないのではないかと、このように思うわけございまして、その中において村長が言われる最後のところのカラー表示は可能ではないかというようなことであるわけでございますけれども、これについては可能ということは早急にできるということを答弁しているのかどうか、そのところをやはりお答え願いたいと、このように思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 早急とする時間的観念はどうするかは別としまして、確かに松本市のところの小学校を見ても、その学校の近くのところをやっているところも知っております。そのようなことを踏まえながらやることは可能であるならば実施をする方向のことで検討していきたいというようなことでございますので。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 早急とはものすごく緊急な言い方ございまして、本当に前向きに対応していただきたい。そして、早目に目に見えるような安全策を講じていただきたい、このように思うわけでございます。山形村もまだまだ子供が多うございます。今600人ぐらいでございますか。そういう中でその子供たちが本当に安心安全に学

校へ通える、また保育園に通える。これもやはり村として守っていかなければいけないことだと。まず事故が起こってから対応するという、これではやはりその子供たちを預けるお父さん、お母さんたちはやはりそこを信用できなくなる。一体村は何を考えているのだということになるというふうに思います。

そういう上からぜひそういうような安全施策をドライバーに対してきちんとしていただきたい。それは守るということは守らなくてはいけないということなのですからけれども、実は守って運転をしている人たちというのはすべてではございません。守らない人もあるわけでございますので、そういう上からカラー表示だけでなく、ありとあらゆるできる限りのことはやはりしていただきたいと、このように思いますけれども、村長お考え、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） はい、それでは百瀬村長、答弁をお願いします。

○村長（百瀬 久君） 子供たちの安全を守るために必要なことに対しては前向きに考えるというのが私の考え方でありますので、可能な限り検討して前向きに検討するというようなこととお話ししておきます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） わかりました。そういう中で子供は村の宝でございます。先ほど村長言われて20歳過ぎになってきたら村にどれだけ貢献できるかと。これがやはり必要なことだという答弁をいただきました。そのやはり子供たちがこの村に生きて、そして村で育ち、村から巣立つ。巣立っていったときにやはりもう一度村に貢献をしていただけるような、これも村に恩返しができるよう。そのためには村もそれ以上のことをさせてもらわなければいけないとこのように思うわけでございまして、以上をもって質問を終わりにいたしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で西牧一敏議員の質問は終了しました。

◇ 籠田利男君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位10番、籠田利男議員の質問を行います。

籠田利男議員、質問事項1「鳥獣被害対策について」の質問をしてください。

籠田利男議員。

(6番 籠田利男君 登壇)

○6番(籠田利男君) 私の方からは1つ目の質問として「鳥獣被害対策について」質問したいと思います。

先ほど三澤議員からも「有害鳥獣対策について」ということで質問がありましたが、できる限り重複しないように努めますのでお願いします。

村でも捕獲数は11頭ということで、また2人の方が大変なけがをされたということで聞いております。ほかの町村では人が亡くなったところもあります。今後もこのようなことが起きない村、安心して暮らせる山形村にしなければなりません。

そこでお聞きします。山形村が定める鳥獣被害防止計画とは。

2つ目に各町村で行われている有害鳥獣侵入防止柵について。

3つ目は、森林生態系の保全についてということをお願いしたいと思います。

○議長(平沢恒雄君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、籠田利男議員の質問にお答えします。

鳥獣被害対策であります。まず1番目の質問の「山形村が定める鳥獣被害防止計画とは」であります。鳥獣被害防止特別措置法に基づき平成22年度から鳥獣による農林水産業等にかかわる被害防止に関する基本的な方針について、山形村鳥獣被害防止計画として3年前に策定しております。現在の計画は平成26年度から28年度の計画期間であります。

次に、2番目の質問の「各市村の有害獣侵入防止柵について」であります。けもの侵入防止を目的とする防護柵は松本市や安曇野市、隣の朝日村の里山でも設置が進んでいます。金属製の強固なもので、上部に電流を流す本格的な設備の設置に莫大な経費がかかります。現地のお話を聞きますと、柵沿線の清掃、下草刈りなど設置後の維持管理が大きな課題のようでとても行政だけでできるものではなくて、地域の皆さんの組織・体制づくりが不可欠であります。

山形村は清水高原等のあり方を考慮、見極めた上で鳥獣被害対策協議会で調査・研究をいただき、住民の皆さんの意見、協力を得ながら検討していきたいと考えております。

次に、3番目の質問であります。森林が持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう林道・作業道の整備を進めながら、県や森林組合などの関係機関との連携のもと、

適正な森林管理・設備を促進したいと思います。

また、住民や事業者の森林保全意識の高揚及び自主的な森林保全・育成活動の促進に努めるとともに、環境教育・学習やレクリエーションの場として活用、木質バイオマスの利用促進を図り、森林の総合的利用を進めたいと考えております。

以上第1回目の回答をしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 最初の方の山形村が定める鳥獣防止計画のということで今お聞きしましたが、先日猟友会の人たちの隊員といいますか、鳥獣被害対策実施隊という隊が設置できたということで聞いております。このことなのですが、これから猟友会の人もだんだん昔に比べて少なくなって脱会する人が多くなっている中であります。

この形だけで対応できるのかと。また、山形にいるときはいいのですが、山形に猟友会の人がない場合もあろうかなと思います。そのときにはクマが出たときとかそんなときに対応が実際にできるのかどうかということ。

それから、実施隊の設置要項の第2条の中の（1）に鳥獣の捕獲等防止柵の設置等に関するのとありますけれども、これは今ちょっとされないということになりますと、ここにある文面がどういうことなのかなということを感じました。

同じ実施隊設置要項の（2）の方に鳥獣の生息状況及び被害発生状況の調査に関するのとあります。これに関してもどうやって調査、どのような形で調査がされるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 鳥獣被害対策の実施隊の関係なのですが、まず隊員の皆様、今猟友会の皆様17名に隊員として任命しておりますけれども、先ほど別の議員さんの質問にも答えましたけれども、今年度に銃の免許とかわなの免許を取る方が新規に3名いるというようなことをございまして、その方については来年の4月1日以降に実施隊として新たにまた任命したいというようなことで考えておりますし、現在その免許というか実施隊として任命する方についても大分高齢になっている方もいますので、そこら辺もぜひもうちょっと頑張っていただきたいというようなことで考えてございまして、来年度についてはある程度その更新にかかわる猟免許等の費用についても若干ですが助成も予算的に考えていきたいというようなことも考えております。

それから、あとその防護柵の関係なのですが、一応その規約というか、自治

体の設置要項につきましては、ある程度市町村間のバランス等も考慮しながらこの近隣であり極端に違ってはまずいというようなことで、一応目的とかそういうものについては統一的にいこうというようなことで、ある程度基準的なものを使用しておりますので、防護柵の設置についてはある程度今後検討してどうするかというのは、また27年度中に考えたいと思いますし、調査につきましてもそれぞれ猟友会の方がやはり現場等よくご存知でありますので、そこら辺猟友会の皆さんの意見を聞いた中で今後どんなようなその鳥獣関係の対策が適切かというのを検討していきたいというようなことでございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 今先ほど村長の方からもありましたけれども、実際今現在予算がたくさんかかるという中で、ちょっと私も朝日村と地方事務所へ行ってちょっと聞いてきました。その中で話も出ていたのですが、鳥獣被害防止対策交付金というものがあるのだと。その中に推進事業の中にソフト対策というのとハード対策と、整備事業の中ではハード対策とあるということ。

ソフト対策の方だと10分の10、全額が出るのだと。これは材料費だけということらしいのですので、地域の人たちがみんなで協力して工事をしなければいけないと、こういうことらしいのです。

このハード対策の方は10分の5ということではいゆる2分の1、これは業者が工事をされるのだということを知りました。また、この朝日村もそうなのだそうですが、このあとの残った2分の1です。これを国の起債事業を使って特別交付金の方で先ほども出ておりましたが80%が出ると、8割出るのだということ、そんなことで聞いております。

そうすれば大きな数字にならないのではないかなということ、朝日村もこれを利用してその辺工事しましたからということを知りました。朝日村の例をちょっと聞いてきましたのであれなのですが、年に大体2,500万円から3,000万円の予算で、朝日村は多いときで6,000万円かけていると言われました。仮に年3,000万の工事をした場合にハード事業で2分の1の工事をしたとしたら鳥獣被害防止対策交付金の方で2分の1ですか。2分の1ですから1,500万円出るのだと。それに国の起債事業のその80%を利用すると1,200万円出るのだということ、2,700万円そこで出るわけなのです。そうすると、村では300万円で済むのだというような計算になります。

これを何回か繰り返して朝日村はもうわずかになってきたということになっております。毎年年に3,000万円とすると3キロくらいの距離がどうもできそうなのです、計算してみると。山形村のこのすそ野を私ちょっとダアッと地図上ですが追ってみたら大体16から20キロ弱ぐらいではないかなというように感じました。

朝日村は三澤議員もおっしゃられたのですが20数キロあったかと思いますが、1キロ当たり計算しますと826万円から830万円ぐらいかかるという費用になります。そして、その16キロだとしますと山形全体をしますと今約1億3,280万円とそんなような数字になろうかなと思います。

この数字を2分の1補助ですから6,640万円、これがまずそのハード事業の方でいきますと2分の1使えるということで6,640万円が出るのだと。その残の6,640万円の80%補助をまた受けるということになりますと、村はどのくらいかかるのだという全部ですべてやって1,328万円という計算になります。1,000数百万円のことでしたら安心して暮らせるそういう村になった方がいいかなというふうに思います。

今まで防止柵を事業したところは先ほども出ておりますが安曇野市です。松本市、麻績村とこちらの方は10分の10ですべてやっているそうです。それから、生坂村、朝日村、こちらの方は2分の1の方、ハード事業の方を使っていると、こういうことなのだそうです。今幾ら、ちょっと課長の方からはこれから考えていくというのがありましたけれども、数字的にはそういうことなのでこういう数字、そんなに極端も1,300万円が1,500万円になるかもしれないけれども、その数字の差にはならないかと思うのですが、ちょっとそこら辺のところをお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 防護柵の設置につきましては、まずそのどんな鳥獣を対象にするかということがまずあるかと思います。クマにするのか、イノシシにするのか、サルにするのかというそこら辺のすべてを対象にするのかということでも非常にそのそれぞれかかってくる単価も違って来るかと思います。それがやはりこう山形村の場合、清水高原にはある程度別荘に定住者がおるということもありますので、そこら辺も考慮しなくてははいけません。それから、設置につきましては今議員さんのおっしゃったとおりかと思うのですけれども、あとそれぞれの設置したところの市町村のお話等を伺う中で、やはり設置した後の維持管理というものをどうするかというのは、結局行政だけではとてもではないけれども手が回らないということで、やはりその地域の方々の協力というものがどうしても必要です。そこら辺も含めた中で山形村

に合った、もし防護柵を設置するのであればどういう方法がいいかというのについては、先ほども別の議員さんにもお答えしましたけれども、27年度中に計画した中で方向性を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 確かに村有林なら全部村でもできますし、私有林がほとんどだと思いますし、また設置されたところのお話を聞きますと、やっぱり住民全体がそれを考えて、やっぱりすそ野をきれいしなければいけないのだという考え方の中で今まで工事されてきているということを知っております。

朝日村の場合は業者さんがきちんとされて立派なものを、視察も皆さんと行ってきておりますのでご存じかと思えますけれども、立派なものになっております。安曇の方は自分たちでつくられたということで、ちょっときゃしゃかなという感じはしますが、それでもイノシシやクマ、そしてまた電気柵にもなっておりますし、一応すべて同じような形になっておるわけです。

そういうわけですから、いずれにしても地域の人たちとの話し合いを持って一歩ずつ前へ進めて、一気に全部できるわけではないというものですから、一度に全部山形中に話をするということではなくしても、計画の中ではこうなのだということできるところから、何年もかかると思いますので、そうやっていくことが村民の安全を守る立場の行政ではないかなと、そんなふうに思います。

それは費用的、ほとんどが今同じ形のものをつけております。極端に違うものではなくて、やっぱりつけられるのはイノシシやそういうあれも下からもぐって入ってこれないようなもの、それからサルは上を越えられないようなものとして考えてつけられておるものが実情です。

そんな中ですのでやっぱり地区と、それぞれその6地区の中で話し合って相談していくということで、そんなような形で夏場の暑いときに、忙しいときでなくて、できたらこの来春の冬場の人に少しでもこの地域の人たちと進めていくということが可能かどうかお聞きしたいです。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 実際のところどのような形で進めるかにつきましては、鳥獣被害対策の協議会が月曜日にあったのですけれども、そのときにもお話が出ましたけれども、それぞれの委員さんの中にはぜひ早急にやってほしいというようなご意

見もございました。

やはりもし防護柵を設置するとなると、村の全体像の中を考えた中で何年度はここ、何年度はここということである程度四、五年のうちにはすべてもし張るとしたらやってしまわなければいけないようなことであるかと思しますので、そこら辺も含めた中で27年度中には方向性を出していきたいと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 27年度中ということで、それで方向性ができればそんな形で前向きに進んでいっていただけたらと思えます。

3番目の質問の中に森林の生態系の保全についてということなのですが、先ほど三澤議員からも生態系の方で質問がありましたけれども、私も全く同じ意見でして、最低限の捕獲はやむを得ないと思えます。今回はクマですけれども、里へ出たすべての有害鳥獣を捕殺することはできたら避けるべきではないかなと思えます。中には、中にはといいますか、そういうことに、殺すということに対してまずいのではないかという、そういうお話を聞いていることもあります。今回も何か最後には小さなクマもいたのだということも聞いております。

先月、ちょうど1カ月になりますけれども、11月10日でした。午後4時からでしたけれども、小学校の校長先生が信州大学の山岳科学研究所の泉山茂之教授をお迎えして小学校で講演がありました。私もこの中で2回程度質問をしました。見えていた方というのは、新聞は『信毎』と『市民タイムズ』が20名ほど出ていたと言いましたけれども、実際のところそんなにはいないような状態でしたけれども、この中でまた私がその教授に聞いた中で、各地で出没が相次ぐクマの被害対策の話を伺ってきました。

そんな中で出たことが茂みや耕作放棄地の刈り払いです。それから、有効な方法としては電気柵の整備。それから、空き家対策。柿の木とかえさになるものを除去するという。クマは駆除してもまた次のクマが出るのだと。そういうことで特効薬としてはないということでおられました。

人の生活空間にクマを誘引しないように、要するにえさのようなものを置かないようにということでおられました。そういうことは地域全体がそれを取り組まなければいけないのだということをおっしゃいます。

こういうことを村民の皆さんに周知していただくことが何よりも大事だということ

ですので、お聞きしましたらいろいろ村の方でも手だてを打っていただいているよう
ですけれども、なかなかその計画の中で住民の方、村民の中にこんなことをしていた
だかなければいけないと、こういうことを完全に伝えて周知していただけたらなと思
いますかどうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） クマに限らずイノシシも結構今年度も捕獲等いたしま
した。それでやはり緊急時といいますか、やはり人の命にかかわるものについてはど
うしてもやむを得ず射殺等というようなことになってしまいます。別の地域では捕獲
して離すというようなこともあったというふうに聞いているのですけれども、山形村
の場合特にご存じのようにこの山が非常に浅いといいますか、結局別の市町村に持つ
て行って離すわけにもいきませんので、結局は山形の山の中にもし小さいようなクマ
については離さざるを得ない。しかし、大きいものについては非常に危険を伴うとい
うようなことで、やはり今年度についてはもう本当に人命に、人間に危険が及ぶとい
うようなことで11頭の射殺をしたというようなことでありますので、やはり緊急時
は臨機応変には対応をしたいと思うのですけれども、やはりある程度人命を守るとい
う観点からはやむを得ないかというようなこともありますので、今後その緩衝帯の整
備も含めた中で、少しでも住民の皆様にも協力願えることは協力していただいて、村
の方でも危険防止についてのPR等に努めたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 今、課長の方でそういつて言っただいたとおりにそんなふう
にしていただけたらと思います。今年も本当に9月の末からですか、11月20日まで
ですか、本当に朝・夕パトロールをしていただいて、それが安全につながったかなと
思います。

また、そのほかにもチラシとか、先ほどもありましたが小学校の方には鈴を、小学
校の生徒には鈴を渡したとかいろんなありますけれども、できる限り両面で進めてい
っていただけたらと思います。この質問に対しては私が最後に先日、先ほど話をした
のですが、小学校で講演を聞いてきましたけれども、何しろ先ほども話したとおりのP
T Aの父兄の方が六、七人しか見えていなかったです。校長先生、せつかく大学の先
生を呼んでいただいたのですが、議員の方は私を入れて2人なのです。村関係者はい
ません。学校関係者を入れても20人は到底満たない中での講演でした。

捕獲よりもまず行政を含めて皆でこういうこの問題に向かっていくということが安全につながるのではないかなと、村の安心につながるのではないかなと思いますので、そんな私からの希望をしてこの質問に対しては終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 質問事項1についてはいいですか。

○6番（籠田利男君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員、次に、質問事項2「リフレッシュ補助金について」を質問してください。

籠田議員。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） それでは、2つ目の質問です。「リフレッシュ補助金について」ということで質問させていただきます。

まず現在、村より毎日受け付けをいただいておりますリフォーム補助金について、2年目になり多くの工事を村の業者さんにはいただいております。このことに関してまずは感謝を申し上げます。

さて、村内では大型店の営業に伴い商店は急激に減少しました。その中で買い物弱者の方も増える傾向になっております。飲食店、観光に携わる店舗、産直店等に見直しや補助等を考えたらどうかと思います。先日総務産業常任委員会では下伊那郡阿南町へ視察に行っていました。その中でほんの一部を報告しますと、町内全域の店舗が対象になっておりまして、幅広い業種の店主に補助されております。その名前は商店等リフレッシュ補助金とありました。町内の商店主のやる気を後押しするという事業でありました。それによって商業を活性化させ、町内全体の元気を盛り上げていくということが目的とあります。

そこでお聞きします。1つ目として、商店等リフレッシュ補助金の創設についてのお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

それと、2番目として、商業・農業・飲食観光についての後押しをしていただけるかどうかということ、この2点をお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 「リフレッシュ補助金について」のご質問にお答えします。

まず1番目のご質問の「商店等リフレッシュ補助金制度創設について」であります、

村では現在商工業振興対策事業として事業所設置事業補助金、共同店舗設置事業補助金、小規模企業者安定事業補助金などを実施しています。

近隣の市村の状況では、松本市は商店街が共同で実施するイベント等に対する助成を実施していますし、塩尻市は商工会が計画の策定事業や設備改修等への助成し、借入金の利子助成を実施しております。朝日村は県の制度資金への利子助成などを行っています。

村としては当面新たな助成制度を設ける予定はありませんが、ハード的な投資への補助としては、先ほど申し上げました商工業振興対策事業を利用させていただくとともに、活性化イベント等のソフト的事业に対しては、明るく元気な村づくり事業補助金を利用いただければと考えております。

商工会との連携のもと地域密着型の商業活動を促進するほか、既存事業所の経営の安定化に向けた支援などに努めていきたいと思っております。

次に、2番目のご質問の「商業・農業・飲食観光についての後押しについて」であります。農業関係では松本広域連合や日本アルプス観光連盟等の実施する観光物産展へ参加、ナガイモや山形村産の野菜販売、パンフレット配布等によりPR活動を行っています。

27年度において観光パンフレットの刷新を予定しています。観光協会で実施している農業体験や村内飲食店等への内容を盛り込み、積極的なPR活動を行いたいと思っております。

観光・交流人口の増加と商工業や観光の地域活性化に向けて、清水寺や道祖神を初めとする多彩な観光交流資源の一層の活用を初め、農業との連携による農業体験や食をテーマとした山形村などでの観光・交流機能の強化を重点的に進めていきたいと考えております。

以上1回目の回答でございます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） また、阿南町のことが出てきますけれども、阿南町の補助金の要項の中に村内店舗等の魅力ある店舗づくりを促し、店舗等の活性化とにぎわいの創出を図ることを目的とし、店舗改修工事等の一部を予算の範囲内において補助金として交付したらということに、交付ということになっております。

村長の言われる日本一元気で明るい村づくりの中に、これは農・商・工を含めた店舗のリニューアルをして観光や、そして食事、産直品等の買い物に見えた方々に明る

く元気な店、元気な村をアピールできるようないい印象を大勢の皆さんに村へ来ていただくことがいい印象を見てもらって、大勢の皆さんに村へ来ていただくことが必要だと思えます。

看板のつけかえ、壁の塗りかえ、屋根の修理だとか、また改修工事にテーブルやいすなどの備品も購入する際にも補助金をつけているということを知っています。せっかく村へ来ていただいたときに、こんなところで食事するのというようなことになってはいけませんので、できる限りいい形で補助をして、たくさん補助でなくてもきっかけをつくっていただくことが大事ではないかなということに思えます。

そんなことですぐとは言いませんけれども、当面といいますか、先へいつのことでお考えはいただけないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 非常に理解はできます。現在住宅リフォーム事業が非常に今年度になって好調になりまして、やっと3年目で非常に大きくなって、住民の皆さんも利用をするようになってきて、ちょっと非常にそこでもうまた12月の補正予算の方にも補正で追加をお願いしておりますけれども、非常に順調に推移しておる中で非常に財源がかかっております。

今回のそのリフレッシュの関係につきましても財源等かかるかと思っておりますので、他市町村の状況等もまた勘案した中今後検討させていただきたいというようなことで考えています。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今、住吉課長が言われたとおりそのリフォームの関係が非常に伸びているということで農業、山形村の経済の活性化のところがいい施策だったなと思っております。

今、籠田議員が言われました商店街のそういった食事をするところの改善等の内容につきましても、そういったリフォームの事業がありますのでうまく利用できないかなど、ちょっとそのように思いましたので、新しくそのリフレッシュ補助金というような形でつくっていきますと、またいろんな形での取り組みも必要だと思えますけれども、順次そういうような形で持っていくとするならばいい方向へ持って行って、明るく元気な村をつくっていきたいと思っておりますので、そんなことも考えてお答えにします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 今私も同じあれにいますのですが、本当にあのリフォーム補助金をとってみても非常に書類も楽ですし、非常にだれもが簡単に使わせてもらえるというような形になっているので、ほかのなかなか補助金というのは非常に書類だけでもやっかいだということで、なかなかだったらやめようというふうな話にもなってきますけれども、今現在のリフォーム補助金については非常にありがたいなど、そういう面では非常に楽ですし、ありがたいなと思っております。

そんなことも含めてリフォーム補助金の商業版といいますか、そんなような形の中で考えていただけたらありがたいなと思います。

それでは、今のことに對して村長、一言あったらお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） リフォームの補助金の商業版ですか、使い方の改善みたいな形なものですから、皆さんの要望を聞きながら対応は考えていきたいと思えます。これから考えることだと思いますけれども頑張ってください。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） はい、ありがとうございました。それでは、私の2番目の方の質問に入りたいと思えます。

商業・農業・飲食観光等の後押しについてということで考えをお聞きしたいと思えます。これからの消費・農を含む観光産業です。どのように、またどのような後押しが必要であるかと。また、どのように行っていくかということで、そんなことで質問したいと思えます。

村内では大型店の営業に伴って本当に減少してしまっているものですから、小さな店舗というのは減少してしまっているものですから、そんなことで後押しの点がもし村の方であったら、今のと絡んでくるかと思えますけれども、ほかにあったらお願いしたいと思えますが。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 確かにいろいろな個人、個人はご要望があるかと思えます。商業関係でしたら商工会さんが中心になってどんなようなご意見とかご要望があるか、また取りまとめてもらえばいいですし、観光につきましては観光協会さんの方でそれぞれご意見等を村の方に寄せていただければ、また村の中で協議した中でできるものから順次進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 村内の小店舗においてはある程度商工会の方で後押しといいますか、相談に乗っていただけるかと思いますが、今私ちょっと心配したのは村の中心にある大型店というのがもし撤退ということになった場合は、大変今後の村の真ん中が空洞化というような、そんなことになって大変困ることになるかと思います。

買い物、近くだから買い物に来れるという方も多いかと思います。そんな中ですがそのコミュニティバスだとかそういうことにだけ対応していても、あまりいいことではないかなと思います。そのためにも先を考えた対応策が必要かと思います。いわゆる村の中のお店がなくなるということで考え方を考えていかなければいけないと思いますが、それについての対応策といいますか、お考えの方をあったらお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） まだそういった具体的に撤退とかそういう話は聞いておりませんので、別に今のところそういう特に村として考えていることはございませんけれども、買い物弱者ですか。ということもございますので、福祉バスの運行、あるいはもろもろの中で考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 今あったのでは間に合わないものですから、それで少しは頭にといいますか、村の中で考えるような方を、そういう考え方を持っていただきたいのだというのが私の意見でありますけれども、実際のところそういう福祉バスに乗って帰っても、時間で決まっています時間で帰ってくるという形の中でしたので、やっぱり年をとられたお年寄りの方々というのは慌てて買ってなんかこれないわけです。時間までどうのというのは大変なことだと思います。ゆっくりと自分の時間に合わせて、自分の体の動きに合わせてやっぱり買い物されたり、そういうことも大事ではないかと思います。

そんなことも考えられますので、私はそんな事態になったときは一見困るわけなのですがけれども、そういうようなことが起きたときにいいように、もうある場所に観光に携わる店舗が入ったり、産直店が入ったり、飲食店全体がこう1つの建物に入ったり、地域で買い物される人たちが、また飲食される人たちが、観光で見える人たちも全部がこう対応できるようなこれからはこの村の真ん中にそういう集中化したというか、この真ん中にみんなが気楽に入れたり、そしてだれもが入れたりというそういう

村内の農業、商業、そして飲食、観光と画期的な交流センターというものを最終的には考えていかなければいけないのではないかと。

真ん中にポツンとあいてしまったことは大変なことになるので、そういうことになってもいいように先に向けては考えていかなければならないのではないかなと思います。そういうセンターとしてできれば近隣の市町村まで対応できるかと思いますが、そんなことは全然不可能だと言われるかもしれませんが、ちょっとそこら辺のところも村長お願いできたらと思いますが。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） スーパーのところの撤退による土地の空洞化というか、そういうような形の対策を今考えておけというようなことでございますけれども、今言われることは道の駅みたいなところをつくりながらいろんな食堂がみんなそろってやるような、そんなものを考えておけと、壮大なお考えのような話でございますけれども、近隣もと言われてもあれなのですが、今のところ具体的な村としてそういった施設をつくっていくというところの考えは今ありませんので、一応そういうご意見があったというふうにお聞きしておきます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 今そういう計画があるとは聞いておりませんが、心配されるのが山形が端っこにはどっちから来ても、東から来ても北から来てもあるのですけれども、やっぱりこの中心にないということは、本当にそうなった場合には大変なことになるのではないかなということが、ここにあるのは行政の関係だけが残っただけで、あとは何もないということになってしまいますので、ちょっとそんなところが一番懸念されることと思います。

最後ですが、村の第5次総合計画の中に商工業経営の活性化の促進の中に地域に密着したサービスの展開とイベント戦略の展開、農林業や観光等連携した特産品の開発、販売事業の拡大等を促進しますとありますけれども、その総合計画の面からもそういうものは必要になってくるのではないかなというふうに思います。これについては質問としてしませんけれども、私はこれからの先を考える中で、心配される中でそういうことも必要ではないかなと。急にできないことですから、これからそういう計画の中にもう含まれていることの1つにもなるかなと思いますので、そんな場合形の中で前向きに進めてといたしますか、考え方の計画の方を進めていただけたらと思います。

私の方の質問は以上で終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 以上で籠田利男議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 11 番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項 1 「告知放送 同報無線化に向けて」について質問をしてください。

大月民夫議員。

（8 番 大月民夫君 登壇）

○8 番（大月民夫君） 議席ナンバー 8 番、大月民夫です。

平成 26 年も残りわずかと押し迫ってまいりました。本年は 2 月の豪雪からひょう害、南木曾町における集中豪雨による土石流災害、御嶽山の火山噴火災害、そして神城断層地震の災害と自然界の猛威に打ちのめされた年でありました。

本定例会一般質問の締めくくりとして快適で安全な住みやすい山形を目指した生活環境分野から、防災と交通安全について質問をさせていただきます。

初めに、「告知放送 同報無線化に向けて」につきましてお伺いをいたします。

総合計画の主要施策、総合的な防災・減災体制の確立の中で、災害時における情報通信体制の充実を図ることが前期基本計画にうたわれ、実施計画でも平成 27 年度予定事業として告知放送同報無線化工事が盛り込まれております。現状はまだまだ企画検討段階の点が多かろうとは思われますが、概要だけでもこの機会に村民の皆さんに周知いただきたく以下お伺いをしてまいります。

最初に、計画している無線システムの内容と導入計画時期についてお伺いをします。

次に、事業計画の段階で活用できる国庫補助金制度が見込まれておりましたら概要だけでもお聞かせください。

続いて、屋外拡声器と個別受信機の設置計画についてですが、屋外拡声器は現在保有の施設場所を基本に検討されるのか、もしくは新たに拡声能力に沿って基本設計を行うのかお聞きをしたいと思います。

合わせて個別受信機の設置の対象世帯はどんなエリアを想定されておられるのかお示しをお願いします。

4 番目の質問ですが、告知放送の放送内容について構想をお聞きいたします。緊急

放送として取り扱う内容と定時的にお知らせする行政や地域からのお知らせの放送の
住み分けについて、またJアラートの発信する情報の自動放送システムについてもお
聞きをしたいと思います。

次に、無線発信の基地局をどこに設置するのか、構想がまとまっておりましたらお
聞かせください。

最後に、防災業務に経験豊かな人材発掘を行い、嘱託職員としてでも構いませんが、
防災・減災に関する業務などを担当していただく考えはございませんか、お伺いをし
たいと思います。

以上冒頭の質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、大月民夫議員質問にお答えします。

「告知放送 同報無線化に向けて」のご質問であります。山形村の無線システム導
入につきましては、これまでの実施計画に基づきまして平成27年度以降となってお
りまして来年度着手していきたいと考えております。

これまでYCSの有線による告知放送施設の老朽化もあり、また加入率の低下によ
る情報の伝達が行き届かない面もあり、大雨、大雪、地震などの自然災害や今年度特
に緊急連絡の必要があったクマの出没等人命に影響する災害が頻繁に起きており、で
きる限り早期の完成を見込みたいと考えております。

告知放送基地局、外部スピーカーシステムと個別受信機の設置が基本だと考えてい
ます。

次、2番目でございますけれども、村としましては緊急防災減災事業債の活用を予
定し、国庫補助事業としては考えておりません。緊急防災事業債ですが、事業に要す
る経費の起債充当率は100%で、この起債に対しての交付税で措置されるのが
70%の予定ですが、個別受信機の設置については起債対象外となる可能性もあり
ますので慎重に対応を考えていきたいと思っております。

次に3番目の質問ですが、現在の有線による告知放送と同様に屋外のスピーカー設
備とできれば個別受信機の設置を考えていますが、先ほど申しましたように起債の対
象とならないものもあるとのことで設置は予定したいが検討事項となります。

4番目でございますが、今回の告知システムを無線化するにあたり、今までの放送内

容が多岐にわたっていますので整理、精査が必要と思われます。起債事業として個別受信機設置問題も含め放送内容についてもある程度の制限がかかる可能性があると考えております。事業推進に当たって関係者、関係機関と協議をしながら進めていきたいと考えております。

次、5番目でございますが、防災を目的としました無線化を考えておりますので、基地局は防災対策本部と一体的になるよう現庁舎を中心に考えていますが、村内の無線化の全体計画の中で支障があれば役場周辺となることも想定されます。

次、最後6番目でございますが、危機管理に対する住民要望や最近の身近な災害発生の対応などを見るにつけ、また地域自主防災組織の充実や指導を考えますと、専門の知識や消防防災の現場経験のある職員の採用、雇用は必要なことと思います。アドバイザー制度の活用や今後の職員採用計画、また内部の職員体制を含めて検討事項ととらえております。

これで第1回目の回答になります。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） 概要の答弁は今、なから解釈できました。山形村は立地条件に恵まれているといえますか、近年命の危険を脅かすような自然災害は免れておりますが、その分危機意識が薄く、大災害時にはもろさを露呈してしまう、そんな心配がございます。少しずつでも意識を変えていく方向性を見出したいと思います。

今回取り上げました告知放送の件ですが、防災無線といえば多くの皆さんが脳裏に浮かびますのは、あの東日本大震災での南三陸町の職員、遠藤未希さんの天使の声ではないかと思えます。「津波がやってきました、早く高台に避難してください」と最後の最後まで呼びかけの放送をし続け自ら津波に飲み込まれてしまった。南三陸町の住民の皆さんは未希さんの声に助けられた。あの声はまさに天使の声だったと言われております。同報無線が多くの命を救った一例と言えそうです。

現状の山形村の告知放送システムは、停電時やケーブルが断線時は全く機能を喪失してしまう弱点がございます。ただいまデジタル無線化の方向性につきまして、来年度スタート、できるだけ早期にという村長の方針をお聞きしました。まだまだ初期の検討段階だとは思いますが、中身について再質問を進めてまいりたいと思いますのでお願いをいたします。

国庫補助金につきましては今概要につきましては詳細お聞きしました。その方向で私もいいと思うのですが、たまたま今衆議院は解散していてあれなのですけれども、

いつも年度末にかなりの大型補正というのがいつもあるのですけれども、その中に適切なメニューが何かあればぜひそんなのも検討するというそんな一面がぜひ努力というか、視野に入れておいていただきたい。これは答弁要りませんけれども、そんなお願いをしておきます。

それで屋外拡声器が聴取が困難な地域がないように十分確認作業を積み重ねて実証的にはお願いをしたいのですが、個別受信機は機種を選定で多種多様あるとは思われますが、一般的には1台4万円から5万円くらいというふうに見込まれているそうです、現状ですけれども。これを住民に買い取ってもらうというわけには私はいかないと思うのですけれども、無償貸与する場合がありますけれども、所有者となる村民が責任を持って維持管理をすること。

転出をするときには、不要になった場合には速やかに返還する、そんな覚書を取り交わしておく必要があると思いますけれども、この辺はまだ先の話かもしれないですけれども、今からこんなところをどんな思いか所見をお聞かせいただけますか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） ただいまの大月議員さんが申されましたように個別受信機については、やはり1台4万円くらいというのが一般的な内容ではないかというようにとらえております。

さっき村長答弁にもありましたようにこの個別受信機自体が起債の対象になるか、ならないかということもちょっとあるのですけれども、約2,500世帯に配置をするという形になりますと、それだけで1億円という形になろうかと思えます。先ほどの起債にできるだけ対象になるような方向で計画を上げていきたいというような思いではありますけれども、これもさっき補助事業をというような検討もという話もありましたけれども、その辺も含めてこれから検討はしていきたいと思えます。

それから、先ほど言われましたように当然個人の負担はできるだけ行政の責務としまして個別受信機の配置はしていきたいとは思っておりますので、無償貸与というような形になろうかと思えますので、当然そういう形になれば貸与の契約といえますか、覚書的なものは必要だというように思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） その辺またじっくり検討いただきたいと思いますが、合わせて村内に所在しております法人登録している事務所にも同じ仲間に、仲間というかエリ

アに入れていただきたいというのと、気の早い村民の皆さんはもしこういうのが入る場合はうちは同一敷地内に2世帯あると。ただ、別棟だからできれば2つ欲しいなど、そんな要望もあるということをちょっと頭の隅に入れておいていただければと思います。

それでは、続いての質問なのですけれども、行政や地域からの放送は個別受信機で現状ですけれども、各自それぞれのうちで適正な音量を調整しているわけですけれども、この防災無線デジタル化になるとその緊急放送は受信機の音量調整とか一切関係なく聞き漏らしのない最大限の音量で発信ができる、そういう解釈でよろしいかどうかお聞きをします。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） ただいまの時点ではまだ機種を絞ってあるというような状況ではございませんので、方向性としましては今言われましたように大体提案された、何社か提案に見えている事業者があるのですけれども、そういう中から言いますと当然災害の緊急放送についてはマックス、最大の音量での告知放送になると。

それから、必要によってはそれが録音がされて、何か放送があったということが表示されてスイッチ1つ押せばこういう放送があったという、録音されたものを聞くことができるというような機能がついているのが大体现状の機械かというように思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） それでは、放送内容について済みません、もう2つ質問いたします。

まず1点、全国瞬時警報システム、通称Jアラートなのですけれども、これは必ず連動させるという解釈をしたいと思っておりますがそれでよろしいかどうか。Jアラート、皆さん聞いてはおると思うのですけれども、気象庁による地震、火山等の気象に関する情報、また内閣官房によるミサイルやゲリラ、テロなどの有事関連情報が瞬時に住民に伝達させる、そんなシステムですけれども、これは連動させるという解釈をしてよろしいか、確認をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 議員さんが提案されているように直接これにつながり込んでいくというような状況に考えております。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） はい、放送内容もう1点だけ、今、他市町村でこれ導入されているところなのですが、定時に時報がわりとしてカリオンの音や童謡のメロディー、音声を流しているところが多々ございます。

そこで、山形村での現在のサイレンについてなのですが、正直言って大変意見が分かれるところではございますが、現状のままでいいのだよというお考えの方も大勢いらっしゃいます。中にはサイレンによる時報がわりを見直し、火災や避難勧告など極めて限られた緊急時のみに絞るべきではないかという意見も正直言ってたくさんちょうだいしております。

無線導入時に全村的な論議をしてみてもと思われませんが、ご所見だけでもお聞かせいただけますか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 当然この事業に着手、また始まるという話になってきますと、当然それ以前に地域の住民の方の意見を伺っていかなければいけない部分が多々あるかと思えます。

それから、今サイレンの関係、時報の話もございましたけれども、ちょっと前の資料になるのですが、総務省の方からの講演の資料としまして、いわゆる平常時の利用例としまして時報のお知らせ、1日に何回かというようなことも利用例として上がっていますので、この無線の中にそういうのが持ち込めてきた場合に、先ほど言われましたようにサイレンの方は廃止してもいいのかとか、この辺も当然さっき言われましたように地域住民の合意のもとということで、また懇談会等も当然やっていかなければいけないと思えますけれども、その中で意見をお聞きした上で判断をしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） よろしくお願いたします。それでは、基地局についてちょっと触れさせていただきたいのですが、やはり村長直轄のいざというときの緊急のあれですので、あまり狭苦しいところではなくてそれなりの広々とした基地というのは必ず設けておかなければいけないかなと思うのですが、今、元情報課ですか、エポック館の2階、今あのスペースというのは今どういうふうに使われているのか、済みません、私ちょっとお邪魔していないもので、今どうなのかというのがわ

からないものですから、現状あのエポック館はどうか。あの辺に基地局を持っていくという構想を準備したらどうかという提言ですけれどもよろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） エポック館の2階は現在有線の方の告知の録音とか、まだ機能をしておりまして使用をしております。それから、基地局という扱いになりますと当然いわゆる職員、それからが即対応できる場所がということを考えております。そうやって考えますと今のエポック館の位置がここから見ればわずか十二、三メートルの位置かと思えますけれども、やはり緊急性や、それからという話をしますとややあそこ、離れたところだという話になってしまいますので、今の構想といいますか、案としましてはこの役場のすぐ南側に少し造築か何かを考えた中で基地局としての放送の卓上版。

それから、ちょっとこれは起債の方との絡みがございますけれども、少し本部機能を持つとか、いわゆる会議ができるようなスペースとか、それから備蓄的なものも、備蓄倉庫的な要素も含むというようなことも条件に入ってくる可能性があります。そうしたときにさっき言われましたようにある程度広さが必要になるということもありますので、できれば役場に付随した施設としたいというのが第一義的に考えております。

ただ、あの広さがとれるかどうかということもありますので、これはもう少しこれは検討の時間をいただきたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） 来年度から着手ということで、これからどんどんと肉づけをしていくという段階ですので、1点1点細かく詰めるつもりはございませんが、最後に経験者の専属配置という点でちょっと述べさせていただきます。

役場職員の皆さんは村民生活に直結する多種多様な業務を分担しながら職務を遂行いただいております。近年の行財政改革のもと職員数も大幅に削減し、1職員に課せられる職域は大きく拡大されてまいっております。この際専門的知識や経験を必要とする部署にはサポーター役としてシニア世代の力量をどんどん投入していくという手段もございます。防災や非常時の危機管理、村民の命を守る部署には平素より訓練や各種シミュレーションの設定が欠かせません。経験豊かな人材投入を期待したいのですが所見をお聞かせください。

先ほど村長の答弁の中では前向きな答弁と解釈したのですが、いま一度お願いをし

たいと思います。基本的に議会は行政組織の人事権には踏み込めないという立場ではございますがご容赦をいただき、方向性という観点からお答えをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 先ほども申し上げましたけれども、本当に住民の安全、生命を守るといようなことになると、本当に前向きに考えていきたいというのも本当でございますので、今後またいろいろとご意見をもらいながら進めていきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） では、この質問は終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） そうですか、はい。

大月議員、質問事項2「交通安全施設の整備」についてを質問してください。

大月議員。

（8番 大月民夫君 登壇）

○8番（大月民夫君） 「交通安全施設の整備」につきまして質問をいたします。

毎年各地区から地域づくり実施計画の要望事項が多数寄せられておりますが、交通安全施設に関する要望の占める割合も大きいとお聞きをしております。県道上竹田・波田線、通称森口線と言った方がわかりやすいかと思われませんが、山形村の最北端住宅があります下竹田薬王寺周辺から上竹田記念碑前までの約1.3キロの間は右折のみ、左折のみなどを含めた交差点が約15カ所、沿線は住宅密集地でありますから県道から住宅敷地内への通用口としている箇所が約40件近くございます。

現状幅員拡張は至難のわざである実情から、将来的にはバイパス路線の新設を目指し極力流入車両台数を抑えた生活道路化が地域住民の願いではございますが、当面は安全運転の喚起を、特に村外からの流入車両ドライバーにわかりやすく表示し万全を期すことが肝要かと思われま。

そこで、交通安全施設整備推進における行政指針も含めましてお伺いをしてまいります。

初めに、県道上竹田・波田線の先ほど申し上げた区間は、村内を走る県道3路線の中で唯一30キロ速度制限区域となっております。しかしながら、制限表示が不明瞭で時には制限速度で走行中の車が追い越されることも珍しくない実情でございます。制限開始位置、森口方面から山形へ向かうコースでは薬王寺周辺、また逆コースでは

記念碑前地点になりますが、この地点に「これより1.3キロの間30キロ制限です、歩行者飛び出しには注意してください」というような制限速度案内と安全運転喚起のお願い、速度制限終了地点、場所は先ほどと同様ですから、さきに申し上げた表示板の裏面と解釈していただきたいのですが、そちらには「速度制限走行ありがとうございました、引き続き安全運転を願います」などと記した、文面はもっと気のきいた内容にして構わないのですが、一目で読み取れるような大型表示板の設置を提案いたします。県道沿いへの設置に伴う許認可制度などが予想されますが、制約などを含め所見をお聞かせください。

次に、地域づくり計画で交通安全協会に要望した事項のその後におけます検討がどのような経緯で行われておられるのか。また、その検討結果の回答がフィードバックされておられるのか、システムの面での実情をお聞かせ願います。

最後に、具体的な事例で対応がどのようにされておられるのか、あるいはどのようにすればよいのかをお伺いしたいと思います。長年にわたり地域住民からカーブミラー設置の要望が途絶えることなく出し続けられ、現場に行くと確かに見通しが効かなくて怖い交差点がございます。しかしながら、カーブミラー設置場所に当たる農地の地権者にとりましては設置した場合、農作業効率面で支障が生じ、結果的には了解が得られず実施が見送られ今日に至っております。

このようなケースでは粘り強く地権者に再折衝を行う場合、取りまとめ役となる所管は地元区の代表者なのか、役場担当課なのか、もしくは交通安全協会組織なのか、あるいはそれ以外なのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上冒頭の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、「交通安全施設の整備」についてのご質問についてお答えします。

1番目、「県道上竹田・波田線の30キロの速度制限表示」であります。それぞれ片側に3カ所ずつ設置されています。また、通常の看板より一回り小さいものが設置されていますが、これは道路幅員が狭いところについては小さいものを設置することです。

中には薄く不明瞭なものも見られます。管理は松本警察署でありますので、交換等

については要望していきたいと思います。また、松本警察署に確認したところ、速度制限等協力依頼の表示については設置するケースもあるようですが、お礼表示については設置がないとのことでした。どちらも設置は可能ですが、速度規制の開始と終了地点については道路幅員も狭いことから、表示看板の大きさや場所等研究しながら設置について検討していきたいという考えであります。

2つ目の質問でございますが、地域づくり計画で要望が上がってきますと各地区をまとめ、各区の区長さんから概要の説明を受けます。その説明をもとに各担当課、担当係で検討をしてもらい実施ができるか、また必要性があるか。用地が絡む場合は地元の同意がとれている、もしくはとれるか再確認をしていただき実施可能なもの、必要性の高いものから予算との整合をとりながら実施をすることになります。

交通安全協会への要望についての主管課は総務課になりますが、道路関係など建設水道課の所管となるものもあります。道路関係につきましては県道、村道、林道などその管理者である建設事務所や村の担当課に要望を伝え、内容によっては松本警察との協議を行うなどして対応をお願いしております。

次に、3番目のご質問でございますけれども、カーブミラーについては交通安全施設でありますので、建設水道課の所管であります。

以上1回目の質問でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） それでは、最初の県道の案内板表示の件につきまして再質問をさせていただきます。この間は道路幅員にばらつきが相当ございます。急に狭くなったり、逆にセンターラインを設けることができるほど広くなったりが繰り返されております。したがって、30キロ制限区間であるという認識が非常に村外の方は薄い。それは村外の方に聞いても、えっ、本当に30キロなのとこう言う方が何人かいらっしゃいます。そんな要素があるということをもまず踏まえなければいけないと思います。

それと、もう1点は、この道路は大勢の高校生が自転車で通学されております主要な通学道路であるという認識もしっかり頭に入れなければいけないと思います。正直時速七、八十キロで突っ走る一部ドライバーには本当にいつふりかかるかわからない危険がいっぱい潜んでいるということを強く訴える意味でも大型表示板の設置をお願いしたいと思います。今それなりの制約はあるとは思われますけれども、ぜひとも前向きな検討をお願いをしたいと思います。これはこれ以上答弁は結構でございます。

地域づくりの要望についてなのですが、役場担当課、今、なから分類はもうお聞きしたのですが、交通安全整備の要望別に区分して次のような解釈でいいかどうか、まず間違っていたらご指摘をいただきたいのですが、まず県道における道路標識やカーブミラー設置に関しては県に要望、次に村道における道路標識全般と村内全域における信号機設置要望は交通安全協会で協議される。

そして、村道上におけるカーブミラー関係はよく区への回答書には村全体の要望を総合的に判断するという文面の回答が来ておりますが、これはどの組織が総合的に判断しているのか、この辺の解釈を濟みません、いま一度教えていただけますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） その管理の関係でありますけれども、交通規制表示につきましては、県道、村道関係なく長野県、松本警察署の管理になります。ただし、制限につきましては公安委員会の許可といえますか、意思表示が必要でありますので、そこにお伺いを立てた中で対応がされていくというものであります。

安協を通して表示看板をお願いするケース、それから地域づくりからカーブミラー等の表示看板というか、交通安全施設をお願いするケースそれぞれあるわけですが、先ほど村長言いましたように最終的な設置につきましては一応建設課で予算を持っております。なかなかその地権者の了解が得られないというのが現状であります。行政から直接話をするのがいいのか、地域からお願いをしていただくのがいいのかというのはそれぞれあるわけですが、行政、それから区なり地域からの要望でお願いしてもなかなか理解をいただけないというのが現状であります。

なものですから、地域づくりにしても了解が得たものから手を着けるといようなことで対応をしている状況であります。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） それでは、そのカーブミラーの件でいま一度再質問いたします。今、赤羽課長おっしゃられるとおりでその地権者との問題、やはり今回私が質問させていただく事項もそれで宙に浮いているという内容です。本当に一度話がこじれてしまふとなかなかスムーズに事が運ばなくなってしまう。村民同士がいがみ合えばいがみ合うほどなお解決の道は遠のいてしまっており、何とかしてよという声がもう相当わき起こっております。

しかし、現実問題としてそのカーブが連続する山岳道路なんかちょっと想定していただきますと、そこでこんなことはあり得ないのですけれども、山岳道路のカーブい

っぱいの中でどこかで地権者がここはだめだよと言った場合、そこが落ちたらだめだからしょうがないなど、そんなわけには絶対いきません。

それと住宅街のその今本当にこの地点はどうでしょう、20年、20何年前からずっと出されております。その境界の道路全部ありますが、その20何年前から出されているところだけまだだめ、どうしても了解がとれない。もう最近は下手すれば交渉していないのではないかなと私思っているのですけれども、交通安全施設というのは重大な何か事象が発生すれば前向きに動き出すという後追いの要素を問題視される、そんな向きがあるのではないかという村民の声がございます。

20年来途絶えることのない地域要望を今後も見送り続ける。その場合でもし仮に重大な事故が発生した、そのうっぶんを本当に受けとめられる覚悟が関係機関にあるのかどうかということが問われることになると思います。これは私どもを含めてで、別に行政を一方的に非難しているわけではございませんけれども、こういったケース、やはり主体はそうなると建水課が主体という現状では解釈でよろしいのでしょうか。いま一度しつこいようですけれども確認させてください。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 確かに大月議員の言われるとおりであります。どこがという部分があるわけなのですけれども、設置に関してはやっぱり予算計上のある建設水道課という部分。ただ、交渉するに当たっては建設課、総務課関係なくあらゆるところで対応をしていくということが1つの方策かなというように考えるわけでありす。

道路敷きに設置をするということも可能ではありますけれども、やっぱり地権者にとっては非常に邪魔になるという部分も出てきます。そういうことも含めながら粘り強く交渉していきたいというように考えています。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） それでは、今回は防災に関して、それから交通安全に関していろんな面からお聞かせいただきました。今後ともやっぱり村民の目線で、村民の思いを最優先に、そんな行政運営をお願いしまして今日の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（平沢恒雄君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了しましたので、これにて閉議し散会とします。

（午後 6時23分）